

千葉県農林水産業振興計画

平成25年12月

千葉県

『農林水産王国・千葉』の復活と『農山漁村の活性化』の実現を目指して



千葉県は今、大きな飛躍の時を迎えております。

成田国際空港や東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等のインフラの整備・充実が進み、新たな可能性を生む広域ネットワークが形成される中、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、首都圏における本県の役割は今後さらに大きくなっていくものと思われまます。

このような中、本県の持つ数多くの宝・ポテンシャルを最大限発揮し、「食の宝庫」として魅力ある本県農林水産業を更に発展させるため、「千葉県農林水産業振興計画」を策定いたしました。

この計画により、農林漁業者と関係団体との緊密な連携の下、戦略的な産地強化を図るとともに、地域ブランド化や6次産業化の推進等による高付加価値化・高収益型の農林水産業への転換などの「農林水産王国・千葉」の復活と、農林漁業体験等を通じて地域住民と交流するグリーン・ブルーツーリズムの促進など、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進による「農山漁村の活性化」の実現を目指してまいります。

首都圏、そして日本をリードする「日本一の光り輝く千葉県」を実現し、若者たちが希望を持てる「力強い農林水産業」を創り上げるため、農林漁業者や関係団体が一体となった「オール千葉」で計画を推進してまいりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年12月

千葉県知事

森田健作

目 次

1 はじめに	
(1) 計画の性格	1
(2) 計画の目標	1
(3) 計画の構成	1
(4) 計画の期間	1
(5) 計画の進行管理	1
(6) 地域農林業振興方針との関係	1
2 本県農林水産業の現状と課題及び取り巻く環境の変化	
(1) 農林水産業の魅力発信	2
(2) 戦略的産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進による 「農林水産王国・千葉の復活」	2
(3) 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進による 「農山漁村の活性化」	4
3 本県農林水産業の目指す姿	5
4 計画の基本方向	
(1) 目標	6
(2) 分野別の 13 の戦略と基本方向	6
(3) 施策の展開方向	
【生産分野】	
園芸	9
品目別の振興方向	14
農産	22
畜産	28
森林・林業	35
水産	42
【横断的・戦略的分野】	
販売促進・輸出拡大	50
6次産業化	58
食の安全・安心	64
農山漁村の活性化	72
試験研究の充実	77
担い手育成	89
基盤整備の促進	98
耕作放棄地・有害鳥獣対策	103
参考1 「千葉県農林水産業部門別計画」施策指標の達成状況	108
参考2 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」抜粋	115
参考3 「農林水産業・地域の活力創造プラン」における主な目標	124

1 はじめに

(1) 計画の性格

この計画は、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」を実現するための具体的な取組を示すものです。

(2) 計画の目標

「新 輝け！ちば元気プラン」では、戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進による「農林水産王国・千葉の復活」と、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進による「農山漁村の活性化」の実現を目指し、具体的な数値目標として「農業産出額全国第2位」「海面漁業漁獲量全国第6位」を掲げていることから、これを本計画の目標とします。

(3) 計画の構成

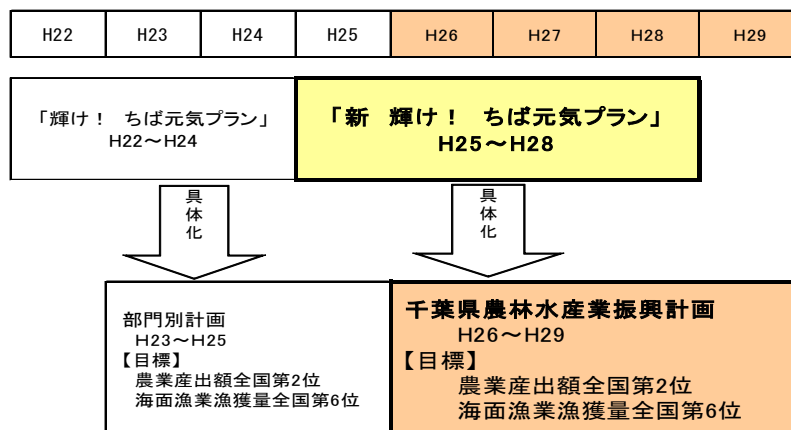
計画は、「園芸」「農産」「畜産」「森林・林業」「水産」の5つの主要な生産分野と、「販売促進・輸出拡大」「6次産業化」「食の安全・安心」「農山漁村の活性化」の消費者視点を重視した施策や、「試験研究の充実」「担い手育成」「基盤整備の促進」「耕作放棄地・有害鳥獣対策」の生産者を下支えする施策の横断的かつ戦略的に推進する8つの分野、合計13の分野で構成し、それぞれに施策の基本方向と具体的な取組をまとめました。

なお、本計画は、前計画の部門別計画で示した指標等の進捗状況、残された課題等を検証するとともに、国の施策や農林水産業を取り巻く環境変化を踏まえて策定したものです。

(4) 計画の期間

この計画は、平成26年度から29年度までの4年間とします。

千葉県総合計画との関係



(5) 計画の進行管理

この計画に基づき実施する施策については、毎年度、施策評価を行い、その結果を踏まえ見直しや改善を行います。

また、TPPなど農林水産業を取り巻く情勢に変化が生じて、新たな施策対応が必要になった場合は、内容の見直しを行います。

(6) 地域農林業振興方針との関係

この計画を踏まえ、農業事務所と林業事務所において、地域の特性を踏まえた施策の方向性を示す「地域農林業振興方針」を平成25年度末までに策定します。

2 本県農林水産業の現状と課題及び取り巻く環境の変化

(1) 農林水産業の魅力発信

ア 恵まれた自然環境と大消費地に立地した「食の宝庫」

本県は、温暖な気候と広い県土と豊かな自然に恵まれ、それぞれの地域で多彩な文化や特産品などが生まれ、育まれてきました。

特に本県は「食の宝庫」であり、県産農林水産物については、産出額等が全国上位の品目が数多くあります。また、大消費地に位置するとともに、620万県民と多様な観光資源を有するなど、高いポテンシャルを有しています。

イ 成田空港、圏央道等のインフラの充実

本県は首都圏に位置し、我が国最大の国際空港である成田国際空港や東京湾アクアラインといった人・物の交流を支えるインフラや、幕張メッセや東京ディズニーリゾートといった大規模な集客施設も数多くあります。さらに、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の東金から木更津間が開通し、松尾横芝インターチェンジまでが直結したことなどから、交通利便も一層向上しています。

ウ 国内外に向けた積極的なPR

これまで、本県の持つ様々な魅力を積極的に発信し、知名度の向上に努めてきましたが、「光り輝く活気にあふれた千葉県」を実現していくため、今後も、国内外に向けて、より一層積極的にPRし、認知度、信頼度、好感度を高め、「行きたい地域」「暮らしたい・働きたい地域」「買いたい産品の生産地」として、千葉県が選んでもらえるようにしていくことが必要です。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、これを好機として、海外のアスリートや観戦客へ向け、本県農林水産物の魅力をアピールできる環境づくりが重要です。

(2) 戦略的産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進による「農林水産王国・千葉の復活」

ア 農林水産業を取り巻く環境の変化

本県の農林水産業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費形態の変化と産地間競争の激化、生産環境の悪化、生産者の減少と高齢化の進展など、急激かつ大きく変化しており、さらに、農地の減少や耕作放棄地の拡大、有害鳥獣被害の増加、森林の荒廃や放置竹林の拡大、水産資源の減少や魚価の低迷などの要因で、農林漁業者の所得は低迷しており、所得向上に向け、解決しなければならぬ大きな課題が山積しています。

また、本県の農業産出額は年々減少傾向にあり、平成23年は東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、全国第4位にまで後退しました。

さらに、本県の海面漁業漁獲量も年々減少傾向にあり、平成24年は全国第7位に後退しました。

(ア) 国際化の進展

国際的な経済連携が進みつつあり、人・物・金が世界規模で動く、経済・社会のグローバル化が進展しています。

特に、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）や東アジア地域包括的経済連携（RCE

P) などの経済連携交渉の進展によっては、農林水産業のグローバル化が一段と進む可能性があり、本県農林水産業の競争力を強化することが急務です。

(イ) ライフスタイルの変化に伴う消費形態の変化と産地間競争の激化

近年のライフスタイルの変化により、食料の消費形態は、家庭での調理や食事から、外食や調理済みの総菜といった中食で代用するなど、食の外部化、簡便化が進んでいます。その結果、本県がこれまで得意としてきた高品質な家庭消費用の青果物よりも加工・業務用の需要が大半を占めるようになっていきます。

さらに、人口減少と食の多様化により国内の農林水産物の需要が減少する中、少ないパイを巡って産地間競争が激化しています。

(ウ) 生産環境の悪化

地球温暖化に代表される最近の気象変動は、高温障害、新規病害虫の発生域の北上、海水温の上昇など、農林水産物の生産に影響を及ぼしています。

また、輸入穀物や牧草等に混入した雑草種子により、難防除の外来雑草の発生が増加し、農産物の安定生産に大きな障害となっています。

加えて、南房総を中心として野生鳥獣害が拡大し続けており、農林産物の減収はもとより、生産者の生産意欲の減退から、耕作放棄地の増加→野生鳥獣害の拡大→耕作放棄地の増加といった悪循環に陥っています。

(エ) 生産者の減少・高齢化と農地の減少

平成 27 年は、2015 年危機と言われるように、高度成長期も地元で踏みとどまり地域社会や農林水産業を支えてきた「昭和一桁世代」が全員 80 歳を迎え引退するとともに、団塊の世代（1947 年から 1949 年までの 3 年間に出生した世代）が全員 65 歳を迎えます。

(独) 農研機構によると、平成 32 年（2020 年）の本県の農業就業人口は平成 22 年（2010 年）の 3 分の 2 に減少するとの予測がされており、地域によっては担い手不足がより顕在化し、耕作されない農地が増加し、耕作放棄地の更なる増加が懸念されます。

また、農地は、農業生産の最も基礎的な資源であり、良好な状態でその確保を図ることが重要ですが、近年、転用などにより農地が減少しており、農業生産の阻害要因とならないよう、しっかりと農地の利用調整を図っていくことが求められています。

さらに、林業や水産業の経営体の減少も進んでおり、本県農林水産業の生産基盤の脆弱化や集落機能の維持が懸念されています。

(オ) 食の安全・安心への関心の高まり

食や健康に対する消費者の意識が高まる中、輸入食品の農薬問題、食品の偽装表示など食の安全性・信頼性をゆるがす様々な問題が生じ、食の安全・安心への更なる取組が求められています。

さらに、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、一部の農林水産物から基準値を超える放射性物質が検出されたことも影響し、本県農林水産物の安全性に対する県民の意識は高まっています。

(カ) 農林漁業者の所得低迷

近年、燃油高騰、輸入肥料・飼料等の価格の高止まり、農林水産物の価格低迷などに

より、農林漁業者の所得が減少し、生産意欲の減退を招いており、農林漁業者の所得向上に向けた取組が急務となっています。

イ 消費者視点を重視した農林水産業の生産力強化に向けて

本県農林水産業が地域を支える力強い産業として発展していくためには、消費者視点に立った施策の構築などにより、山積する課題に果敢に立ち向かっていくことが必要です。

具体的には、消費者ニーズに合った農林水産物を提供できるよう生産力の強化と生産性の向上を図るとともに、首都圏に位置する優位性を生かした産地づくりや、多様で活力のある担い手の確保・育成を図ることが重要です。

また、農林漁業者の所得向上のためには、生産面のみならず、流通、加工、販売の各分野での付加価値を高める6次産業化への取組は極めて有効であり、他産業との連携も含め、地域の特性を生かした新たな経営モデルに取り組む必要があります。

さらに、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界的な日本食ブームやアジア諸国における富裕層の増加等を背景に、農林水産物の輸出の機会が拡大する中で、輸出を新たな販路開拓のひとつに位置付けていく必要があります。

また、農業水利施設や漁港など、農林水産業の生産力を支えるインフラについては、老朽化が進みつつあり、改修など機能強化に向けた取組は待ったなしの状況です。

加えて、農業者の高齢化の進展等に伴って拡大している耕作放棄地については、担い手への農地集積の推進と併せて、県農地中間管理機構を核として積極的に解消を進めるとともに、基盤整備による農地の集団化により発生抑制に努めることが重要です。さらには、鳥獣被害防止対策についても、農山漁村の多面的機能と貴重な地域資源を保全する上で、重要な課題となっています。

こうした課題に対応する上では、新しい品種や栽培・加工技術などの積極的な導入の下で、環境にやさしく、安全・安心な生産流通体制の整備も重要です。

(3) 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進による「農山漁村の活性化」

ア 県民にとってかけがえのない農山漁村

本県の農山漁村は、豊かな自然環境に恵まれ、食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民にとってかけがえのない数多くの地域資源や多面的機能を有しています。

また、都市と農山漁村との交流拠点となる直売所や農林漁業体験施設等は、県民が農山漁村の魅力に直接触れ合い、農林水産業への理解を深めることができる貴重な場となっています。

しかしながら、農山漁村の人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下、耕作放棄地や荒廃森林の増加、さらに、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害が拡大するなど、数多くの課題を抱えています。

イ 農山漁村の活性化に向けて

緑豊かで活力のある農山漁村を実現し、農山漁村の多面的機能を維持するためには、週末居住等によるスローライフや体験型観光へのニーズの高まりを踏まえながら、多様な地域資源を活用した新たな都市住民との交流の仕組みづくりや、高齢者就労など多様な就労の場の提供、多様な人々が参画する集落活動による地域資源の維持向上が必要です。

3 本県農林水産業の目指す姿

「新 輝け！ちば元気プラン」では、2019年の千葉県農林水産業の目指す姿として、「地域を支える力強い農林水産業」を掲げており、その具体的な姿は、以下のとおりです。本計画で、この目指す姿に向けて取り組んでいきます。

- 1 消費者ニーズに敏感な生産者が、流通業者や外食産業などと提携した生産活動などにより、所得を増やし、本県の農林水産業が若者にとっても魅力があり、力強い産業に育っている。
- 2 機械化・省力化技術が普及し、大根・ねぎなど露地栽培で大規模な農業が行われている。また、野菜・花の栽培の施設化や、レタス・サラダ菜など植物工場での生産が進み高収益で天候に左右されない農業が展開されている。さらに、これらによる雇用の増加などが地域の活性化に役立っている。
- 3 水田を活用した飼料生産も進み、国産飼料を中心とした畜産経営が展開されている。さらに、稲作の大規模化が進み、低コストで生産された千葉県のおいしい米が人気を博している。
- 4 県民が積極的に森林づくりに参加し、里山を中心とした美しい景観が保全されるなど、かけがえのない県民共通の財産として豊かな森林が育まれている。さらに、森林の恵みである県産木材が住宅や公共施設など身近なところで利用されている。
- 5 稚魚の放流、魚の住みやすい環境づくり、水産資源を計画的に利用する漁業の実施により、海・川が豊かになっている。また、生産・加工技術の更なる進展により、質の高い水産物を安定して供給し続けることのできる水産業が展開されている。
- 6 地産地消や食育の浸透などにより、都市と農山漁村の交流が進み、都市居住者が週末に農山漁村地域を訪れるなど、首都圏に位置する本県だからこそ体験できる「千葉型スローライフ」が定着し、にぎわいのある農山漁村が形成されている。
- 7 首都圏の台所を担う本県の農林水産業は、消費地への輸送距離が短いため、地球温暖化防止に貢献する産地として評価が高まっている。
- 8 安全で新鮮、おいしい物なら「千葉県産」だという評価が県民をはじめ全国の消費者に浸透し、食卓には千葉県産の野菜や果物、米、魚、肉、牛乳などの食材や色鮮やかな花が並べられている。
- 9 千葉の豊かな自然、名所・旧跡や祭りなどの文化、さらには農業・漁業体験など、千葉の魅力が国内外に発信され、様々な目的を持った観光客・来訪者が、県内各地で一年を通じて見られるようになっている。
- 10 県内の特色ある農産物や水産物などの地域資源を生かした新製品や新商品が数多く生み出され、県内はもとより全国に向けて販売され、優れたブランドになっている。

4 計画の基本方向

(1) 目標

戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進による

「農林水産王国・千葉の復活」と、緑豊かで活力ある農山漁村

づくりの推進による「農山漁村の活性化」の実現

○数値目標：農業産出額全国第2位

海面漁業漁獲量全国第6位

(2) 分野別の13の戦略と基本方向

【園芸】 園芸産出額全国第1位の奪還に向けた「力強い産地づくり」の推進

◆園芸産出額（野菜、果樹、花き） 現状1,906億円(全国第2位) → 目標2,220億円(全国第1位)

◆いも類産出額 現状209億円(全国第3位) → 目標228億円(全国第3位)

再生・強化を目指す園芸産地に対し、生産力や収益力を向上させるための生産体制の構築や省力機械・集出荷施設の整備等を集中的に支援するとともに、公益社団法人千葉県園芸協会を核に関係者が緊密に連携して「オール千葉」体制を構築することにより、大口需要や加工・業務需要に対応し、国内外産地に打ち勝てる「力強い産地づくり」に取り組みます。

【農産】 バランスの取れた早場米産地の競争力強化と落花生の生産振興

◆「ふさおとめ」「ふさこがね」の作付割合 現状23.7% → 目標30.0%

新規需要米等の作付面積 現状2,482ha → 目標3,600ha

落花生の作付面積 現状5,450ha → 目標5,500ha

早場米産地の競争力を高めるため、消費動向の変化を踏まえ「ふさおとめ」と「ふさこがね」の生産拡大を図るとともに、飼料用米やWC S用稲等を組み合わせ、水田をフル活用した力強い水田農業経営の確立を目指します。

また、生産が年々減少している落花生について、は種や収穫作業の機械化による省力化を進め規模拡大を推進します。

【畜産】 酪農経営の強化と畜産物のブランド力向上

◆畜産産出額 現状1,034億円 → 目標1,050億円

酪農の生産基盤を強化するため、乳牛の生産性向上に自ら取り組む経営体を重点的に支援するとともに、飼料自給力を強化し、経営の安定化を図ります。

また、県産畜産物のブランド力を高めるため、出荷体制の一元化や安全で高品質な畜産物の生産体制を支援し、販売力を強化します。

さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど急性悪性家畜伝染病に適切に対処するため、家畜保健衛生所の機能強化を進めます。

【森林・林業】 森林・林業再生による森林機能の維持増進と災害に強い森林づくりの推進

◆森林整備面積 現状 1,105ha/年 → 目標 1,900ha/年

◆県産木材の利用量 現状 63 千 m^3 /年 → 目標 73 千 m^3 /年

森林組合などの担い手を育成・強化し、小規模な民有林の整備をまとまった形で可能とする森林経営計画の策定を推進するとともに、路網整備の推進や高性能林業機械の導入を加速化することにより、低コスト作業システムを確立し、主伐により高齢級化した森林の再生を図ります。

さらに、搬出木材の利用促進を図るため、県産材の需要拡大に取り組みます。

また、津波被害を軽減する海岸県有保安林の再生・整備や放射性物質によるしいたけ・たけのこの出荷制限の解除・安定生産に向けた取組を行います。

【水産】 収益力の高い漁業経営体への転換

◆海面漁業漁獲量 現状 15 万 4 千 t(全国第 7 位) → 目標 19 万 t(全国第 6 位)

長引く燃油高騰など経費が増大する中で、キンメダイなど沿岸重要資源の管理の強化や、つくり育てる漁業を推進して生産の維持増大を図るとともに、省人・省エネ型漁船の導入や協業化など、収益性の高い操業体制の実現に取り組みます。

また、高鮮度対応の高度衛生管理型市場を整備するなど、拠点漁港の機能強化を進め、産地間競争力の強化を図ります。さらに、ノリ養殖業については、生産工程の協業化などコスト低減の取組や贈答需要に加え新たな需要の開拓を推進します。

【販売促進・輸出拡大】 「千葉ブランド」農林水産物の販売促進と輸出の拡大

◆県産農林水産物の輸出額 現状 115 億円/年 → 目標 170 億円/年

◆商談会等における商談成立数 現状 136 件/年 → 目標 180 件/年

知事トップセールスや各種メディアを積極的に活用した県産農林水産物のプロモーション活動の戦略的な展開により、国内や東南アジア等の海外への販路拡大を推進するとともに、商品価値の高い売れるものづくりへの多様な支援を展開します。さらに、県産食肉の知名度向上のため、「チバザポーク」、「チバザビーフ」のプロモーション活動を強力に展開します。

【6次産業化】 農林水産業の経営の多角化を進める6次産業化の推進

◆6次産業化の年間販売額 現状 404 億円 → 目標 1,000 億円

農林水産物の高付加価値化と高収益化を推進するため、食品会社など他業種や産業振興センター、6次産業化ファンド等との連携により、地域ブランドとなる新商品の開発やマーケットの創造による需要の拡大を促進し、農林漁業者の所得向上を図ります。

また、「魚離れ」を食い止めるため、民間企業と連携し調理の簡便化に対応したファストフィッシュの拡大を推進します。

【食の安全・安心】 消費者に支持される安全・安心な農林水産業の展開

◆「環境にやさしい農業」取組産地数(累計) 現状 104 産地 → 目標 150 産地

◆放射性物質の出荷制限等が行われている農林水産物 現状 8 品目 27 地域 → 目標 出荷制限等の解除を目指します

本県農業の持続的発展に向け、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、I P M (総合的病害虫・雑草管理) 技術を活用するとともに、「エコファーマー」、「ちばエコ農業」やG A P (農業生産工程管理) など各種制度を活用し、「環境にやさしい農業」を段階的かつ総合的に推進します。

また、農林水産業の振興を通じ、県民一人ひとりがバランスの良い食生活を実践する食育の取組を進めるとともに、安全な県産農林水産物の供給を確保する観点から、放射性物質のモニタリング検査の実施や食品表示の適正化など、食の安全・安心の確保に努めます。

【農山漁村の活性化】 豊かな地域資源を活用した魅力ある農山漁村づくりと多面的機能の維持向上

◆直売所利用者（購入者）数 現状 1,371 万人／年 → 目標 1,530 万人／年

緑豊かで活力ある農山漁村を実現するため、農林漁業者が主体となり豊かな地域資源を活用した6次産業化の推進、農山漁村を支える多様な担い手の育成、グリーン・ブルーツーリズムの推進、農林水産体験を通じた都市農村交流の受入体制などの整備や質の向上を推進します。

また、農山漁村の多面的機能を維持するため、地域の用排水施設や漁場の管理など多様な人々が参画する地域活動を推進します。

【試験研究の充実】 試験研究機能の強化による高収益型農林水産業への転換

◆千葉ブランドとなる新品種育成や新系統の選抜 現状 7 件 → 目標 4 件

◆生産者の収益力向上につながる技術の開発 現状 211 件 → 目標 200 件

収益力が高く、次代を担う若者にとってもやりがいと魅力のある千葉県農林水産業を実現するため、独立行政法人や他県の研究機関、大学、民間企業等と連携し、先進的な技術開発や新たな品種育成等に取り組みます。

さらに、効率的・効果的な研究体制を構築するため、農林総合研究センター、水産総合研究センターなどの組織や施設の再編整備を進めます。

【担い手育成】 次代の農林水産業を支える多彩な経営者の育成

◆新規就農者数 現状 316 人／年 → 目標 450 人／年

◆農業生産法人数（累計） 現状 320 法人 → 目標 420 法人

◆集落営農組織数（累計） 現状 246 組織 → 目標 320 組織

農林水産業を希望する若者が安心して就業できるように県立農業大学校の機能強化や就業相談・研修制度の充実を図るとともに、経営が安定するまで給付金制度の活用等を促進し定着を支援します。

さらに、発展段階に応じて経営の多角化や法人化など経営の革新に果敢にチャレンジする担い手を支援し、アグリトップランナーをはじめとするビジネス感覚あふれる企業的な経営体を育成するとともに、地域農業を維持発展させる集落営農の取組を加速化します。

【基盤整備の促進】 生産性の向上や産地間競争力の強化に向けた生産基盤及び災害に強い農山漁村の整備

◆基幹水利施設の機能診断及び保全計画の策定割合 現状 20% → 目標 33%

◆水田のほ場整備率 現状 55.5% → 目標 56.3%

◆農業水利施設耐震点検の割合 現状 5% → 目標 100%

農林水産物の生産性の向上のため、安定的な農業用水の確保、ほ場の大区画化・汎用化及び流通拠点漁港の高度衛生管理を推進します。特に、既存施設については予防的な補修・更新により各施設の長寿命化を推進します。

また、津波や地震、豪雨等の自然災害から農山漁村地域の被害を防止するため、防災・減災対策を進めます。

【耕作放棄地・有害鳥獣対策】 多様な人々の参画による耕作放棄地の解消と地域が連携した有害鳥獣被害防止対策の推進

◆耕作放棄地の解消面積（累計） 現状 901ha（平成 21～23 年度の累計） → 目標 3,000ha

◆有害鳥獣による農作物被害軽減 現状 378 百万円／年 → 目標 300 百万円以下／年

耕作放棄地の解消を図るため、多様な人々による再生活動を支援するとともに、県農地中間管理機構の仕組みを活用し、担い手への農地集積を推進します。

また、有害鳥獣による農作物への被害を軽減させるため、放置竹林など荒廃森林の整備や、地域ぐるみで行う、防護・捕獲・資源活用・生息環境整備の4つのプロジェクトを総合的に推進します。

(3) 施策の展開方向

【園 芸】

園芸産出額全国第1位の奪還に向けた「力強い産地づくり」の推進

項 目	現 状 (23年)	目 標 (29年)
園芸産出額（野菜、果樹、花き）*1	1,906億円 (全国第2位)	2,220億円 (全国第1位)
いも類産出額*2	209億円 (全国第3位)	228億円 (全国第3位)

*1 園芸産出額1,906億円を6年後に約16.5%(314億円)増加して2,220億円を目指します。
(23年産出額全国第1位の北海道との差は、167億円(2,070億円)で、6年後に北海道は7%(143億円)増の2,213億円と予想されるため、それを上回る2,220億円を目指します。)

*2 いも類産出額209億円を6年後に約9%(19億円)増加して228億円を目指します。
(23年産出額全国第4位の茨城県との差は6億円(203億円)で、6年後に茨城県は4%(8億円)増の211億円と予想されるため、それを上回る228億円を目指します。)

[現状認識]

本県の園芸農業は、温暖な気候と大消費地の首都圏に位置する恵まれた立地条件の下、生産者の長年の努力により、全国有数の園芸県として発展しています。

近年、少子高齢化により国内消費量が減少する中、本県においては、生産者の高齢化や担い手の不足による生産量の減少などにより、昭和43年以降全国第1位を維持していた園芸産出額は、平成10年をピークに減少傾向に転じ、平成21年からは全国第2位となるなど生産力が低下しており、産地を強化することが重要な課題となっています。

また、流通面では、実需者*と産地の直接取引、農家による直売や産直、観光農園等が増加するなど、流通形態が多様化する一方で、量販店の一括大量仕入れや加工・業務用需要が増加しており、大口の取引や販売先の多様なニーズに対応するため、これまでの産地の強化に加え、産地間の連携体制を構築することが課題となっています。

さらに、本県が全国第1位の産出額を誇る梨では、生産能力が低下する老木が約4割を占めていることから、計画的な改植を早急に進める必要があります。

※ 実需者：「一般消費者」に対して、飲食店や小売店、食品製造業等の「食に関わる事業者」のことです。

千葉県園芸産出額の推移

区分	年	平成	17年	20年	21年	22年	23年	23年	ピーク		ピーク比	
		7年	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(位)	(年)	(億円)	(%)	
園 芸		(億円)	2,366	2,033	2,011	1,948	2,012	1,906	2	H10	2,562	74
	野菜		1,978	1,653	1,652	1,586	1,676	1,568	3	H10	2,137	73
	果実		154	172	168	173	145	162	14	H11	188	86
	花き		234	208	191	189	191	176	4	H11	269	65
いも類		244	202	228	210	201	209	3	H4	357	59	
その他※		51	51	45	51	48	43	4	S53	84	51	
農 業		4,850	4,161	4,216	4,066	4,048	4,009	4	H6	5,109	78	
園芸／農業		49%	49%	48%	48%	50%	48%			-	-	

※ その他は種苗、苗木等

資料：千葉農林水産統計年報（農林水産省）

[基本方向]

再生・強化を目指す園芸産地に対し、生産力や収益力を向上させるための生産体制の構築や省力機械・集出荷施設の整備等を集中的に支援するとともに、公益社団法人千葉県園芸協会を核に関係者が緊密に連携して「オール千葉」体制を構築することにより、大口需要や加工・業務需要に対応し、国内外産地に打ち勝てる「力強い産地づくり」に取り組みます。

[主な取組]

1 産地活性化の促進と戦略的連携による力強い産地づくり

取組の方向性

園芸産地の生産力や販売力を向上させるため、産地自らが行う活性化に向けた取組を支援するとともに、加工・業務需要など大口需要に対応できる生産・流通体制を構築するため、公益社団法人千葉県園芸協会を核に関係者が緊密に連携し「オール千葉」として、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりに取り組みます。

具体的な取組

ア 産地自らの取組による産地活性化の推進

- ・園芸産地を活性化するため、産地が自らの強化に向けた計画を策定し、それに基づき行う機械化や施設化による生産規模拡大、生産体制の課題解決などの取組を推進します。

イ 多様なマーケット需要に対応できる競争力のある産地づくり

- ・量販店の一括大量仕入れや加工・業務用など大口需要に対応するため、卸売業者やJA全農千葉県本部等と連携して、情報の受発信に努めるとともに、公益社団法人千葉県園芸協会を核に、出荷規格の統一や出荷時期の延長に向けた広域産地間連携体制を構築します。
- ・実需者の要望に応えるため、加工・業務などの大口需要に対応した産地を育成するとともに、安定的に継続できる取引先の開拓を推進します。
- ・経営の安定化を図るため、野菜価格安定事業の導入を推進します。
- ・産地活性化に向けた課題解決のため、現地調査、巡回、情報提供など効果的な普及指導活動を展開します。

ウ 新品目の導入・輸出等の新たな取組による産地の活性化

- ・園芸産地を活性化するため、新品目等の導入とPRを推進します。
- ・経済発展の著しい東南アジアなどへの輸出を行う産地を支援します。

エ 将来の産地を支える担い手の育成

- ・将来にわたり安定的な生産を継続するため、後継者など新規就農者の確保・育成を支援します。
- ・経営の多角化や安定的な継承に向け、経営体の法人化を推進します。

主な事業

- 園芸産地活性化の支援
- 広域産地間連携体制の構築支援
- 産地における機械・施設等整備支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
産地活性化計画を策定する産地品目数* ¹ (累計)	17	35
産地間連携体制を構築する品目数* ² (累計)		4 4年間で構築する品目数
野菜指定産地における加工・業務向け出荷量* ³	21,991t/年	23,000t/年

*1 「ちばの園芸産地活性化支援事業」による産地活性化計画を策定する産地品目数を35品目とします。

*2 園芸協会を中心とした産地間連携体制を構築する品目数を26年度から4年間で4品目とします。

*3 指定産地における加工・業務用向け出荷量を5年後に約4.6%増加を目指します。

2 高収益型園芸農業への転換

取組の方向性

施設化や省力機械等の導入による規模拡大、梨の改植による生産力強化及び集出荷貯蔵施設の整備による流通体制の強化に対し支援するとともに、社会情勢の変化を視野に入れた新たな販路の拡大に取り組むことで、高収益型園芸農業への転換を図ります。

また、都市農業においては、限られた農地を有効活用した施設化等、生産性の高い園芸農業を推進します。

具体的な取組

ア 高品質・安定生産、高収益型園芸農業を目指した施設化の推進

- ・安定生産と品質向上を図るため、ビニールハウス等の設置及び団地化を支援し、経営の規模拡大を推進します。
- ・周年出荷と単収の増加を実現するため、長期的に多収栽培が可能な養液栽培等の高度な生産管理を行う施設栽培を推進します。
- ・老朽化した温室の生産力の維持向上を図るため、温室のリフォームを支援します。
- ・燃油高騰の影響を軽減し経営の安定化を図るため、省エネルギー型温室への転換を推進するとともに、木質バイオマス等の地域資源を活用した施設園芸団地の可能性について検討します。

イ 露地野菜を中心とした機械化等による経営規模拡大の推進

- ・露地野菜の生産規模拡大のため、機械の導入を支援し省力化・低コスト化を推進するとともに、水田裏作や耕作放棄地の活用を推進します。
- ・担い手農家の規模拡大を図るため、農地の利用集積を推進します。
- ・干害被害の防止による生産の安定化を図るため、畑地かんがいなど生産基盤の整備を推進します。
- ・担い手の労力不足を補うため、雇用活用システムの構築を推進します。
- ・新規露地野菜産地の経営安定化を図るため、指定産地に指定し、国の野菜価格安定事業等の活用を推進します。

ウ 高品質・安定生産技術による既存産地の強化・再生

- ・病害虫の防除や連作障害[※]を回避し、生産性を高める栽培方式の確立・導入により、経営の安定化を図ります。
- ・梨の安定的生産を図るため、収量が低下した老木の計画的な改植を推進します。
- ・消費者ニーズに応える新品種を開発・選定するとともに、その産地化に向けた普及と栽培拡大を推進します。

※ 連作障害：同じ土地で、同じ若しくは近縁の作物を繰り返し栽培し続けることで起きる生育不良のことです。

エ 集出荷貯蔵施設の高度化・大型化の推進による産地流通体制の強化

- ・生産物の有利販売に向け、出荷量の増加と高品質化に対応できる集出荷貯蔵施設の整備を推進します。
- ・老朽化している既存の集出荷施設の再整備や再編により、集出荷機能を向上させ、産地の規模拡大を図ります。
- ・多様な需要ニーズに応えるため、広域集出荷体制の構築に向けた、中核的集出荷施設の整備を支援します。

オ 新たな販路拡大へのチャレンジ

- ・契約販売など確実な需要を確保し、有利販売するため、国内外需要の開拓にチャレンジします。
- ・花き類の消費拡大を図るため、花育活動を展開するとともに、新たな「花の日」の創造に取り組みます。
- ・量販店や加工・業務用など実需者の定時、定量、定品質供給の要望に対応するため、産地間連携や産地リレー等による戦略的出荷販売に取り組みます。

カ 環境にやさしい農業の推進

- ・農業生産による環境負荷軽減を図るため、環境にやさしい農業の取組を拡大します。
- ・農業の安定的発展を図るため、生産により発生する廃プラスチック等廃棄物の適正処理を推進します。
- ・登録外農薬の誤散布による残留を防止するため、周囲の農作物や周辺環境に配慮し農薬飛散防止等の環境対策を推進します。

主な事業

- 産地における施設・機械整備支援
- 集出荷貯蔵施設整備に対する支援
- 園芸産地活性化の支援
- 果樹産地の強化支援
- 花植木産地パワーアップの推進
- 海外に向けた情報発信と商談機会の創出（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 園芸用廃プラスチック処理対策の推進
- 園芸生産団体等の組織活動支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
ビニールハウス等施設を4年間で整備する面積（補助事業で整備する面積）（累計）*1		40ha
集出荷貯蔵施設を4年間で整備・再整備する数（累計）*2		4
園芸作物（植木等）の輸出金額*3	34億円／年	40億円／年
梨の年間改植面積*4	50ha／年	100ha／年

*1 補助事業(国庫・県単)によるビニールハウス等施設を4年間で40ha整備します。

*2 集出荷貯蔵施設の整備・再整備を4年間で4か所実施します。

*3 園芸作物（植木等）の年間輸出金額の17.6%(6億円)増加を目指します。

*4 梨の年間改植面積の倍増を目指します。

品目別の振興方向

1 野菜・いも類 主要7品目の振興方向

品目名	現 状 と 振 興 方 向	主な生産地域
キャベツ (3,030ha) 108億円 (29年目標) 150億円	<p>現 状</p> <p>生食用春系キャベツを中心に、10月から翌6月にかけて出荷されます。4月の出荷量減少と6月の単価低迷が問題であり、経営安定に向けてこれらの解決が課題です。また、より効率的な機械化作業体系の確立による規模拡大が望まれています。</p> <p>振 興 方 向</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化により10月から翌6月の出荷期間内の安定出荷を推進します。 実需者ニーズに対応するための品種選定や出荷形態の検討を進め、需要に対応できる産地の育成を図ります。 加工・業務用キャベツの契約取引拡大を推進します。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手の経営規模拡大に向けて、定植機など作業効率を上げる高性能な機械施設の整備と、優良農地の集積により効率的な機械化体系の構築を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存産地の安定的発展を図るため、土づくり、輪作体系の確立を推進し、産地規模での持続的な生産を強化します。 	海匠 東葛飾 指定産地 春: 銚子:930ha 東葛:30ha 旭:70ha 冬: 銚子:991ha 東葛:143ha 旭:108ha
だいこん (3,020ha) 121億円 (29年目標) 160億円	<p>現 状</p> <p>県産だいこんは、適正品種の作付けや露地・トンネルなどの栽培法を組み合わせ、11月から翌6月にかけて出荷されます。特に3月から4月のトンネル栽培は品質が良く高い評価を得ています。経営の大規模化が進んでおり、共同洗浄選果施設などが導入される一方、加工・業務向けの需要も高まっています。</p> <p>振 興 方 向</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化を進め、生産量の拡大を図ります。 安定販売に向けた契約取引拡大や価格安定事業の導入を推進します。 実需者ニーズに対応した品種選定や、トンネル栽培などによる春だいこんの生産拡大を進め、需要に対応できる産地の育成を図ります。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗浄施設を併設する集出荷施設の整備を進め、産地の規模拡大を推進します。 担い手の経営規模拡大に向けて、作業効率を上げる高性能な機械施設の整備と、優良農地の集積により効率的な機械化体系の構築を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存産地の安定的発展を図るため、土づくり、輪作体系の確立を推進し、産地規模での持続的な生産を強化します。 	海匠 東葛飾 印旛 山武 千葉 君津 指定産地 春 銚子旭: 508ha 山武:77ha 市原:44ha 秋冬 銚子:541ha 北総:133ha 市原:100ha 袖ヶ浦:64ha 八街:49ha 富里:47ha 旭:83ha

品目名	現 状 と 振 興 方 向	主な生産地域
<p>にんじん (3, 280ha) 130 億円</p> <p>(29 年目標) 170 億円</p>	<p>現 状</p> <p>11 月から翌 3 月出荷の秋冬にんじんと 5 月から 7 月の春夏にんじんがあります。春夏にんじんの生産量が各産地で増加しています。収穫機、選別機など個々の生産者の機械化に加え、選別機能を持つ共同集出荷施設が整備されてきており、共選共販体制の強化に向けた取組が進められています。</p> <p>振 興 方 向</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産地合同の販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化を進め、生産量の拡大と出荷期間の延長を図ります。 量販店の一括大量仕入れや加工・業務用など大口需要に対応するため、産地間の連携を強化し県内広域の一元販売に向けた取組を推進します。 実需者の要望に応えるため、集出荷貯蔵施設を活用し、規格の統一や品質の向上、計画出荷による出荷期間の延長を推進します。 経営の安定化に向けた、契約取引の拡大や春夏にんじんにおける価格安定事業の導入を推進します。 加工・業務需要への取組を拡大するため、生産者の組織化や適した品種の選定・導入などにより産地を育成します。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手の経営規模拡大に向け、高性能な収穫機、調製施設等を整備するとともに、担い手への優良農地の集積を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存産地の持続的発展を図るため、土づくり、輪作体系の確立を推進します。 	<p>秋冬が主 印旛 山武 香取 春夏が主 東葛飾 千葉</p> <p>指定産地 春夏 習志野:128ha 船橋:177ha 北総:148ha</p> <p>冬 千葉:82ha 北総:296ha 山武北部: 672ha 八街:605ha 富里:680ha 旭:12ha</p>
<p>ねぎ (2, 470ha) 164 億円</p> <p>(29 年目標) 210 億円</p>	<p>現 状</p> <p>春夏の東葛飾地域と秋冬の九十九里地域に大別されます。東葛飾地域は個選出荷の生産者が多く、九十九里地域では、大規模集出荷施設が建設され、広域一元販売に向けた取組が進められています。</p> <p>振 興 方 向</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産地合同の販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化を進めます。 量販店の一括仕入れや加工・業務用など大口需要に対応するため、産地間の連携を強化し県内広域の一元販売に向けた取組を推進します。 実需者の要望に応えるため、集出荷貯蔵施設を活用し集荷の一元化を図り、規格の統一や品質の向上、周年出荷を推進します。 経営の安定化を図るため、安定販売に向けた契約取引拡大や春ねぎ、夏ねぎの価格安定事業の導入を推進します。 加工・業務需要への取組を拡大するため、生産者の組織化や適した品種の選定・導入などにより産地を育成します。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手の経営規模拡大に向け、高性能な収穫機、調製機械等を整備するとともに、担い手への優良農地の集積を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏場の苗生産を安定させるため、栽培管理技術の向上を図ります。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需者の要望に応えるため、集出荷貯蔵施設等の整備により、広域の集荷体制を強化します。 	<p>東葛飾 山武 長生 海匝</p> <p>指定産地 春: 横芝光匝瑛: 40ha</p> <p>秋冬: 長生:94ha 山武:255ha 横芝光匝瑛: 152ha</p>

品目名	現 状 と 振 興 方 向		主な生産地域
<p>トマト (849ha) 133 億円</p> <p>(29 年目標) 175 億円</p>	現 状	<p>半促成・抑制・越冬など、様々な作型により周年で出荷されています。</p> <p>近年は、収穫期間を長期化できる養液栽培の導入が進んでおり、単収増加に向けた取組が進められています。一方で、生産資材の高騰や生産者の高齢化が影響して、冬期の出荷量が減少しています。</p>	<p>印旛 海匝 山武 長生</p>
	振 興 方 向	<p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化を進めます。 量販店の一括大量仕入れや加工・業務用など大口需要に対応するため、産地間の連携を強化し県内広域の一元販売に向けた取組を推進します。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単収増加を図るため、環境制御技術の活用や養液栽培の導入を推進します。 経営の規模拡大に向け、温室の新規導入に加え、既存施設のリフォームや、省エネルギー対策及び低コスト栽培を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地の維持発展に向け、施設の流動化を推進し、担い手の規模拡大を図ります。 安定生産に向け、難防除病害虫（黄化葉巻病など）対策の早期確立を目指します。 	<p>指定産地 夏秋 山武:115ha 海匝:116ha 八街:55ha 富里:48ha 長生:25ha</p> <p>冬春 海匝横芝光: 70ha 東葛:14ha 長生:85ha</p>
<p>きゅうり (515ha) 80 億円</p> <p>(29 年目標) 100 億円</p>	現 状	<p>12 月～翌 5 月に出荷される冬春きゅうりが県内の主な作型で、50a 以上の大規模経営が多くなっています。一部の産地で集出荷施設が再整備され、一元出荷の推進が期待されていますが、安定した生産を維持するためには、病虫害抑制など栽培管理の徹底が必要です。</p>	<p>海匝 長生</p>
	振 興 方 向	<p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化を進めます。 実需者の要望に応えるため、集出荷貯蔵施設を活用し、規格の統一や品質の向上、計画出荷を推進します。 実需者の要望に対応した契約取引の拡大を推進します。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の安定的な継続を推進するため、温室等のリフォーム、省エネルギー対策及び低コスト栽培を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手の規模拡大による産地の維持発展を図るため、施設の流動化を推進します。 経営の安定を図るため、難防除病害虫（キュウリ緑斑モザイク病など）対策の早期確立による安定生産を目指します。 	<p>指定産地 夏秋 長生:25ha</p> <p>冬春 山武:29ha 旭旛: 111ha</p>

品目名	現 状 と 振 興 方 向	主な生産地域
<p>かんしょ (4,540ha) 185億円</p> <p>(29年目標) 206億円</p>	<p>現 状</p> <p>平成23年の産出額は全国第1位で、本県の重要品目の一つです。他県の産地では葉たばこからの転作により作付面積が増加していますが、本県では作付面積が年々減少しています。9月から12月に出荷が偏っているため、貯蔵施設を活用した計画出荷を行い、価格安定を図る必要があります。</p> <p>振 興 方 向</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産地合同の販売会議や産地活性化推進会議を定例的に開催し、産地情報の共有化を進め、生産量の拡大と出荷期間の延長を図ります。 実需者の要望に応えるため、適正な品種比率による栽培を行うとともに、集出荷貯蔵施設を活用し、規格の統一や品質の向上、計画出荷を推進します。 安定的、計画的な周年出荷に向け、個々の農家における定温貯蔵施設の整備を推進します。 経営の安定化を図るため、安定販売に向けた契約取引拡大や価格安定事業の導入を推進します。 消費者ニーズに応えるため、新品種を開発、選定するとともに、新品種の産地化に向けた普及と栽培拡大を推進します。 加工・業務需要に対応できる産地強化を図るため、農商工連携を推進します。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手の経営規模拡大に向け、高性能な収穫機、貯蔵施設等を整備するとともに、担い手への優良農地の集積を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年明け以降にも安定した品質で出荷できる体制を確立するため、定温貯蔵施設の整備を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需者の要望に応えるため、集出荷貯蔵施設を整備し、広域の集荷体制を強化します。 	<p>香取 印旛 山武</p>

資料：県全体の作付面積、産出額、指定産地面積は23年千葉県農林水産統計年報

2 果樹の主な品目別の振興方向

品目名	現状と振興方向		主な生産地域
<p>日本なし (1,690ha) 138億円</p> <p>(29年目標) 168億円</p>	<p>現状</p>	<p>本県果実産出額の85%を占めています。簡易被覆と露地栽培を組み合わせ7月から10月まで販売され、直売が出荷量の約7割を占めています。栽培面積は、横ばいから減少傾向にあり、全体の約5割を占める「幸水」は老木化に伴い生産力が低下しつつあります。また、気象変動の影響で作柄が不安定になっています。</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要の多様化に対応するため、新品種の導入など品揃えを強化します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性の向上を目指し、地力増強や老木園の計画的な更新を推進するとともに、早期多収技術、省力化技術の開発・普及を図ります。 ・担い手への園地集積、省力機械等の導入、簡易被覆栽培による労力分散と収穫期間の拡大等により、担い手の規模拡大を推進します。 ・高温干ばつにより障害が発生しやすい「新高^{にいたか}」から「あきづき」等への更新を促進し、生産性の向上を図ります。 ・県育成品種等の産地における作付拡大に向け、有望品種の地域適応性を調査・確認します。 ・気象災害を防止・軽減するため、多目的防災網やかん水施設等の整備を推進します。 ・梨生産による環境の負荷を軽減するため、農薬飛散防止ネットの整備や剪定枝の堆肥化等を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な出荷に向け、集出荷体制の整備を推進します。 ・品質の高さを生かし新たな販路を開拓するため、輸出等にチャレンジします。 	<p>東葛飾(824ha) 印旛 (405ha) 千葉 (151ha) 香取(65ha) 長生(56ha) 夷隅(48ha) (H18時点)</p>
<p>びわ (167ha) 10億円</p> <p>(29年目標) 10億円</p>	<p>現状</p>	<p>安房地域の特産果樹です。急傾斜地での栽培が多いことや生産者の高齢化に伴い栽培面積は減少傾向にあります。寒害やカメムシなどの被害を受けやすく作柄の変動が大きい品目です。大果系品種が主体です。ハウス栽培面積は増加傾向にあり、現在47名、約10haになっています。</p> <p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な需要への対応に向け、観光産業と連携した観光果樹園への取組や、生果及び果実加工品の開発とブランド化を推進します。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質の向上と生産の安定化を図るため、地力増強や低樹高化、寒害対策、カメムシ対策等を推進します。 ・消費者ニーズに応えるため、種子なしびわ「希房^{きぼう}」の産地定着に向けた普及と栽培拡大を推進します。 ・安定的な生産を維持拡大するため、優良品種の導入や老木の更新を推進するとともに、園内道やモノレール等の整備、ハウス等の施設化を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地流通体制を強化するため、出荷組織の統合や集出荷体制の整備を図ります。 	<p>安房 (167ha) (H18時点)</p>

資料：県全体の作付面積、産出額は23年千葉県農林水産統計年報

3 花植木の主な品目別の振興方向

品目名	現 状 と 振 興 方 向		主な生産地域
<p>主要切花 (カーネーション、ユリ、トルコギキョウ、バラ、ガーベラ、ラン等)</p> <p>(651ha) 112 億円</p> <p>(29 年目標) 133 億円</p>	現 状	<p>国内需要の減少、輸入量の増加で市況が低迷しており、燃油高騰に加えて資材、流通コスト等の上昇などから経営は厳しい状況が続いています。</p> <p>このため、低コスト化や生産性の向上、日持ち性等の品質向上が必要です。</p>	海匠 長生 安房 香取 印旛
	振 興 方 向	<p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性を高め経営の安定化を図るため、低コスト耐候性ハウス等や養液栽培の導入を推進するとともに、温室等のリフォーム、省エネ対策を推進します。 有利販売に向け、日持ちが向上する鮮度保持技術の定着を促進します。 低コスト化を図るため、LED利用の電照栽培など先端技術の開発、普及を促進します。 産地の生産力の維持発展に向け、法人化の推進などにより企業の経営体の育成を図ります。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地の競争力を強化し有利販売を目指し、共選共販による販売ロットの拡大を推進します。 産地流通体制の強化に向け、集荷・販売機能を持ったハブ組織の育成を図ります。 花に対する親しみの醸成に向け、花育など消費宣伝活動を推進します。 	
<p>特産切花 (ストック、キンギョウ、キンセンカ、ヒマワリ、カー、スイセン、球根切花等)</p>	現 状	<p>全国的な流通量は少ないが、本県産が全国上位に位置付けられる東京都中央卸売市場でのシェアが 30%を超えている品目であるため、有利販売が期待できます。</p> <p>しかしながら、生産・販売の面的つながりが弱く、その有利性が発揮されていません。</p>	山武 安房 君津
	振 興 方 向	<p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有利販売に向け、日持ちが向上する、鮮度保持技術の定着を促進します。 多様なニーズに対応し産地の安定化を図るため、生産者育種を推進します。 生産性を高め経営の安定化を図るため、低コスト耐候性ハウス等や養液栽培の導入を推進するとともに、温室等のリフォーム、省エネ対策を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場シェアの拡大を図るため、共選共販を推進します。 地場消費の拡大に向け、直売、観光農業を推進します。 花に対する親しみの醸成と新たな需要の開拓に向け、花育などの消費宣伝活動を推進するとともに、花を利用した加工品等の商品開発を推進します。 	

品目名	現 状 と 振 興 方 向	主な生産地域
<p>鉢物 鉢花（シラネ、 フシ、ペゴニア、花 壇苗物）</p> <p>(215ha) 59 億円</p> <p>(29 年目標) 68 億円</p>	<p>現 状</p> <p>業務、贈答需要が低迷する中で、ガーデニング素材としての需要が増加し、全体的に小鉢生産や花壇用苗物（野菜苗含）にシフトしています。</p> <p>個人生産者が多く、売り先が小口で多岐に渡っています。市場価格の低迷が続く中で、生産・流通コストの上昇により経営は圧迫されています。</p> <p>一部の施設等が老朽化しており、品質の向上、作業の効率化のための改善が必要となっています。</p> <hr/> <p>振 興 方 向</p> <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト化を図るため、LED利用の電照栽培など先端技術の開発、普及を促進します。 ・多様なニーズに対応し、産地の安定化を図るため、生産者育種を推進します。 ・産地の生産力の維持発展に向け、法人化の推進などにより企業の経営体の育成を図ります。 ・生産性を高め、経営の安定化を図るため、低コスト耐候性ハウスの導入や温室等のリフォーム、省エネ対策を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通コストの削減を目指し、集出荷の共同化を推進します。 ・地場消費の拡大に向け、花壇用苗物等の直売を推進します。 ・花に対する親しみを醸成するため、花育など消費宣伝活動を推進します。 	<p>県内全域</p>

資料：県全体の作付面積は花き生産出荷統計、産出額は23年生産農業所得統計

品目名	現 状 と 振 興 方 向		主な生産地域
<p>植木 (輸出向け)</p> <p>(628ha) 出荷額 64 億円</p> <p>(29 年目標) 出荷額 74 億円</p>	現 状	<p>高度な技術で作られた造形樹を中心に中国等のアジア向けの輸出額が伸びています。しかし、中国で好まれる数百年経過したマキなど大型樹の供給量は減っています。</p>	<p>印旛 海匠 山武</p>
振 興 方 向	<p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な植木生産体制の確立に向け、苗木の自家養成等を推進します。 ・ 作業効率の向上と規模拡大に向け、農地の利用集積を推進します。 ・ 輸出の拡大を目指し、輸出相手国の検疫条件に対応した生産、流通体制の整備を図ります。 ・ 主力品目である「マキ」を害虫から守るため、加害するケブカトラカミキリの防除対策を推進します。 ・ 造形技術の維持・継承に向け、植木伝統樹芸士及び銘木の認証を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出の拡大を図るため、EU、東南アジア、ロシア圏など、幅広い海外バイヤー等との商談を推進します。 		
<p>植木 (国内向け)</p>	現 状	<p>景気の悪化などから、公共工事が減少し、全体的に需要が低迷しています。震災復興による海岸植栽やオリンピック等の新しい需要の可能性が生まれています。</p>	<p>千葉 印旛 海匠 山武 長生 君津</p>
振 興 方 向	<p>【産地活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい需要に応えるため、有望樹種の導入等、計画的な植木生産体制の確立を図ります。 <p>【機械化・省力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模の拡大に向け、省力機械やかん水設備などの導入を推進するとともに、農地の利用集積を図ります。 <p>【高品質・安定生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術の維持・継承に向け、雑木類を中心とした銘木の認証を推進します。 <p>【販売・流通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな需要の創造に向け、生産者と実需者（造園事業者、ハウスメーカー等）が連携した植木の消費拡大を支援します。 ・ 津波被害等の災害復旧需要に対応するため、防災林や公共緑化のニーズに対応した新樹種の導入を推進します。 		

資料：県全体の作付面積、出荷額は花木等生産状況調査（国）
※ 面積、出荷額については、輸出向けと国内向けの合計

【農 産】

バランスの取れた早場米産地の競争力強化と落花生の生産振興

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
「ふさおとめ」「ふさこがね」の 作付割合*1	23.7%	30.0%
新規需要米等*の作付面積*2	2,482ha	3,600ha
落花生の作付面積*3	5,450ha	5,500ha

*1 経営規模拡大を進める農家が作期分散するために、規模拡大面積分を早生品種「ふさおとめ」、中生品種「ふさこがね」を作付けると設定しました。(6.3%の増加、大規模水稻経営農家中心に規模拡大を行うと想定)

*2 過去の取組実績から29年度目標を3,600haに設定し、毎年約220haずつ拡大します。内訳は、新規需要米2,200ha(飼料用米1,600ha、米粉用米100ha、ホールクロップサイレージ(WCS)用稲500ha)、加工用米900ha、備蓄米500haです。

*3 作付面積の減少を食い止め、現状(24年度)維持とする目標値です。(参考:過去5年間の年平均132ha減少)

※ 新規需要米等とは、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、備蓄米を指します。

[現状認識]

東日本で一番早く収穫出荷できる早場米^{※1}産地の特性を生かし、競争力を高めるため、早生で良食味品種の「ふさおとめ」や中生品種「ふさこがね」を育成し普及を進めてきましたが、作付割合はほとんど増えていません。

また、一農家当たりの水稻経営面積が1ha以下の販売農家が、約6割を占めています。

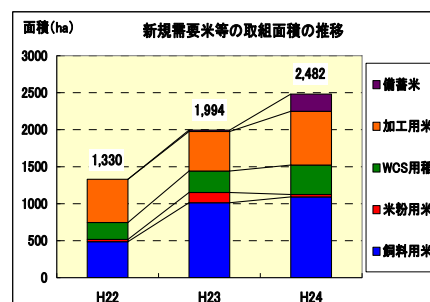
さらに、米の長期的な消費動向は、家庭内での消費が減り、中食・外食で消費される米の割合は増加傾向にあり、中食・外食業者から業務用米^{※2}の供給を求められています。

米の需給調整の取組について、湿田^{※3}が多く畜産が盛んな本県では、水田を水田のまま活用できる飼料用米やWCS用稲^{※4}等の新規需要米や加工用米、備蓄米を転作の重点作物として推進してきましたが、現状、飼料用米の生産量は、畜産農家等からの需要量に対して不足しているとともに、主食用米は1万ha以上の過剰作付となっています。

県の特産品である落花生は、栽培作業時間の大半を占める「は種作業」や「収穫作業」、「乾燥・調製作業」の機械化が遅れており、収益性が低く、担い手の高齢化等により、年々作付面積及び生産量が減少しています。

品種別栽培面積の推移

年度 品種名	(ha, %)					作付割合
	18	21	22	23	24	
ふさおとめ	7,712	6,820	6,141	6,584	6,353	10.5
ふさこがね	1,568	7,750	7,357	8,154	7,986	13.2
コシヒカリ	44,015	41,478	42,158	40,468	40,354	66.7
総作付面積	62,700	62,000	61,400	60,400	60,500	100.0



- ※1 早場米：通常の出荷よりも早い時期に出荷される米のことです。なお、8月15日現在の出穂済面積割合が、おおむね8割以上を占める地帯を早場地帯といいます。
- ※2 業務用米：飲食店や小売店、食品製造業等食に関わる事業者で使用される米のことです。
- ※3 湿田：水はけが悪く、一年中乾燥することのない水田のことです。
- ※4 W C S用稲：実が完熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫・密封し、発酵させた貯蔵飼料（ホールクロップサイレージ）の材料として栽培した稲のことです。

[基本方向]

早場米産地の競争力を高めるため、消費動向の変化を踏まえ「ふさおとめ」と「ふさこがね」の生産拡大を図るとともに、飼料用米やW C S用稲等を組み合わせ、水田をフル活用した力強い水田農業経営の確立を目指します。

また、生産が年々減少している落花生について、は種や収穫作業の機械化による省力化を進め規模拡大を推進します。

[主な取組]

1 早場米産地の競争力強化と低コスト化の推進

取組の方向性

早場米産地の競争力を高めるため、早生・中生品種の作付拡大を図る必要があります。

そのため、米消費が増加している中食・外食等における県育成早生品種「ふさおとめ」と中生品種「ふさこがね」の需要を拡大するとともに、消費者に求められる良食味で高品質な米の生産を進め、経営規模拡大による低コスト生産を進めます。

また、県外、国外の消費者や実需者[※]等も含めた県産米の幅広いファンづくりを進めます。

※ 実需者：「一般消費者」に対して、飲食店や小売店、食品製造業等の「食に関わる事業者」のことです。

具体的な取組

ア 県育成品種の「ふさおとめ」、「ふさこがね」の需要拡大と有利販売の推進

- ・早場米産地の強みを生かすために、「ふさおとめ」10.5%、「ふさこがね」13.2%「コシヒカリ」66.7%の作付割合を、作業の分散化を図りつつ「ふさおとめ」、「ふさこがね」の作付比率を30%を目標に拡大を進めます。
- ・消費者ニーズ、実需者ニーズに応じた米づくりを進めるために、一般消費者向けに良食味で有利販売できる新品種を育成し、優良品種の導入を検討します。また、中食・外食等の実需者向けに、評価が高い品種の作付拡大を検討します。
- ・県内はもとより県外及び海外の消費者や、実需者等に優先的に選んで買ってもらえるように、関係機関等と連携して県産米のファンづくりを進めます。
- ・主食用米の高品質安定生産を行うために、県内5か所の水稻種子生産地の体制を強化し、優良種子の安定供給を図り、県内産種子の利用拡大を推進します。

イ 生産基盤の整備と低コスト高生産性水田農業経営の推進

- ・低コストで生産性の高い水田農業経営を実現するため、水田の大区画化などほ場整備を推進し、水田農業の担い手への農地集積や高性能農業機械の導入による経営規模拡大を進めます。

ウ 水稲生産基盤の維持と集落営農の推進

- ・水稲生産基盤を維持し、地域の担い手を確保するために、集落営農組織の法人化や乾燥調製施設・機械の整備を支援し、集落営農^{*}を推進します。

※ 集落営農：集落など一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動のことです。

主な事業

- 良質米の安定生産対策
- 「ちばエコ農業」、「エコファーマー」などの「環境にやさしい農業」の推進
(再掲・食の安全・安心)
- 健全で優良な種子の安定生産対策
- 県産米のPRと販売促進
- 県産米の消費拡大の推進
- 水田の大区画化など基盤整備の推進（再掲・基盤整備の促進）
- 法人化した集落営農組織の施設・機械整備支援
- 農産産地の施設・機械整備支援

【達成指標】

項目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
乾燥調製施設の新規導入及び機能強化の件数 ^{*1} (累計)	1 か所	12 か所
水田のほ場整備率 ^{*2} (累計)	55.5%	56.3%

*1 乾燥調整施設の新規導入等については、事業要望調査に基づき、目標としました。

*2 計画期間内で約 600ha の水田のほ場整備を実施し、29 年度までに農振農用地(水田) 70, 274ha のうち、39, 581ha のほ場の大区画化や畑利用が可能となる整備を進めます。

2 水田を有効活用した食料自給力の強化

取組の方向性

畜産が盛んで湿田が多い本県では、水田をフル活用した力強い水田農業経営の確立や耕畜連携の取組拡大を目指し、飼料用米、WCS用稲等を重点転作作物として推進するとともに、麦・大豆等のブロックローテーションの取組など、生産性の高い集団転作の取組を支援します。

具体的な取組

ア 飼料用米などの新規需要米等の生産拡大

- ・飼料用米、WCS用稲の生産拡大、コスト低減のため、多収性専用品種^{※1}による団地化を推進します。
- ・耕種農家と畜産農家等の取引の円滑化を図るため、飼料用米利用者協議会の設置を推進します。
- ・飼料メーカー等の実需者が求めるフレキシブルコンテナバッグ^{※2}を利用した出荷方式に対応するため、飼料用米、加工用米等の流通体制の整備を図ります。
- ・米の需給調整の取組を進めるため、新規需要米、加工用米、備蓄米の取組を推進します。
- ・飼料生産の拡大を図るため、飼料用米のわら利用やWCS用稲生産水田への堆肥利用等、耕畜連携の取組を進めます。
- ・水田自給力の向上を図るため、調整水田^{※3}や耕作放棄地等の活用を推進します。

イ 水田の団地化による麦・大豆の高品質・安定生産の推進

- ・麦・大豆の高品質・安定生産のため、団地化の取組を推進します。
- ・実需者ニーズに対応した小麦生産のため、品種の転換を進めます。
- ・大豆の品質・収量の向上を図るため、大豆 300A 技術^{※4}を励行します。
- ・麦・大豆の優良種子を確保するため、種子生産地を育成します。

※1 多収性専用品種：収量が多く、倒伏しにくいなどの特徴を持つ水稻品種のことです。飼料に用いるため、食味や外観品質は重視されません。

※2 フレキシブルコンテナバッグ：粉末や粒状物を保管・運搬するための袋のことです。種類は500kg入り、1,000kg入り等があります。

※3 調整水田：水を張ることにより常に水稻の生産力が維持される状態に管理された水田のことです。

※4 大豆 300A 技術：大豆の収量が10a当たり300kg、品質Aクラス（1等、2等）を目指して、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した大豆の新しい低コスト・省力化技術のことです。地域の気象条件や土壌条件に応じた耕起・は種技術等が中心となっています。

主な事業

- 飼料用米、WCS用稲の生産拡大
- 水田自給力の向上
- 飼料用米・加工用米等の流通体制の確立
- 農産産地の施設・機械整備（再掲）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
新規需要米の団地化面積*1	224ha	400ha
転作小麦の生産量*2	(品種) 農林61号 (生産量) 1,071t/年	(品種) さとのそら (生産量) 1,390t/年
転作大豆の生産量*3	742t/年	910t/年

*1 新規需要米の取組面積の29年度目標（飼料用米1,600ha、WCS用稲500ha）に準じて目標を設定し、団地化面積を飼料用米80ha（飼料用米目標面積の5%）、WCS用稲320ha（WCS用稲目標面積の約60%）に拡大します。

*2 品種は、「農林61号」から「さとのそら」へ全面転換します。また、現状及び長期目標を勘案し、面積の拡大（現状465haから526haに拡大）と単収の向上（現状230kg/10aから264kg/10aに向上）により、生産量の増加を図ります。

*3 現状及び長期目標を勘案し、面積の拡大（現状588haから608haに拡大）と単収の向上（現状130kg/10aから150kg/10aに向上）により、生産量の増加を図ります。

3 落花生の生産振興

取組の方向性

落花生栽培技術の機械化により省力化を進め、畑作物の輪作^{*1}体系に落花生を位置付けた栽培体系を構築し、連作障害^{*2}を回避することで、収量及び品質の向上を図ります。

また、消費者ニーズに応じた新品種の開発や高品質で良食味の落花生生産を進めるとともに、加工業者を核として生産される「ちばの落花生」の収益力向上を図るため、高付加価値化やブランド化を推進し、落花生産地の活性化を図るとともに、落花生の消費拡大を進め、落花生産地の維持に努めます。

※1 輪作：同じ土地に生態的性質の異なる作物を一定の期間を置いて周期的に栽培することです。

※2 連作障害：同じ土地で、同じ若しくは近縁の作物を繰り返して栽培し続けることで起きる生育不良のことです。

具体的な取組

ア 畑作物輪作体系における落花生省力化生産の推進

- ・省力化生産を進めるために、「は種作業」や「収穫作業」、「乾燥・調製作業」等の機械化体系を確立し、各種機械機器の開発及び普及を図ります。
- ・連作障害を回避し、収量及び品質の向上を図るために、落花生を畑作物の輪作物として位置付けた生産振興を図ります。
- ・落花生の生産力を維持するために、収穫作業等の請負組織の育成による新たな担い手の確保・育成を図ります。
- ・ゆで落花生用品種「おおまさり」の安定供給を図るために、安定的な収量を確保できる栽培技術を確立します。

イ 落花生の収益向上と消費拡大の推進

- ・「ちばの落花生」産地の収益を向上するために、消費者に求められる良食味多収品種を育成します。
- ・「ちばの落花生」の新たな需要拡大を図るために、加工業者等と連携して高付加価値化やブランド化を進めます。
- ・落花生の消費を拡大するために、新たな用途の開発や、観光農園、オーナー制の取組を拡大します。また、県産落花生のファンとなってもらえるよう、栽培体験や食育の推進、落花生の知識の啓発を通じて、消費拡大の推進及び県産落花生のPRを実施します。

主な事業

- 千葉ブランドとなる新品種の開発
- 落花生を核とした機械化輪作栽培体系の確立
- 「ちばの落花生」産地の収益力向上の支援
- 県産農林水産物の地域ブランド化の推進（再掲・販売促進・輸出拡大）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
落花生収穫機械の導入面積*（累計）	0ha	200ha

* 本県落花生作付面積の約3%について、機械の導入を進めます。

【畜 産】

酪農経営の強化と畜産物のブランド力向上

項 目	現 状 (23 年)	目 標 (29 年)
畜産産出額*	1,034 億円	1,050 億円

* 乳牛・豚は生産の効率化、肉用牛は品質の向上、鶏は計画的な生産の推進などを講じ、畜産産出額を維持・拡大します。

[現状認識]

本県の畜産は、県農業産出額の約 25% を占める基幹的部門であり、このうち、酪農、養豚及び鶏卵においては、全国有数の畜産県として、首都圏における畜産物の供給地としての役割を担っています。

しかしながら、近年の畜産経営では、輸入飼料価格の高止まりなど生産コストの増加を背景に、収益性が悪化しており、若い後継者のいる経営体においても廃業が懸念されています。

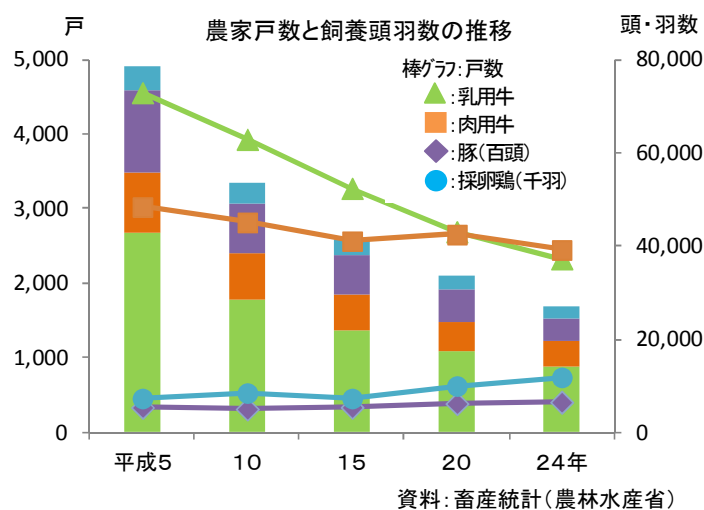
このため、収益力の高い経営への転換が急務であることから、家畜 1 頭当たりの生産能力を高めるとともに、意欲ある経営体に飼養管理技術の改善を促し、生産の効率化を一層進める必要があります。

また、輸入飼料価格に左右されない安定した経営のためには、自給飼料の生産拡大による飼料自給力の強化が必要です。

一方、販売面では、県産畜産物の知名度が依然として低く、産地間競争が激化

している中、有利販売につなげるためには、安定供給はもとより、品質の向上などによる差別化やプロモーション活動を行い、ブランド力を高める必要があります。

さらに、アジアを中心に世界各国で発生が見られている口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの伝染力や病原性の強い急性悪性家畜伝染病については、侵入防止対策の徹底を図るとともに、万一発生した場合には、迅速な初動防疫措置や感染拡大防止対策を講じる必要があります。



[基本方向]

酪農の生産基盤を強化するため、乳牛の生産性向上に自ら取り組む経営体を重点的に支援するとともに、飼料自給力を強化し、経営の安定化を図ります。

また、県産畜産物のブランド力を高めるため、出荷体制の一元化や安全で高品質な畜産物の生産体制を支援し、販売力を強化します。

さらに、口蹄疫^{※1}や高病原性鳥インフルエンザ^{※2}など急性悪性家畜伝染病^{※3}に適切に対処するため、家畜保健衛生所の機能強化を進めます。

※1 口蹄疫：口蹄疫ウイルスの感染により、牛、めん羊、山羊、豚などに発生する伝染力の非常に強い病気です。

※2 高病原性鳥インフルエンザ：鳥類に感染するA型インフルエンザの中で、伝染力が強く、高い死亡率を示す病気です。

※3 急性悪性家畜伝染病：口蹄疫並びに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザといった伝染力が強く、発生した場合は家畜の生産性を低下させ、深刻な影響を与える恐れのある伝染病をいいます。

[主な取組]

1 家畜の生産性向上と生産基盤の強化

取組の方向性

家畜の生産性向上と生産基盤の強化を図るため、生産能力の高い家畜への改良を進めるとともに、効率的な飼養管理技術の開発・普及を図ります。

また、関係機関との連携による指導・支援体制を強化し、意欲ある経営体に対して重点的に支援を行います。

具体的な取組

ア 生乳生産性の向上と経営安定

- ・乳牛の管理技術の改善と優良乳牛を選抜するため、乳牛個々の生産情報を収集・解析する牛群検定事業を推進するとともに、指導體制の強化を図ります。
- ・乳牛の生産性を向上させるため、性判別精液や受精卵の活用による優良後継牛の増頭について支援するとともに、暑熱ストレスの軽減など乳牛の健康や生産に適した施設の改善指導を行います。
- ・高い生産技術と経営管理能力を有する担い手を育成するため、「酪農青年会議^{※1}」の取組を支援するとともに、和牛との複合経営や観光資源を生かした6次産業化など新たな取組を推進します。
- ・生産コストの低減や省力化を図るため、飼養規模等に応じた、新しい飼育管理技術の活用を推進します。
- ・労働負担の軽減や新規就農者の技術習得の場として活用するため、酪農ヘルパー^{※2}などの労力補完組織の充実・強化を推進します。

※1 酪農青年会議：酪農青年が経営に関わる知識・技術の習得を図りながら、互いに切磋琢磨するための組織のことです。

※2 酪農ヘルパー：休みをとる酪農家に代わって、日常の作業である乳搾りや飼料給与などに従事する人のことです。

イ 肉用牛生産基盤の強化

- ・和牛の生産基盤を強化するため、優良な遺伝資源を持つ繁殖和牛から受精卵を採取し、酪農家の乳牛に移植することにより、優良な繁殖和牛を増やします。
- ・繁殖和牛を飼育する担い手を確保するため、繁殖和牛専業経営の他、繁殖肥育一貫経営及び酪農経営との複合型経営等を推進します。
- ・品質の高い牛肉を安定して生産するため、県等の関係機関により重点的に指導する農場を選定し、肥育技術の向上と普及を図ります。

ウ 肉豚の生産性向上と経営安定

- ・養豚農家における肉豚の生産性を高めるため、産肉性の高い新規系統豚[※]を作出します。
- ・新規系統豚の普及を進めるため、系統豚の増殖体制を強化するとともに、銘柄豚生産団体において系統豚による肉豚生産を促進します。
- ・養豚経営の安定化を図るため、肉豚価格の下落時に価格差を補填する所得補償制度により支援します。

※ 系統豚：遺伝的にバラツキのない、相互に一定以上の血縁関係を持った能力的に優れた豚の集団のことです。

エ 鶏卵安定生産の推進

- ・鶏卵価格の安定化を図るため、生産者が自ら取り組む卵価安定制度を推進します。

主な事業

- 乳牛の改良促進と生産基盤強化
- 和牛繁殖基盤の強化と肥育技術向上支援
- 優良種豚の安定供給
- 養豚・養鶏経営の安定化

【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
乳牛1頭当りの乳量 ^{*1}	8,570 kg/年	8,800 kg/年
繁殖和牛の頭数 ^{*2} (累計)	2,570 頭	3,000 頭
新規系統豚による繁殖豚の供給頭数 ^{*3}		2,000 頭/年

*1 飼養管理の改善と遺伝的な改良の両面から年間で50kgの増加を目指します。

*2 受精卵移植、繁殖和牛の導入及び波及効果により、年間100頭の増加を目指します。

*3 27年度からの供給開始に備え体制を強化し、現系統豚(L3)の供給量の130%を目指します。

2 飼料自給力の強化

取組の方向性

飼料自給率の向上を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、水田や耕作放棄地等の有効利用による自給飼料生産拡大や飼料作物の安定多収生産技術等の開発・普及を推進します。

また、自給飼料の生産拡大において、畜産農家の労働負担の軽減を図るため、飼料生産受託組織を育成します。

具体的な取組

ア 水田や耕作放棄地等の有効活用による自給飼料生産拡大

- ・水田や耕作放棄地等の有効活用により自給飼料生産を拡大するため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料用米や稲ホールクロップサイレージ[※]等の増産や放牧を推進します。

※ 稲ホールクロップサイレージ：稲を子実も含め茎葉部全体を刈り取り、長期保管するため発酵処理を行った飼料のことです。

イ 飼料作物の高収量、低コストによる生産拡大

- ・自給飼料の生産性を向上させるため、多収品種による生産や技術指導の強化により、高収量・低コスト飼料生産を推進します。

ウ 飼料生産コントラクターの育成及びTMRセンターの設置推進

- ・飼料の安定供給と低コスト化を図るため、飼料生産部門の作業を請け負う飼料生産コントラクター^{※1}を育成するとともに、飼料の調製作業を請け負うTMRセンター^{※2}の設置を推進します。

※1 コントラクター：飼料生産の作業を請け負う集団や組織のことです。

※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料がバランス良く配合された完全混合飼料（total mixed ration）を専門的に製造し、農家に直接、販売供給する施設や組織のことです。

エ 低利用飼料資源等の有効活用

- ・飼料自給率の向上と資源の有効活用を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料として利用率の低い稲わらの有効利用を促進します。
- また、食品残さ飼料であるエコフィードについては、関係機関との連携、需給者間のマッチングを支援し、利用の拡大を図ります。

主な事業

- 飼料生産力向上のための技術指導の強化
- 飼料生産を拡大するための機械導入支援
- 飼料生産コントラクターの育成とTMRセンターの設置推進
- エコフィードの利用促進（再掲・6次産業化）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
飼料用稲作付面積*1	1,500ha/年	2,100ha/年
粗飼料自給率*2	33%	38%
飼料生産コントラクター数*3 (累計)	29	35

*1 過去の取組実績から 29 年度目標を 2,100ha に設定し、毎年約 120ha ずつ拡大します。

内訳は、飼料用米 1,600ha、WC S 用稲 500ha です。

*2 事業展開により自給飼料の生産拡大を進め、年間 1% の増加を目指します。

*3 5 年後の組織数について、現状から 20% の増加を目指します。

3 畜産物の販売促進

取組の方向性

県産畜産物の知名度向上を図るため、県産豚肉の共通名称を「チバザポーク」、県産牛肉を「チバザビーフ」として、統一的なプロモーション活動を展開するとともに、品質向上や安定供給の取組を更に進め、県産食肉のブランド力向上を図ります。

具体的な取組

ア 県産豚肉の販売力強化

- ・「チバザポーク」の有利販売を図るため、消費者に対する生産工程の公開等の安全・安心につながる取組を支援するとともに、県下統一的なプロモーション活動を実施します。

イ 県産牛肉のブランド力向上

- ・「チバザビーフ」がブランド牛肉として食肉市場で認知されるよう、県産牛肉の統一的な出荷を目指すため、各生産者組織相互の連携を強化するとともに、「平成 28 年度東京食肉市場まつり*」への参加に向けた体制づくりと技術向上を図ります。

※ 東京食肉市場まつり：毎年 10 月に東京食肉市場で開催され、一つの県産牛肉の産地と卸売業者とが連携して行う消費拡大イベントのことです。県産牛肉を消費者だけでなく、卸売業者に PR することができます。

ウ 畜産物の消費拡大

- ・県産畜産物の消費拡大を図るため、関係団体と連携してプロモーション活動を実施します。

主な事業

- 県産食肉「チバザポーク」・「チバザビーフ」の販売力強化（再掲・販売促進・輸出拡大）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
チバザビーフ組織による食肉市場への出荷シェア*	37%	60%

* 東京食肉市場に出荷される県産牛肉に占めるチバザビーフ組織の出荷割合を5年後に60%、10年後、100%を目指します。

4 家畜排せつ物の適正管理と有効利用**取組の方向性**

地域と調和した畜産経営を目指すため、新たな環境規制への対応や飼養規模拡大に伴う機能向上に必要な機械・施設の導入を支援します。

また、家畜ふん堆肥の利用については耕畜連携を図り、資源循環型農業の取組を推進します。

具体的な取組**ア 家畜排せつ物の適正管理**

- ・排水規制の強化や規模拡大への対応と周辺環境に配慮した臭気の低減対策のため、既存の家畜ふん尿処理施設の機能向上や施設整備を支援します。

イ 堆肥流通の推進

- ・堆肥の水田等への施用など新たな利用拡大を図るため、堆肥散布機械等の導入支援や利用者ニーズに沿った堆肥づくりを行い、耕畜連携による環境にやさしい農業を推進します。

主な事業

- 家畜排せつ物の適正管理
- 家畜ふん堆肥の利用促進

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
堆肥散布・利用集団数* (累計)	65	86

* 5年後の組織数について、現状から30%の増加を目指します。

5 家畜衛生対策の強化

取組の方向性

家畜の健康を守り、安定的に畜産物を供給するため、家畜伝染病の予防とまん延防止に取り組むとともに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの急性悪性家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の整備を図ります。

また、家畜の生産性を阻害する慢性疾病の清浄化に向けた取組を推進します。

具体的な取組

ア 家畜保健衛生所の機能強化

- ・急性悪性家畜伝染病発生等の危機管理に対応するため、迅速かつ的確な防疫措置を講ずるよう家畜保健衛生所の機能を強化します。

イ 急性悪性家畜伝染病に対する危機管理体制の強化

- ・急性悪性家畜伝染病発生時の防疫作業を円滑に実施するため、防疫資材の備蓄や県域関連団体との防疫業務協定の締結を進めるとともに、防疫演習を実施するなど、関係機関と連携した危機管理体制の強化を図ります。

ウ 家畜伝染病の発生予防とまん延防止

- ・家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、検査や病性鑑定による疾病診断や再発防止の対策を指導します。
- ・農家による自主防疫の徹底を図るため、飼養衛生管理基準[※]の遵守状況調査や巡回指導を実施します。

※ 飼養衛生管理基準：家畜伝染病の発生を予防するために、家畜の所有者が守るべき事項を規定したもので、消毒の徹底など病原体を「持ち込まない」「持ち出さない」を基本的な考えとしています。

エ 慢性疾病の清浄化による生産性向上の推進

- ・家畜の生産性を阻害するオーエスキー病[※]等の慢性疾病を清浄化するため、地域ぐるみによるワクチン接種を徹底させるとともに、感染家畜の発見・淘汰を行います。

※ オーエスキー病：オーエスキー病ウイルスを原因とした豚の病気のことで、妊娠豚での死流産やほ乳豚での神経症状が現れます。

主な事業

- 家畜伝染病対策を担う家畜保健衛生所の機能強化
- 口蹄疫などの急性悪性家畜伝染病危機管理体制の強化
- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止
- 慢性伝染性疾病の撲滅

【森林・林業】

森林・林業再生による森林機能の維持増進と災害に強い森林づくりの推進

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
森林整備面積 ^{*1}	1,105ha/年	1,900ha/年
県産木材の利用量 ^{*2}	63 千m ³ /年	73 千m ³ /年

*1 間伐、植栽を中心とした森林整備を促進し、32年度までに、森林整備率を現状のおおむね2倍まで引き上げます。

*2 県産木材の利用を促進し、国が国産材の自給率を50%にするとしている32年度において、県内の国産材の需要量（総需要量の50%）に占める県産材の割合を、8割まで増加させます。

〔 現状認識 〕

本県の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入っているものの、木材価格の長期にわたる低下傾向により、森林所有者の経営意欲が低迷しており、森林資源の利用が進んでおらず、これに伴い間伐などの森林整備も十分に行われていません。

このような状況において、森林整備の集約化と低コスト化を図る必要がありますが、本県は5ha以下の零細林家が約9割を占めるなど小規模な森林所有者が多いため、整備をまとまった形で可能とする森林経営計画^{※1}の策定が、全体の1割程度に留まっています。

また、森林整備の低コスト化を進めるためには、森林作業道などの路網整備や、高性能林業機械を操作する技術者の育成が課題となっています。

さらに、製材所など木材加工業においても、乾燥材の生産や品質表示の取組など、需要に応じた木材の安定供給体制の構築を進める必要があります。

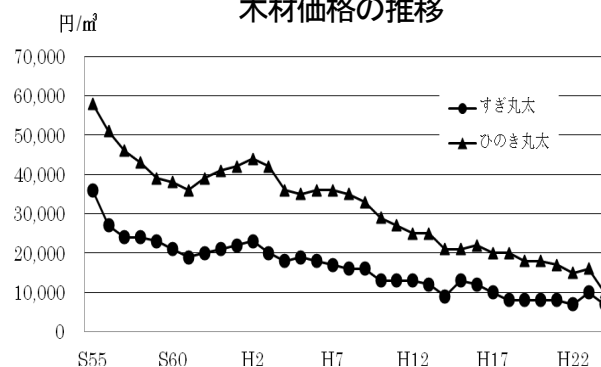
一方、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県の特用林産物から放射性物質が検出され、一部の地域でしいたけ・たけのこの出荷制限が行われています。

東日本大震災では、九十九里地区において津波による甚大な被害が発生していますが、海岸県有保安林の砂丘や森林に、津波被害に対する一定の軽減効果があることが確認されており、地域住民からは、今後発生が懸念されている地震に伴う津波に備え、早急な海岸県有保安林の整備が求められています。

※1 森林経営計画：森林所有者や、森林所有者から経営の委託を受けた森林組合などが策定する森林施業^{※2}・森林保護^{※3}についての5ヵ年計画で、原則として市町村長が計画の認定を行います。

※2 森林施業：植栽、成長過程での下刈・間伐などの保育、作業道等の整備、伐採など、森林に対する人為的働きかけの総称を指します。

木材価格の推移



※3 森林経営計画における森林保護：森林火災や森林病害虫等から森林を守ることのほかに、生物多様性の保全や境界維持管理等を含んだ現状の森林を維持するために実施する人為的働きかけの総称を指します。

[基本方向]

森林組合などの担い手を育成・強化し、小規模な民有林の整備をまとまった形で可能とする森林経営計画の策定を推進するとともに、路網整備の推進や高性能林業機械の導入を加速化することにより、低コスト作業システムを確立し、主伐により高齢級化した森林の再生を図ります。

さらに、搬出木材の利用促進を図るため、県産材の需要拡大に取り組みます。

また、津波被害を軽減する海岸県有保安林の再生・整備や放射性物質によるしいたけ・たけのこの出荷制限の解除・安定生産に向けた取組を行います。

[主な取組]

1 森林・林業再生による森林機能の維持増進

取組の方向性

森林・林業の再生を図り、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林経営計画の策定、森林作業道などの路網整備や高性能林業機械の導入による作業の集約化と低コスト化の促進などにより、計画的な森林整備を推進するとともに、需要に応じた県産木材の安定供給体制の構築と住宅や公共建築物等への木材の需要拡大により、県産木材の利用を促進します。

具体的な取組

ア 計画的かつ効率的な森林整備の推進

- ・森林整備の集約化を促進するため、森林組合など林業事業者等が行う森林経営計画の策定を支援するとともに、樹種等の現況や森林整備の履歴などを地図上で一元的に管理する「森林情報管理システム」の活用を進めます。
- ・森林が有する多面的機能を発揮させるため、間伐を中心とした森林整備への支援を行います。
- ・林業の生産性の向上を図るため、森林整備の低コスト化に必要な路網の整備や高性能林業機械の導入を支援します。

イ 木材資源の利用促進

- ・県産木材の需要拡大を図るため、住宅や公共建築物等における県産木材の利用を促進するとともに、乾燥材の生産やJAS等による性能表示など木材製品の品質と性能を確保するための取組を支援します。
- ・木材利用の普及啓発を図るため、木工コンクールや木工出前授業を開催します。

- ・木質バイオマスの利用を促進するため、間伐材等から生産される薪やチップなどの供給体制を整備し、施設園芸用暖房機などへの導入に向けた取組を支援します。

ウ 特用林産物の振興

- ・食の安全・安心の確保を図るため、放射性物質検査を実施するとともに、一部の地域で行われているしいたけ・たけのこの出荷制限の解除と特用林産物の安定した生産に向けた取組を進めます。

主な事業

- 森林経営計画の作成支援
- 効率的な森林整備への支援
- 小規模な森林の管理促進
- 路網整備の推進と高性能林業機械の導入支援
- 県有林の整備・管理
- 優良種苗の生産・確保（再掲・基盤整備の促進）
- ちばの木の利用促進（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 木育の推進（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 間伐材等を原料とした木質バイオマス資源の利用促進（再掲・6次産業化）
- 放射性物質検査による安全な農林水産物の供給（再掲・食の安全・安心）
- 特用林産物生産の早期復興支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
森林経営計画の認定面積*（累計）	11,680ha	18,400ha

* 33年度末に、県内の人工林の約半分（3万ha）で森林経営計画の認定を目指します。

2 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成

取組の方向性

小規模な森林を取りまとめ、森林整備の方針を示して森林所有者の合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林経営計画の策定の中心となる「森林施業プランナー」の育成に取り組めます。

また、林業就業者の高齢化が進む中、新規就業者の確保・育成を行うとともに、森林整備の低コスト化と労働負荷の低減を進めるために必要な高性能林業機械のオペレーターなどの林業技術者を養成します。

さらに、各種林業制度金融の活用促進により、地域林業の中核的担い手である森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

具体的な取組

- ・森林経営計画の策定を推進するため、林業事業者が行う「森林施業プランナー」の育成について支援を行います。
- ・林業就業者の確保・育成を図るため、新規就業者等を対象とした研修を実施するとともに林業就業者の労働条件の改善に取り組みます。
- ・森林整備の中心的な担い手の育成と安全な林業労働環境を整備するため、高性能林業機械のオペレーターなど高度な技術を有する林業技術者を養成するとともに、林業事業者等に対して、本県の実状に即した路網整備と高性能林業機械の使用による低コスト作業システムの実証を進め、普及を図ります。
- ・林業技術の改善や森林経営の合理化を促進するため、森林所有者へ森林の管理・経営情報を提供するなどの普及指導を行います。
- ・林業・木材産業・木材流通業を担う林業事業者の経営基盤の強化を図るため、経営の改善等に必要な資金の貸付を行います。

主な事業

- 林業就業者等に対する研修の実施（再掲・担い手育成）
- 低コスト作業システムの実証と普及（再掲・担い手育成）
- 森林所有者への林業普及指導による情報提供（再掲・担い手育成）
- 林業事業者の経営の改善や合理化に必要な資金の貸付（再掲・担い手育成）

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
林業作業員 [※] 数 [*] （累計）	119人	150人

* 29年の森林整備面積を1,900haとした場合の必要な作業員数は150人と試算しました。

※1 林業作業員：森林組合など認定林業事業者^{※2}で雇用されている作業員のことをいいます。

※2 認定林業事業者：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化について改善計画を作成し、知事が認定した林業事業者を指します。

3 災害に強い森林づくりの推進

取組の方向性

集中豪雨等による土砂崩れ等を防止し、安心して暮らせる県土づくりを進めるため、山腹崩壊や地すべりの危険性が増している地区について、防災施設の設置により危険性の解消を図るとともに、保安林が有する防災等の機能を高度に発揮させるための森林整備を行います。

また、海岸県有保安林において、津波被害を軽減するため、砂丘の造成を行うとともに、松くい虫等の被害により疎林化・裸地化した森林の再生を行い、自然災害に強い森林づくりを推進します。

具体的な取組

ア 森林の整備や防災施設の設置による土砂崩れ等の防止

- ・山腹の崩壊や土砂の流出による災害の発生を防止するため、山地治山事業や地すべり防止事業の実施など山地治山対策を推進します。
- ・土砂の流出の防備など保安林が有している公益的機能を高度に発揮させるため、間伐などの森林整備を実施します。

イ 海岸を中心とした保安林の整備・管理

- ・津波被害を軽減するとともに、飛砂や潮害などによる災害から県民の生活を守るため、強い病虫害抵抗力を持つ苗木や広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。

主な事業

- 崩壊地等の防災対策の実施（再掲・基盤整備の促進）
- 津波被害を軽減する海岸県有保安林の整備（再掲・基盤整備の促進）
- 疎林化、裸地化が進む海岸県有保安林の再生（再掲・基盤整備の促進）
- 優良種苗の生産・確保（再掲・基盤整備の促進）

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
九十九里地区の砂丘造成延長（累計） ^{*1}	0.4 km	12.6 km (27年度)
海岸県有保安林の整備面積（累計） ^{*2}	16ha	200ha

*1 27年度末までに九十九里地区の海岸県有保安林において、津波被害軽減のための砂丘のかさ上げ、または新設を行う延長の累計です。

*2 九十九里地区及び平砂浦地区の海岸県有保安林の再生のため、植栽等の整備を行う面積の累計です。

4 多様な人々の参画による森林整備活動の促進と森林の利用

取組の方向性

放置された竹林の拡大や不十分な森林の管理により、里山などの森林の荒廃が進んでいることから、企業や団体など多様な人々の参画による森林整備活動を促進することにより、美しい景観の保全を図ります。

また、森林を利用した「教育の森」などの森林環境教育を推進することにより、子供たちの豊かな人間性を育むとともに、「県民の森」の利用を促進するなど、都市との交流による農山漁村の活性化を図ります。

具体的な取組

ア 森林整備活動の促進

- ・里山の保全や津波被害を受けた海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

イ 森林の活用

- ・児童生徒への森林環境教育の推進を図るため、教育活動の場としてふさわしい森林として県が認定した「教育の森」について、看板の設置などの施設整備を行うとともに、教育機関と連携して利用を促進します。
- ・緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にすることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
- ・森林などの地域資源を活用した農山漁村の活性化を図るため、都市住民等が豊かな自然に親しめる施設である「県民の森」の一層のサービス向上を図り、利用を促進します。

主な事業

- 森林整備活動の促進（再掲・農山漁村の活性化）
- 「法人の森^{※1}協定」の締結の推進（再掲・農山漁村の活性化）
- 森林・林業教育活動への支援
- みどりの少年団の育成支援
- 県民の森の管理（再掲・農山漁村の活性化）

※1 法人の森：県と企業等が締結した協定に基づき、県有林を企業によるCSR活動^{※2}等の場として提供し、企業等が資金や労力を提供することにより、県有林の整備に参画する制度を指します。

※2 CSR活動：企業が社会的責任を果たすために行う活動で、社会貢献活動とも言います。

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
企業や団体等による森林整備面積（累計）*	217ha	250ha

* 企業や団体等による森林整備を年間約6ha進めます。

5 環境に配慮した健全な森林の保全

取組の方向性

地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源対策として、間伐等の推進による健全な森林の育成と、概ね50年生以上の高齢級化した人工林の若返りにより、森林の吸収能力の向上に取り組めます。

また、松くい虫やサンプスギ非赤枯性溝腐病等の病害虫対策を実施するとともに、林地開発行為の適正化の推進により、健全な森林の保全を図ります。

具体的な取組

ア 森林吸収源対策としての間伐等の推進

- ・森林吸収量の算入上限値^{*}の確保に向けて、間伐を推進するとともに、主伐後の確実な再生林を促進します。

※ 森林吸収量の算入上限値：平成 25 年以降の京都議定書第 2 約束期間は、平成 23 年に開催された COP17 等において、各国一律 3.5%(1990 比)とされています。

イ 森林病虫害の防除と被害林の再生

- ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸県有保安林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、非赤枯性溝腐病被害跡地における森林再生やスギカミキリ被害対策を推進します。
- ・海岸県有保安林など病虫害等による被害を受けた森林の早期再生を図るため、病虫害に対して抵抗性がある優良苗木の生産・確保を行います。

ウ 林地開発行為の適正化

- ・森林の有する公益的機能の維持を図るため、確実な緑化の実施など林地開発行為の適正な履行を確保します。

主な事業

- 森林吸収源対策としての間伐の促進
- 松くい虫防除対策の徹底
- 非赤枯性溝腐病被害森林の再生と被害材の有効利用の促進
- スギカミキリの被害調査と防除対策の実施
- 優良種苗の生産・確保（再掲・基盤整備の促進）
- 林地利用の適正化

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
間伐実施面積 ^{*1}	717ha/年	1,300ha/年
被害森林の再生面積（累計） ^{*2}	982ha	1,300ha

*1 県の「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」に基づき、32 年度までに 12,241ha の間伐の実施を目指します。

*2 自然災害や病虫害の被害を受け、植栽により再生する森林の面積の累計で、海岸県有保安林の整備面積にサンプスギ非赤枯性溝腐病の被害林の再生面積を加えた面積です。

【水 産】

収益力の高い漁業経営体への転換

項 目	現 状 (24年概数)	目 標 (29年)
海面漁業漁獲量*	15万4千t (全国第7位)	19万t (全国第6位)

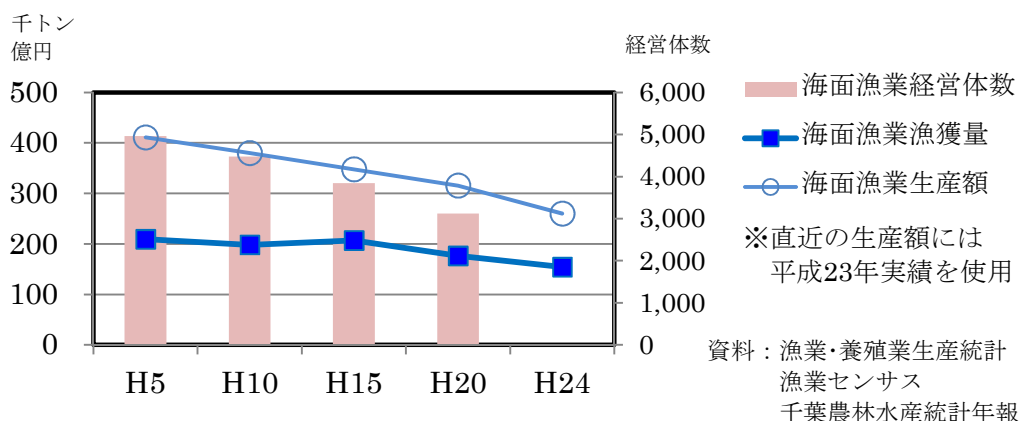
* 本県の海面漁業漁獲量は年変動があるものの長期的に見ると減少傾向にあり、現状では15万4千t、全国第7位です。そこで、資源の持続的な利用を図り、全国第6位規模の漁獲量(19万t)を安定的に維持することを目標としています。

[現状認識]

沖合域のイワシ類やサバ類など広域回遊資源^{※1}は回復傾向にあるものの、依然として不安定な状況にあり、適切な管理の継続が必要です。一方、沿岸域では、カツオなどの不振により小型漁船はキンメダイ操業に集中していることから、資源への影響が懸念されており、イセエビやチョウセンハマグリなど地先に生息する定着性の資源については、資源の枯渇を招かないよう、地域ごとにきめ細かい管理が求められています。また、東京湾では、貧酸素水塊^{※2}の大規模化等により魚類の水揚げが減少しており、アサリ漁業ではカイヤドリウミグモの寄生による不振が長期化しています。内水面では、水域環境や生態系の変化により漁場生産力が低下しており、ウナギについては、全国的な資源管理対策が求められています。さらに、魚病の蔓延や新規疾病の侵入が懸念されています。

そのような中、魚価の低迷や燃油価格の高騰等によるコスト上昇から、漁船漁業やノリ養殖等では経営が圧迫されています。さらに、漁業者の高齢化と減少が進んでおり、特に小型漁船漁業ではその確保が難しい状況にあります。また、漁業協同組合は、組合員の生産活動のための事業に取り組むなど漁村での中核的役割を担っていますが、水揚げの減少等から厳しい経営環境にあります。さらに、漁村では、タコ壺漁を活用するなど地域色のある新しい漁業体験の需要が拡大する一方、水産物直売所や食堂は店舗増加に伴う競争等により収益が伸び悩んでいます。

海面漁業の生産量、生産額、経営体数の推移



漁業生産基盤については、震災復興などにより、他県において高度衛生管理型市場など最新鋭の施設整備が進められており、産地間競争が激化しています。また、地震・津波等に対する漁港の防災対策も求められており、燃油タンクなど生産基盤施設の耐震対応については、漁業協同組合の経営が厳しく、難しい状況にあります。

水産物の消費については、潜在的な需要は高いものの、調理の手間等から「魚離れ」が進行しています。さらに、需要が増大している諸外国への輸出拡大を国では推進しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により、出荷自粛や風評被害などが漁業活動への支障となり、新たな問題となっています。

※1 広域回遊資源：イワシ類やサバ類など都道府県の区域を越えて回遊する水産資源をいいます。

※2 貧酸素水塊：海洋、湖沼等の閉鎖系水域で、魚介類が息できないくらいに水中に溶解している酸素濃度が低下した水の塊のことで、湧昇すると青潮となります。

[基本方向]

長引く燃油高騰など経費が増大する中で、キンメダイなど沿岸重要資源の管理の強化や、つくり育てる漁業を推進して生産の維持・増大を図るとともに、省人・省エネ型漁船の導入や協業化など、収益性の高い操業体制の実現に取り組みます。

また、高鮮度対応の高度衛生管理型市場を整備するなど、拠点漁港[※]の機能強化を進め、産地間競争力の強化を図ります。さらに、ノリ養殖業については、生産工程の協業化などコスト低減の取組や贈答需要に加え新たな需要の開拓を推進します。

※ 拠点漁港：一定の陸揚げ量があるなどの条件により、県が重要性、役割を考慮して設定した、流通や生産の拠点となる漁港です。

[主な取組]

1 環境や資源に配慮した水産業の推進

取組の方向性

水産資源の維持・増大を図るため、的確に資源評価を行い、水産資源の管理を強化するとともに、放流種苗の育成に適した保護育成礁[※]の設置や適正な親魚量を残して再生産を確保し資源造成を図ります。また、東京湾では貧酸素水塊対策に取り組み漁場生産力の回復を図るとともに、内水面では、資源の維持・増大や生態系の保全を推進します。

あわせて、魚病対策や害敵生物による漁場被害の軽減対策を推進します。

※ 保護育成礁：水産資源を保護・育成するために海中に人工的に設置するコンクリートブロック等のことです。

具体的な取組

ア 水産資源の適切な管理

- ・水産資源の適切な管理を図るため、漁業制度の適正な運用の下、イワシ類やサバ類など広域回遊資源については、漁獲可能量制度[※]に基づく資源管理を実践するとともに、キンメダイなどの沿岸重要資源については、漁業者の自主的な資源管理の取組を強化し、水産資源を的確に評価しつつ、漁業者・研究機関・行政が一体となって資源管理を推進します。

また、現在運航している漁業取締船の代船について検討します。あわせて、これらの資源管理の取組を下支えする国の資源管理・漁業収入安定対策を推進します。

※ 漁獲可能量制度：魚種ごとに年間漁獲量の上限を定めて資源の維持・回復を図る制度で、本県ではサンマ、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカを対象としています。

イ つくり育てる漁業の推進

- ・つくり育てる漁業を推進するため、第7次栽培漁業基本計画(平成27～31年度)を策定するとともに、健全な種苗の計画的な生産・放流、保護育成礁の設置、再生産に配慮した漁獲を組み合わせて水産資源を造成します。
また、地域特産品づくりのため、二枚貝や海藻などの養殖技術を普及・指導します。

ウ 漁場環境悪化への的確な対応

- ・東京湾の漁場生産力の回復を図るため、貧酸素水塊情報の的確な提供と有効な対策に取り組むとともに、アサリの新たな増産技術の導入等による貝類増産対策を推進します。
あわせて漁業者グループが取り組む干潟・生態系保全活動を支援します。

エ 河川・湖沼での特色ある水産業の展開

- ・河川・湖沼での特色ある水産業を展開するため、アユやウナギなどの内水面水産資源の維持・増大を図るとともに、カワウ被害への対応も含めた生態系の保全対策、魚類防疫対策を推進します。

主な事業

- 沿岸重要資源の管理の強化（キンメダイ・マコガレイ・チョウセンハマグリ）
- 漁業制度の適正な運用
- 資源造成型栽培漁業※の推進
- 第7次栽培漁業基本計画の策定と展開
- 貧酸素水塊対策の推進
- アサリ増産技術の開発・導入
- 漁業者グループの取り組む水産多面的機能発揮活動への支援（再掲・農山漁村の活性化）
- 内水面水産資源の維持・増大
- ウナギ資源生態に係る調査研究の推進
- 魚類防疫体制の確保と疾病の検査・指導

※ 資源造成型栽培漁業：種苗放流と併せ、親魚を獲り残す漁獲管理を行うことにより、再生産を確保して資源を造成する栽培漁業を言います。

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年)	目 標 (29 年)
キンメダイ漁獲量* ¹	1,410t/年	1,680t/年
種苗放流対象魚種の漁獲量* ² (マダイ・ヒラメ・アワビ)	583t/年 (19～23 年平均)	700t/年
アサリ生産量* ³	492t/年	1,000t/年

*¹ キンメダイは、近年、資源水準が悪化してきていることから、近隣都県と連携して資源管理を強化することにより、漁獲量を過去5カ年(20～24)平均まで引き上げます。

*² 種苗放流などの取組により、過去5カ年平均の漁獲量を20%増加させることを目指します。

*³ アサリは、増産技術の開発や干潟漁場保全活動の支援により、現状の倍増を目指します。

2 マーケット需要に対応した力強い産地づくり

取組の方向性

マーケット需要に的確に対応し、収益性を重視した水産業へ転換するため、高鮮度に対応した施設整備を進めるとともに、商品価値の低い小型魚やサメなどの未・低利用魚を活用した加工品の開発や県産水産物を利用したファストフィッシュ*商品の拡大、県産ノリなどの学校給食での利用促進など水産物の需要喚起を推進します。

また、漁業・養殖業の省力化・低コスト化に向けた生産体制の見直しや施設整備等を進め、経営体の体質強化を図ります。

※ ファストフィッシュ：簡単な調理等で気軽に美味しく食べられる水産物やその食べ方のことです。

具体的な取組

ア 収益性重視の漁業・養殖業への転換

- ・ノリ養殖においては、養殖作業の生産性を向上させるために、効率的な作業船を導入するとともに、協業化や加工委託により陸上加工作業のコストを下げ、収益の大幅な向上を図ります。また、消費者ニーズを把握しながらノリの消費拡大に取り組みます。
- ・まき網漁業や底びき網漁業など漁船漁業では、収益性の高い操業体制の実現のために、国の事業を活用して実施する船団の合理化や協業化、省人・省エネ型漁船の導入などを支援します。
- ・操業の効率化を図るために、漁業調査船による高精度な漁海況情報を迅速に漁業者に提供します。

イ 産地機能の充実

- ・水産物の安定供給と産地間競争力を高めていけるよう、高鮮度・高付加価値化に向けた施設を整備するなど、産地機能の充実を図ります。
- ・産地の価格形成力の強化のために、小規模な産地市場を統廃合するなど拠点化を進め、衛生管理の向上を図るとともに、水揚げされる魚介類の集約化により買受人の参入を促し、適正規模でのせり・入札により産地価格の向上を目指します。

ウ 魚食の復権

- ・児童の魚食・魚への「なじみ」を増進するために、学校給食に利用しやすい「焼きノリ」「魚のすり身」等の商品開発を推進するとともに、漁業の生産現場の体験や紹介などの食育活動と連携を図るなど、需要増大を目指します。
- ・若者の魚離れ対策のために、高等学校や栄養士等を育成する大学などが行う料理教室等に「おさかな普及員※」を派遣し、実際に魚に触れて調理し味わってもらう料理教室を開催します。
- ・多様化する消費者ニーズに対応するために、民間加工業者が県産水産物を活用したファストフィッシュ商品を開発する等の取組を支援します。

※ おさかな普及員：千葉県産水産物の消費拡大及び魚食普及を推進するため、県内各地で多様な活動に積極的に取り組んでいる方を千葉県シーフード普及促進協議会が認定しています。

エ 高付加価値と新たな流通づくり

- ・浜値のアップと高品質な水産加工品を提供するために、高鮮度の魚介類を原料とした高品質加工品づくりや船上での沖締め等の高鮮度な地域特産品づくり、さらに商品価値の低い小型魚やサメなどの未・低利用資源を活用した加工品づくり等を支援します。
- ・「千葉のさかな」全体のイメージアップを図るために、千葉県を代表し全国に誇れる県産水産物を「千葉ブランド水産物」として認定して生産者と連携しながら重点的にPRします。

主な事業

- もうかるノリ養殖業構造改革
- 漁船漁業の構造改革
- 高鮮度・高付加価値化に向けた施設整備
- 魚食普及の強化（再掲・食の安全・安心）
- 県産水産物ファストフィッシュ商品等の開発支援（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 未・低利用資源を活用した加工品づくり等の支援

【達成指標】

項 目	現 状 (20～24年度平均)	目 標 (29年度)
ノリ養殖経営体当たりの生産枚数*	113万枚／年	125万枚／年

* 高速処理船の導入及び受託加工施設等の整備により生産性を向上させ、1経営体の生産枚数を1割増加させることにより、増産を目指します。

3 漁業生産基盤の充実・強化と災害に強い漁村づくり

取組の方向性

産地間競争力の強化を図るため、銚子漁港など流通拠点漁港[※]において高度衛生管理を推進するとともに、既存施設の維持管理に当たっては、予防的な補修・更新により各施設の長寿命化を推進します。

さらに、津波などの自然災害から漁村地域の被害を防止するため、漁港整備を含め、防災・減災対策を進めます。

※ 流通拠点漁港：産地市場を有し、一定の陸揚げがある漁港。銚子漁港など県内6漁港を設定しています。

具体的な取組

ア 流通拠点漁港の機能強化

- 産地間競争に打ち勝つために、銚子漁港などの流通拠点漁港において、高度衛生管理型の産地市場を漁港と一体的に整備するなど、機能強化を図ります。

イ 災害に強い漁港づくり

- 大規模な地震等が発生した場合、被災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を行うため、耐震強化岸壁の整備などの災害に強い漁港づくりを推進します。
- 施設の老朽化により更新を必要とする施設が増加してきていることから、更新コストの縮減や平準化を図るため、計画的な取組により既存漁港施設の長寿命化を推進します。

ウ 漁港・漁村の防災・減災対策の推進

- 高潮や津波等の自然災害に対し、漁港及びその背後集落の安全を確保するため、地元市町村や地域と連携し、漁港施設の機能強化や防潮堤による防災・減災対策を検討します。

主な事業

- 流通拠点漁港での高度衛生管理型市場の整備（再掲・基盤整備の促進）
- 災害に強い漁港整備（再掲・基盤整備の促進）
- 漁港・漁村の防災・減災対策への取組（再掲・基盤整備の促進）

【達成指標】

項目	現状	目標 (29年度)
高度衛生管理型市場における平均魚価 ^{*1}	522 円/kg (20~24年5中3平均)	564 円/kg
防災拠点4漁港における耐震強化岸壁整備 ^{*2}	50% (23年度)	100%

*1 現在の銚子市場を高度衛生管理型に整備することにより、平均魚価を8%引き上げることを目指します。

*2 銚子、鴨川については整備済です。今後、勝浦、大原の整備を進めます。

4 水産業を支える担い手の確保・育成と漁協経営の健全化

取組の方向性

漁業就業支援相談会等により情報提供を行うとともに、水産業インターンシップや漁業研修による知識や技術習得を支援します。特に、小型漁船漁業については、国の給付金制度を活用し、就業を促進します。

また、経営不振漁協については、不採算事業の合理化、漁協間の事業統合等による経費削減や組合合併等の組織再編により合理化を進めます。

具体的な取組

ア 担い手の確保・育成

- ・新たに就業を目指す人たちが本県漁業に関する情報を得られるようにするため、千葉県漁業就業者確保育成センターと連携して、ホームページや漁業就業支援相談会により情報提供を行います。
- ・漁業就業を促進するため、水産業インターンシップや漁業研修により、自分に適した漁業を選択できるよう支援します。特に、小型漁船漁業は、漁労技術の習得に時間がかかり、就業後直ぐに生計を立てるほどの水揚が困難なことなどから、国の給付金制度を活用して初期の生活を支援するとともに、地元漁業協同組合と連携し、小型船漁業者として立ちできるまで支援します。
- ・漁村の活性化を図るため、先進的な技術などの習得に意欲のある漁業者については漁業士として認定し、漁業士を中核とした地域の漁業に即した新技術の導入等を支援するとともに、漁村女性の積極的な漁業経営への参加や水産加工製造販売等の経済活動などを支援します。

イ 漁協間の事業統合や合併の推進

- ・漁協経営の健全化のために、繰越欠損金等を抱えた経営不振漁協については、複数漁協間の事業統合や合併等の組織再編による合理化を進めます。

主な事業

- 小型漁船就業者対策（自立型漁業技術研修支援）（再掲・担い手育成）
- 漁業者の育成と漁村女性活動への支援
- 漁協合併や支所の統廃合の推進による生産拠点の集約化
- 漁協間の事業連携に繋がる生産基盤施設整備

【達成指標】

項目	現状	目標 (29年度)
新規就業者数*	65人/年	70人/年

* 過去5カ年(20～24年度)の平均65人から年平均5人の新規就業者の増加を目指します。

5 食の安全・安心の確保と県産水産物の輸出の促進

取組の方向性

放射性物質検査の継続と情報の発信により消費者への食の安全確保・風評被害の軽減を図ります。また、放射性物質の影響により輸出停止状態の中国、ロシア等への早期の輸出再開に向けた情報の収集・発信を継続します。

具体的な取組

ア 放射性物質検査による安全な県産水産物の供給

- ・県産水産物の安全性の確保と風評被害の軽減を図るため、操業の実態や生息域等を考慮し、計画的にモニタリング検査を行い、検査結果を速やかに公表します。
- ・モニタリング検査に当たっては、国と連携し、全国的な検査で比較的高い値が計測された魚種について重点的に取り組みます。

イ 県産水産物の輸出回復・拡大

- ・輸出に取り組む生産者・団体を育成支援するため、海外マーケット等の情報収集及び生産者への情報提供を行います。

主な事業

- 放射性物質検査による安全な農林水産物の供給（再掲・食の安全・安心）
- 輸出に取り組む団体への支援（再掲・販売促進・輸出拡大）

6 都市と漁村との交流促進

取組の方向性

漁業体験やおさかな食堂、民宿等の漁村宿泊施設等の地域資源を活用した新たなサービスを創出するための調査検討や実証試験を支援するなど、漁村の活性化を図ります。

また、夏季観光キャンペーンと連携した漁村来訪機会づくりの推進等により、直売所の利用拡大を推進します。

具体的な取組

- ・漁村の活性化を図るために、アサリ潮干狩りや地引き網、タコ壺漁体験など地域色のある新しい漁業体験等の拡充を支援します。
- ・都市からの来訪を促すために、地域資源を活用し、水産物直売所等と連携した漁業体験観光や県産水産物等の魅力をPRするとともに、ブルーツーリズム[※]を推進します。
- ・海面利用をする全ての人々が楽しく海と触れ合うため、利用の分かりやすいルールづくりを行うとともに、ルールやマナーの周知徹底を図ります。

※ ブルーツーリズム：都市の人々が漁村生活や漁業体験を通じ地域の人々との交流や、海などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。

主な事業

- 水産物直売所等と連携した体験漁業や水産物のPR（再掲・農山漁村の活性化）
- ブルーツーリズムの推進

【販売促進・輸出拡大】

「千葉ブランド」農林水産物の販売促進と輸出の拡大

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
県産農林水産物の輸出額*1	115 億円／年	170 億円／年
商談会等における商談成立数*2	136 件／年	180 件／年

*1 現行の伸び率 115% (24/22) をベースに、輸出額約 5 割増を目指します。

*2 民間商談会と商談仲介冊子による 4 年後の商談成立数について、約 30% 増を目指します。

[現状認識]

本県は、産出額全国第 1 位の落花生、日本なし、だいこん、漁獲量全国第 1 位のマイワシなど、全国に誇れる品目が数多くあり、首都圏への食料供給を担う「食の宝庫」と言われています。

国内外の産地間競争が激化する中で、本県産農林水産物の販売促進を図るためには、本県の豊かな農林水産物を消費者等に広く PR し、ファンづくりを進めていくことが重要です。

このため、ウェブサイトを活用した県産農林水産物の魅力発信の強化、消費者への訴求力が高い戦略的な千葉県フェアの開催等を進める必要があります。

また、卸売業者等と連携し、実需者のニーズに応える生産体制を構築し、販売力を強化することが課題です。

民間商談会等を活用した販路開拓の支援、地域特産品のブランド化を進める産地への販売単価・所得向上の支援、6 次産業化による新商品の開発の支援を進めるとともに、需要が伸びている加工・業務用について県産野菜の利用を拡大することも必要です。

一方、少子高齢化や人口減少による総需要の減少により、国内市場は飽和状態にあるため、新たな販路の一つとして輸出が期待されています。

また、本県は、主要輸出先の香港・台湾において、東京電力福島第一原子力発電所事故による規制が続く中、植木類や水産物を中心に約 115 億円（平成 24 年）の農林水産物の輸出実績を上げています。

さらに、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、これを好機として、海外に向けて本県農林水産物の魅力を積極的にアピールすることが必要です。

豊富な農林水産物と成田空港がある本県の優位性を生かし、生産者の輸出意欲の喚起と、国際市場での知名度向上を図ることが課題です。

本県産農林水産物の主要品目

順位	品 目 名		品目数
第1位	園芸品目	だいこん、えだまめ、かぶ、さやいんげん（未成熟）、しゅんぎく、なばな、パセリ、日本なし、ストック、さつまいも	14
	農産品目	落花生	
	水産品目	まいわし、かたくちいわし、すずき類	
第2位	園芸品目	ねぎ、にんじん、すいか、しょうが、さといも、とうもろこし、ししとう、そらまめ（未成熟）、ほうれんそう、びわ、街路樹苗木、洋らん（切花）	14
	畜産品目	鶏卵	
	水産品目	あわび類	
第3位	園芸品目	やまのいも、みつば、キャベツ、ガーベラ、パンジー（花き苗）	7
	畜産品目	生乳	
	水産品目	いせえび	

資料：23年農林水産統計（農林水産省。農産物は産出額、水産物は生産量ベース）

[基本方向]

知事トップセールスや各種メディアを積極的に活用した県産農林水産物のプロモーション活動の戦略的な展開により、国内や東南アジア等の海外への販路拡大を推進するとともに、商品価値の高い売れるものづくりへの多様な支援を展開します。さらに、県産食肉の知名度向上のため、「チバザポーク」、「チバザビーフ」のプロモーション活動を強力に展開します。

[主な取組]

1 「食の宝庫ちば」のファンづくりの推進

取組の方向性

首都圏を中心に全国に向けて、県産品の鮮度や品質の良さを国内外に積極的にPRするなど、県産農林水産物のイメージアップと販路開拓、販売促進を図ります。

また、県ホームページのコンテンツの充実や、フェイスブックなどソーシャルメディアの活用により、千葉県豊富な食材の情報をリアルタイムで発信していきます。

具体的な取組

ア 県産農林水産物の魅力発信

- ・温暖な気候と豊かな大地に恵まれた千葉県農林水産物の魅力を、首都圏の多くの消費者に理解してもらうため、観光など千葉の魅力発信と連携した知事のトップセールスを実施します。また、テレビや新聞などマスメディアの活用及び県のウェブサイト「教えてちばの恵み」による効果的な情報発信を進めます。

- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、海外からの観光客に豊富な県産農林水産物の魅力を発信するため、成田空港やホテル等の宿泊施設を中心に、県産品のPRに努めます。

イ 千葉県フェアの開催による産地間競争力の強化

- ・千葉の旬の農林水産物を効果的にPRするため、「ちばが旬！販売促進月間」を設定し、県内及び首都圏で、スーパーマーケットや生産者団体等と連携した「千葉県フェア」を開催します。

ウ 都市と農山漁村との交流の活性化

- ・都市住民に対して、農山漁村の魅力をPRするため、各種広報媒体の活用により、積極的な情報発信を行います。また、農林水産物直売所や農林漁業体験施設の整備を支援するとともに、農山漁村における都市住民との交流活動を支援します。

エ 食育活動等の推進

- ・多様な農林水産物が豊富にある本県の良さを、多くの県民に理解してもらうことで食生活向上を図るため、「ちば食育ボランティア」や「ちば食育サポート企業」の協力を得た食育を推進します。

また、若者の魚離れを防ぐため、学校給食への食材供給や料理教室の開催等を進めます。さらに、子供たちに木や花の理解を深めるため、木工コンクールや木工出前授業、フラワーアレンジメント体験を推進します。

主な事業

- 県産農林水産物の魅力発信
- 水産物直売所等と連携した体験漁業や水産物のPR（再掲・農山漁村の活性化）
- グリーン・ブルーツーリズムの推進（再掲・農山漁村の活性化）
- 食と農のつながりを伝える食育の推進（再掲・食の安全・安心）
- 魚食普及の強化（再掲・食の安全・安心）
- 木育の推進
- 花育活動の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
ウェブサイトの閲覧数*1	28,000ページ／月	42,000ページ／月
「千葉県フェア」実施店舗数*2	352店／年	370店／年
交流拠点の魅力向上のための研修会受講者数（累計）*3		800人 4年間の受講者数
ちば食育ボランティアの活動回数（延べ）*4	2,266回／年	2,900回／年

*1 23年度月平均数を基に、24年度以降、前年度の1割増を目標とします。

*2 実施店舗数については、現状の5%増加を目指します。

*3 研修会は、各年200人の受講を目指します。

*4 現状のボランティアの活動回数について、年5%以上の増加を目指します。

2 流通体制の強化・販路拡大

取組の方向性

産地の販売力強化を図るため、青果物等の卸売業者と連携し、セールスプロモーションを実施します。

また、新鮮で高品質な生鮮食料品を供給するため、産地の流通体制や流通拠点となる県内卸売市場の機能強化を支援します。

さらに、加工・業務用など多様な需要への対応や、販路を拡大するため、産地と実需者とのマッチングを行います。

具体的な取組

ア 卸・仲卸売業者と連携した市場販売力の強化

- ・卸・仲卸売業者と連携して、首都圏の量販店等でセールスプロモーションを実施します。
あわせて、産地の主体的な参加を促進し、産地の販売力強化を支援します。
また、県内卸売市場の活性化と水産物産地市場の機能の強化を図ります。

イ 園芸産地の流通体制の強化

- ・新鮮で高品質な園芸品目を安定的に供給するため、集出荷貯蔵施設の高度化・大型化や、既存集出荷施設の再整備による機能向上を推進します。また、広域出荷体制の構築に向けた中核的施設の整備を推進します。

ウ 中食・外食産業等の需要拡大に対応した取組

- ・県産野菜の利用拡大を図るため、中食・外食産業等の需要に応じた加工・業務用野菜の生産に取り組む産地の育成と、産地と実需者のマッチングを促進します。

エ 商談会等を活用した販路拡大

- ・農林水産物やその加工品の新たな販路を開拓するため、民間商談会への出展支援や、商材カタログの作成等を行います。

オ 木材資源の利用促進

- ・県産木材の需要拡大を図るため、木造住宅や公共建築物等における県産木材の利用を促進するとともに、乾燥材の生産やJAS等による性能表示など木材製品の品質と性能を確保するための取組を支援します。

主な事業

- 卸売業者と連携したセールスプロモーション
- 園芸協会が中心となった園芸産地の販売力強化の支援
- 県内卸売市場のコーディネート機能の強化
- 流通拠点漁港での高度衛生管理型市場の整備（再掲・基盤整備の促進）
- 加工・業務用野菜の取引拡大のための取組の支援
- 民間商談会への出展支援
- 商談仲介冊子の作成
- ちばの木の利用促進

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
卸売業者と連携した青果物のセールスプロモーションの実施 ^{*1}	236店／年	250店／年
野菜指定産地における加工・業務向け出荷量 ^{*2}	21,991t／年	23,000t／年
高度衛生管理型市場における平均魚価 ^{*3}	522円/kg (20～24年5中3平均)	564円/kg
県産木材の利用量 ^{*4}	63千m ³ ／年	73千m ³ ／年

*1 実施店舗数については、現状の5%増加を目指します。

*2 指定産地における加工・業務向け出荷量を5年後に約4.6%増加を目指します。

*3 現在の銚子市場を高度衛生管理型に整備することにより、平均魚価を8%引き上げることを目指します。

*4 県産木材の利用を促進し、国が国産材の自給率を50%にしている32年度において、県内の国産材の需要量（総需要量の50%）に占める県産材の割合を、8割まで増加させます。

3 売れるものづくりへの多様な支援

取組の方向性

農林水産物の商品価値を高め、販売額の向上を図るため、青果、花き、食肉、水産物の市場動向や首都圏を中心とした量販店等の需要動向を総合的に収集・把握し、産地につなげるとともに、品質等による差別化、物語性の付加等、売れるものづくりに取り組む地域の活動を支援します。

千葉を代表し全国に誇れる県産水産物として認定する「千葉ブランド水産物」や県産食肉の知名度向上と販売力の強化を図ります。

また、農商工連携や農林漁業者による6次産業化の取組を支援します。

具体的な取組

ア 地域活性化につながる多様なブランド化の推進

- ・消費者ニーズを適確に把握し、需要に応じた売れるものづくりを進めるため、地域における農産物のブランド化を支援します。

また、「千葉のさかな」全体のイメージアップを図るため、「千葉ブランド水産物」の認定を進めます。

イ 品目特性に応じた独自の商品づくり

- ・県産食肉の知名度向上を図るため、「チバザポーク」・「チバザビーフ」の販売力強化を推進します。

また、付加価値の高い水産加工品を提供するため、県産水産物を活用したファストフィッシュ*商品の開発、高鮮度の魚介類を原料とした加工品づくり、船上での沖締め等の地域特産品づくり、商品サイズ以下の小型魚やサメなどの未・低利用資源を活用した加工品づくり等を支援します。さらに、生産物の販路拡大を図るため、生産者自らが加工・販売に取り組む6次産業化等による新商品開発を支援します。

※ ファストフィッシュ：簡単な調理等で気軽に美味しく食べられる水産物やその食べ方のことです。

主な事業

- 県産農林水産物の地域ブランド化の推進
- 県産水産物ファストフィッシュ商品等の開発支援
- 県産食肉「チバザポーク」・「チバザビーフ」の販売力強化
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援（再掲・6次産業化）
- 農林水産業と食品産業との農商工連携の促進（再掲・6次産業化）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
販売額（販売単価）が向上した地域ブランド特産品の数 （累計）*1		9 品目 4年間での地域ブランド 特産品の数
チバザビーフ組織による食肉市場への出荷シェア*2	37%	60%
県産水産物のファストフィッシュ商品開発数*3（累計）		12 品目 4年間で開発する商品数
経営の多角化に取り組む経営体数*4（累計）	14	50
6次産業化や農商工連携による商品開発取組数*5（累計）	86 件	136 件

*1 「県産農産物地域ブランド化推進事業」によりブランド化される特産品数(3 実施主体/年×3 年間)を 9 品目とします。

*2 東京食肉市場に出荷される県産牛肉に占めるチバザビーフ組織の出荷割合を 5 年後に 60%、10 年後、100%を目指します。

*3 ファストフィッシュは、年間 3 品目の商品開発を目指します。

*4 県の支援事業による経営の多角化や 6 次産業化に年間 7 事業体で取り組み、累積で 50 経営体を目指します。

*5 商品開発取組累積数については、年 10 件の増加を目指します。

4 新たな販路開拓を目指す輸出の促進

取組の方向性

県産農林水産物の輸出を戦略的に推進するため、県産農林水産物の輸出指針を策定し、輸出に取り組む生産者・団体への支援を行います。

また、関係機関と連携し、海外実需者と産地とのマッチングを推進するとともに、知事の海外トップセールス等を通じ、経済成長著しく購買力のある富裕層が増加している東アジア及び東南アジア地域をターゲットに、県産農林水産物の販路開拓を推進します。

具体的な取組

ア 輸出指針の策定

- ・ターゲットとする国・品目を検討し、効果的な海外市場開拓を図るため、アジア諸国における日本産食品の市場動向、生産者団体等による輸出の取組状況等を踏まえ、県産農林水産物の輸出指針を策定します。

イ 輸出に取り組む生産者・団体の育成支援

- ・産地と海外市場のマッチングを推進するため、海外の食品見本市への出展や海外バイヤーとの商談会への参加を支援します。

- ・生産者団体等が販路を開拓する取組への支援や、海外マーケット及びハラール^{*}対応等の情報収集及び生産者への情報提供を進めます。
また、輸出先国から求められる衛生条件等に対応するための取組を支援します。
- ・海外における知的財産権の侵害などによるトラブルを防ぐため、生産者等による輸出先国における商標登録の取得を促進するとともに、国や関係団体と連携し、情報収集と輸出に取り組む団体等への情報提供、諸外国における本県ブランドの使用を妨げる商標等の出願防止に努めます。

※ ハラール：イスラムの教えで許された「健全な商品や活動」のことを意味し、イスラム教では、豚・アルコールなどが禁止されているので、食品の場合は、これら禁止されたものを含まないものがハラールとされています。

ウ 輸出促進に向けた積極的な販売促進活動の実施

- ・海外における県産農林水産物の認知度向上を図るため、知事のトップセールスや、海外における商談会の出展支援及び「千葉フェア」の開催、輸出促進用PR資材の拡充を図ります。

主な事業

- 海外販路拡大セミナー等の開催
- 海外に向けた情報発信と商談機会の創出
- 輸出に取り組む団体への支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
輸出に取り組む生産者団体数 ^{*1} (累計)	30社・団体	45社・団体
輸出を進める商談会・海外フェア開催数 ^{*2}	3回/年	4回/年

*1 輸出に取り組む生産者団体数を年2~3団体増加させます。

*2 県主催のフェアを1回から2回(新たな国でのトップセールス及び前年までのトップセールス開催国でのフォローアップ)へ増やし、県輸出協出展の見本市2回を含め、計4回への増加を目指します。

【6次産業化】

農林水産業の経営の多角化を進める6次産業化の推進

項 目	現 状 (23年)	目 標 (29年)
6次産業化の年間販売額*	404億円*	1,000億円

* 国は、6次産業化の年間販売額を10年で1兆円から10兆円の10倍にすることを政策目標としているため、国の増加割合に準じ、4年間(26～29年)で約2.5倍を目指します。

※ 生産者及び農協等が手掛ける農産物加工、直売所の売り上げに地場産割合を掛け合計したものです。(国の6次産業化総合調査の試算によります。)

[現状認識]

多種多様な農林水産物に恵まれ、1次産業が盛んな本県では、消費地が近いこともあり、生産者が自ら加工・販売等に取り組む6次産業化への取組は立ち遅れている面があります。

国においては、農山漁村の所得や雇用の増大を図るために、地域の農林水産物等の資源を活用した6次産業化、農商工連携等の取組の推進を進めており、農林水産業を成長産業にする重要施策として位置付けています。

本県においても、農林水産物の価格が低迷する中、農山漁村の所得や雇を増大し、地域の活力向上を図っていくため、生産物の高付加価値化、販路拡大を図る6次産業化を推進していくことが重要です。

6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定の件数(H25.10.31現在)

全国順位	都道府県名	件数
第1位	北海道	99
第2位	兵庫	73
第3位	長野	70
第25位	千葉	25
全国		1,681

6次産業化を推進していくには、活用できる地域資源の把握、農林漁業者をサポートする人材の育成、流通・加工業者を取り込んだ面的なネットワークの拡大、マーケットや消費者のニーズ、販路を考えた商品開発を図っていく必要があります。

原材料が大量に生産、加工可能なものは、事業段階に応じて、大規模な市場へ志向していく一方、少量しか生産できない地場産品については、農林漁業体験、農家レストラン、直売所等に提供し、都市との交流を図っていくなど、地域の実情に合わせた6次産業化を推進していくことも重要です。

また、農山漁村には、食料となる農林水産物だけでなく、森林資源等のバイオマス、水、土などの資源が豊富に存在します。農林漁業との両立を図りながら、これらを再生可能エネルギーとして活用し、地域の活性化を図っていくことも重要です。

県内におけるこのような6次産業化の取組を全県に波及していくためには、国、市町村、ファンド等、6次産業化を推進する関係機関と連携して支援体制を整備していくことが急務です。

[基本方向]

農林水産物の高付加価値化と高収益化を推進するため、食品会社など他業種や産業振興センター、6次産業化ファンド等との連携により、地域ブランドとなる新商品の開発やマーケットの創造による需要の拡大を促進し、農林漁業者の所得向上を図ります。

また、「魚離れ」を食い止めるため、民間企業と連携し調理の簡便化に対応したファストフィッシュの拡大を推進します。

[主な取組]

1 6次産業化サポートセンターを核としたワンストップ支援体制の整備

取組の方向性

6次産業化を推進するため、核となる支援機関を設け、ワンストップの支援体制を整備するとともに、関係機関と一体となった推進体制の構築に取り組みます。

具体的な取組

ア サポートセンターの設置

- ・6次産業化に取り組む農林漁業者を支援するため、「サポートセンター」を設置し、研修会や異業種交流会の開催や6次産業化の総合化事業計画の認定のサポートを行います。
- また、国、県、生産者団体、食品加工業者、食品流通業者等を構成員とする推進会議を設置し、関係機関で一体となった推進体制を構築します。

イ 6次産業化推進の手引きの作成

- ・それぞれの農林漁業者が自ら事業計画を立案できるよう、県内各地の地域資源を調査し、これらの資源を踏まえた経営類型ごとの6次産業化モデルを示す千葉県版「6次産業化の手引き」を作成します。

ウ 地域ごとの6次産業化ネットワークの構築

- ・地域の6次産業化の取組を拡大させるため、6次産業化の方向性を検討する市町村ごとの推進会議の設置を促進します。
- さらに、ネットワークで取り組む6次産業化のプロジェクトが規模拡大できるよう支援します。

主な事業

- ちば6次産業化ネットワーク活動の推進
- 6次産業化の手引き作成

【達成指標】

項 目	現 状 (25 年度)	目 標 (29 年度)
6次産業化法の認定件数（累計）*1	25 件	100 件
県のサポートセンターの研修会、交流会への 延べ参加者数（累計）*2		1,500 人 4年間で取り組む研修会等 の参加者数

*1 6次産業化法の認定件数は、年平均20件を目指します。

*2 研修会、交流会は、年間350～400人の参加者数の確保を目指します。

2 6次産業化を担う人材の育成

取組の方向性

6次産業化に取り組む農林漁業者のニーズに対応し、その取組を拡大していくため、必要な知識やノウハウを有し、農林漁業者をサポートする人材を育成する体制づくりを行います。

あわせて、加工品開発に取り組む農林漁業者に対する技術的支援も行っていきます。

具体的な取組

ア 6次産業化をコーディネートできる人材の育成

- ・6次産業化をコーディネートできる人材を育成するため、マーケティング、食品加工、パッケージデザイン、食品衛生管理等のスキルを取得できるビジネス講座を開講します。

イ 6次産業化に取り組む農林漁業者の育成

- ・農林漁業者が経営段階に応じて6次産業化に取り組めるよう、専門家による高度なアドバイスが受けられるよう支援します。

ウ 加工品の開発への技術的支援

- ・加工品の開発に取り組む農林漁業者に技術的な支援を行うため、普及指導員などによる加工技術指導・支援のほか、農林漁業者自らが加工技術を習得し、製品の試作等を行うことができるオープンラボの設置を検討します。

主な事業

- 6次産業化ビジネス講座の開講
- 専門家によるアドバイスへの支援

【達成指標】

項 目	現 状 (25 年度)	目 標 (29 年度)
6次産業化ビジネス講座の受講者数（累計）*		100人 4年間で取り組む講座の 受講者数

* ビジネス講座は、年平均25名の受講者数の確保を目指します。

3 地域資源を活用した6次産業化の推進

取組の方向性

地域の特徴となる農林水産物や観光資源などの地域資源を生かした商品開発を推進し、地域経済の活性化につなげるため、売れるものづくりを支援するとともに、他業種との連携により、販路の拡大を図ります。

また、海外への輸出やファンド[※]との連携により、6次産業化の規模拡大を支援します。

※ ファンド：6次産業化の資金調達をサポートするもので、農林漁業者が主体となった合弁事業体に対し、出資と経営支援を一体的に実施します。

具体的な取組

ア 農林水産物を核とした商品開発・販路開拓の推進

- ・農林水産物を核とした商品開発、販路開拓を推進し、売れるものづくりへの多様な支援を行います。

イ 様々な業種と連携した6次産業化や農商工連携の推進

- ・流通体制の強化と販路拡大を図るため、商談会を活用した多様な販売チャネルの開拓や産業振興センター等との連携により、食品の流通加工関係者等との農商工連携はもとより、医食農連携など様々な業種との連携を支援します。

ウ 農林漁業成長産業化ファンドの活用等

- ・6次産業化の取組の規模拡大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドの活用を積極的に推進します。

エ 新たな販路開拓を目指す輸出の促進

- ・県産農林水産物の輸出を戦略的に推進するため、主な県産農林水産物の輸出指針を策定し、輸出に取り組む生産者・団体への支援を行います。

オ 農山漁村の活性化に向けた地域資源の活用

- ・農山漁村の活性化を図るため、地域の特徴ある農林水産物や観光資源などを活用した6次産業化等の取組を支援するとともに、直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上と情報発信を行い、都市と農山漁村の交流の活性化を推進します。

主な事業

- ちば6次産業化ネットワーク活動の推進
- 県産水産物ファストフィッシュ商品等の開発支援（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援
- ファンドとの連携推進
- 民間商談会への出展支援（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 商談仲介冊子作成（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 農林水産物地域ブランド化の推進（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 農林水産業と食品産業との農商工連携の促進
- 海外販路拡大セミナー等の開催（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 海外に向けた情報発信と商談機会の創出（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 輸出に取り組む団体への支援（再掲・販売促進・輸出拡大）
- グリーン・ブルーツーリズムの推進（再掲・農山漁村の活性化）
- 水産物直売所等と連携した体験漁業や水産物のPR（再掲・農山漁村の活性化）

【達成指標】

項目	現状 (25年度)	目標 (29年度)
県産水産物のファストフィッシュ商品開発数 ^{*1} (累計)		12品目 4年間で開発する商品数
経営の多角化に取り組む経営体数（累計） ^{*2}	14	50
販売額（販売単価）が向上した地域ブランド特産品の数（累計） ^{*3}		9品目 4年間で地域ブランド特産品を育成
6次産業化や農商工連携による商品開発取組数（累計） ^{*4}	86件	136件

*1 ファストフィッシュは、年間3品目の商品開発を目指します。

*2 県の支援による経営の多角化や6次産業化に年間7事業主体で取り組み、累積で50経営体を目指します。

*3 「県産農産物地域ブランド化推進事業」によりブランド化される特産品数(3実施主体/年×3年間)を9品目とします

*4 商品開発取組累積数については、年10件の増加を目指します。

4 未利用資源や再生可能エネルギーの活用による地域の活性化

取組の方向性

6次産業化の裾野を広げ、地域の活性化につなげるため、未利用資源や近年注目が集まっている再生可能エネルギーの活用が促進されるよう支援します。

具体的な取組

ア 農業用水利施設を活用した小水力発電等の導入

- ・電力消費の削減や利益の維持管理費への充当のため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を推進します。

イ 農山漁村への太陽光発電等の導入

- ・地域のエネルギーの安定供給と利益の還元による地域活性化を図るため、未利用地などの農山漁村の資源を積極的に活用し、太陽光発電等の導入を推進します。

ウ 木質バイオマス資源の活用促進

- ・農山漁村の活性化を図るため、間伐材などの未利用資源をエネルギーとし、地域のエネルギーの安定供給と地域の森林の維持・保全や林業経営の改善を推進します。

エ 食品残さの利用促進

- ・家畜の飼料価格が高騰する中、生産コストの低減を図るため、食品残さの飼料化（エコフィード）等への利用を促進します。

主な事業

- 農業農村再生可能エネルギー利活用への支援
- 農山漁村への太陽光発電の導入
- 間伐材等を原料とした木質バイオマス資源の利用促進
- エコフィードの利用促進

【食の安全・安心】

消費者に支持される安全・安心な農林水産業の展開

項目	現状 (25年度)	目標 (29年度)
「環境にやさしい農業」取組産地数*1 (累計)	104産地	150産地
放射性物質の出荷制限等が行われている農林水産物 *2	8品目 27地域	出荷制限等の解除を目指します

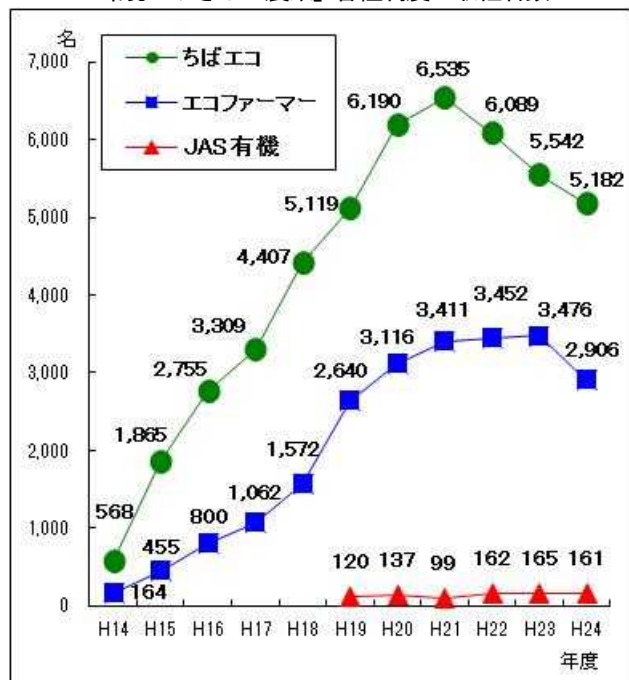
*1 「環境にやさしい農業」取組産地数(ちばエコ農業産地、エコチャレンジ産地、GAP認証制度導入産地の合計数)について、10産地/年程度を育成します。

*2 放射性物質の出荷制限等が行われている品目及び地域について、国の基準値を安定的に下回っていることを確認の上、解除手続きを進めます。

[現状認識]

本県農業の持続的な発展を図るためには、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには、農業の有する環境保全機能の向上に配慮した農業を推進していくことが重要です。

「環境にやさしい農業」各種制度の取組者数



近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が頻発しており、収量減少や品質の低下等の発生など、農産物の生産への影響が深刻になっています。また、肥料等の過剰な使用が地下水への環境負荷となっているとの報告など、適正使用が求められています。

一方、「食」を通じた健康づくりなど「食」に対する関心が高まる中、消費者の信頼を揺るがす産地偽装などの事件や、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産物への放射性物質の影響が問題となっています。

[基本方向]

本県農業の持続的発展に向け、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、I P M^{※1}（総合的病害虫・雑草管理）技術を活用するとともに、「エコファーマー^{※2}」、「ちばエコ農業^{※3}」やG A P^{※4}（農業生産工程管理）など各種制度を活用し、「環境にやさしい農業」を段階的かつ総合的に推進します。

また、農林水産業の振興を通じ、県民一人ひとりがバランスの良い食生活を実践する食育の取組を進めるとともに、安全な県産農林水産物の供給を確保する観点から、放射性物質のモニタリング検査の実施や食品表示の適正化など、食の安全・安心の確保に努めます。

※1 I P M : Integrated Pest Management の略称で総合的病害虫・雑草管理と訳されます。病害虫の発生状況に応じて防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術です。

※2 エコファーマー：国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学合成農薬や化学肥料の節減等の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者のことです。

※3 ちばエコ農業：化学合成農薬と化学肥料を通常の栽培基準の2分の1以下に減らす栽培に取り組む産地の指定や、栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として認証する県独自の認証制度です。

※4 G A P : Good Agricultural Practice の略称で農業生産工程管理と訳されます。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。

[主な取組]

1 「環境にやさしい農業」の面的な取組拡大

取組の方向性

本県農業の持続的な発展を図るため、県独自の認証制度である「ちばエコ農業」を中心に「環境にやさしい農業」の各種制度を継続して推進するとともに、近年の新規取組が個人中心となり産地の取組数が停滞・減少していることから、経営・技術面の支援や産地の取組に関する情報の発信などにより面的な取組拡大を推進します。

具体的な取組

ア 各種制度の効果的な活用による「環境にやさしい農業」の取組拡大

- ・「環境にやさしい農業」の各種制度の活用を通じて産地体制の強化を図るため、「エコファーマー」の認定促進、「エコファーマー」から「ちばエコ農業」へのステップアップ、「ちばエコ農業」の取組拡大を体系的に推進するとともに、有機農業の取組を支援します。
- ・G A Pの導入支援により、産地における環境保全や安全・安心対策等の総合的な強化を図ります。

イ 経営面の課題や品目に応じた技術の導入推進

- ・新技術の導入により「環境にやさしい農業」に取り組む産地の拡大を図るため、I P M技術による難防除病害虫対策と化学合成農薬の低減技術や、土づくりを基本に省力技術と組み合わせた化学肥料の低減技術の普及を図ります。

- ・試験研究機関・民間と連携した新たな技術開発と普及を図るとともに、新技術導入のための機械・施設及び資材導入経費を助成します。

ウ 消費者から産地の顔が見える産地づくり

- ・「ちばエコ農業」などの「環境にやさしい農業」の認知度向上を図るため、県ホームページ等による産地情報の発信、各種イベントを通じたPR活動を支援するとともに、他産業とのマッチングによる地域ブランドづくりを進めます。

エ 推進体制の整備

- ・「環境にやさしい農業」の取組拡大や産地強化を図るため、県段階、地域段階での推進体制を強化します。
- ・国・市町村との連携を進めるとともに、関連事業を活用します。

主な事業

- 「ちばエコ農業」、「エコファーマー」など「環境にやさしい農業」の推進
- I P M技術の取組拡大の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (25 年度)	目 標 (29 年度)
天敵を活用した I P M技術導入率*1 ※1	3%	10%
G A P導入産地数*2 ※2 (累計)	37 産地	60 産地

*1 天敵を活用した I P M技術導入率の年2%増加を目指します。

*2 生産工程管理手法を新たに導入する産地を、毎年5産地増やすことを目指します。

※1 天敵を活用した I P M技術導入率：施設野菜 6 品目（いちご、ピーマン、ししとう、なす、さやいんげん、きゅうり）について、天敵を活用した I P M技術導入面積／作付面積で算出します。（安全農業推進課調べ）

※2 G A P導入産地数：G A P取組状況調査結果です。（安全農業推進課調べ）

2 肥料・農薬等の適正使用の推進

取組の方向性

安全・安心な農産物を供給するため、農薬使用者に対する安全使用の徹底やG A P手法について普及推進するとともに、環境負荷軽減のため、施肥基準に基づく適正施肥を推進します。

また、植物防疫法に基づき、病虫害の発生予察を行い適正な防除指導を行うとともに、本県未発生的重要病虫害の発生を監視するため、侵入警戒調査を実施します。

具体的な取組

ア 農薬安全使用・リスク管理の推進

- ・農薬危害防止運動期間を設け、関係者と連携した全県的な運動の一環として、農薬の安全かつ適正な使用のための研修会の開催や、農薬使用者や販売者への立入検査・指導、また、農薬使用の指導者となる農薬管理指導士の認定を促進します。
- ・農薬の安全使用を徹底するため、農薬使用のポイントをまとめた資料を作成、配布して直売所等へ個別に出荷している農業者などへ指導します。
- ・県産農産物の安全性を確認するため、農林総合研究センターにおいて、残留農薬等の検査を実施します。

イ 土壌保全・省資源型施肥体系の推進

- ・過剰な施肥はコスト面のデメリットだけでなく、環境に大きな負荷を与えることから適正施肥を推進するため、代表的農地の定点調査を継続して実施し、その結果を施肥基準の策定や土づくりに活用します。

ウ 植物防疫対策の推進

- ・病害虫の適正防除のため、発生予察調査を行い情報提供するとともに、指導者向け資料として病害虫雑草防除指針を作成・配布し、農業者等への指導を行います。
- ・本県では未発生の病害虫を監視するため、チチュウカイミバエ、ウリミバエ等重要病害虫の侵入警戒調査を実施します。

主な事業

- 農薬使用の指導者である農薬管理指導士の認定促進
- 適正施肥などによる土づくりの推進
- 病害虫の適正防除等の推進

【達成指標】

項目	現状 (25年度)	目標 (29年度)
農薬安全使用研修延べ受講者数* (累計)	4,612人 (21～25実績)	8,000人

* 年間900人の受講者の確保を目指します。

3 食育の推進

取組の方向性

平成25年1月に策定した第2次千葉県食育推進計画に基づき、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とし、県民一人ひとりが千葉県産の農林水産物を上手に食事に取り入れたバランスの良い食生活を実践することを目指します。

また、地域にはそれぞれの食材や食文化があり、そうした地域の良さを生かした食育活動を展開するためには、住民に身近な自治体である市町村が食育に取り組むことが重要であることから、全ての市町村が早期に食育推進計画を策定し、効果的な取組が行えるよう支援します。

具体的な取組

ア バランスの良い食生活の啓発

- ・食生活改善を推進する団体の活動支援などを通じた正しい知識の普及に努めます。
- ・子どもへの適切な生活習慣の定着を図るとともに、大人的生活習慣の改善を推進します。
- ・高齢者へ栄養・食生活の改善に関する指導、相談等を実施するとともに、自治会、ボランティア、行政、企業、商店街などが協力して、地域ぐるみで支援する仕組みを構築します。

イ 学校給食を通じた児童生徒への食に関する知識や食習慣の指導

- ・栄養教諭等と教職員が連携し、献立内容を教科等の内容と関連付けるなど、学校給食を生きた教材として活用した効果的な学習を実践します。
- ・学校給食における地場産物の活用など、地産地消を推進します。
- ・給食試食会や給食だよりで保護者に朝食の大切さやバランスのよい食事の在り方等を説明し、家庭での食育の重要性について啓発するなど、学校と家庭が連携した食育を推進します。

ウ 生産者との交流を通じて地域の食や食文化に触れる機会の拡大

- ・農林漁業者が消費者の求める情報を発信したり、要望を聞いて商品づくりに生かしたりするなど、消費者との関係を重視した取組を支援します。
- ・直売所や農業体験農園などを活用し、食と農のつながりを伝えられるような食育を推進します。
- ・ちば食育ボランティア^{※1}やおさかな普及員^{※2}などの活動を通して、地場産物の魅力や地産地消の良さ、地域の食文化などを伝えていきます。

※1 ちば食育ボランティア：学校や地域など食育活動を行う場で、農業体験の受入れや郷土料理の調理実習、食に関する知識等をお話するなど、幅広い分野で食育活動のサポートをする方々を登録し、紹介する県の制度です。

※2 おさかな普及員：千葉県産水産物の消費拡大及び魚食普及を推進するため、県内各地で多様な活動に積極的に取り組んでいる方を千葉県シーフード普及促進協議会が認定しています。

エ ちばの食育を進める環境づくり

- ・ちば食育ボランティア・ちば食育サポート企業、行政、教育関係者、農業協同組合など官民が連携した幅広い県民運動として食育活動を展開します。
- ・食育月間を設定し、食育に関わる関係者が一体的かつ集中的に普及啓発を行います。
- ・地域に根差した食育の推進を図るため、全ての市町村が早期に食育推進計画を策定して効果的な取組が行えるよう支援します。

主な事業

- 食と農のつながりを伝える食育の推進
- 魚食普及の強化
- 次世代における食育や高齢期における食育など、ライフステージに応じた食育の推進
- 学校給食を生きた教材として活用した食育の推進
- 農林漁業者等の6次産業化による地産地消の推進
- 農林漁業及び食に関する体験活動の促進
- 食育推進における連携体制の強化と市町村食育推進計画策定の促進

【達成指標】

項目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
ちば食育ボランティアの活動回数 (延べ) *	2,266 回/年	2,900 回/年

* ちば食育ボランティアの活動回数について、年5%以上の増加を目指します。

4 農林水産物の食品表示等の適正化の推進

取組の方向性

食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づく、適正な食品表示について啓発・指導していきます。

また、米・米加工品の適正な流通を確保するため、米トレーサビリティ法（米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）に基づき、米穀事業者に対し、法の周知・徹底を図ります。

具体的な取組

ア JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

- ・ 県域に店舗を展開する食品販売事業者等に対し、巡回調査を実施して、適正表示の啓発・指導を行うとともに、農業事務所や水産事務所など県内15か所に食品表示に関する窓口を設置して、食品販売事業者や広く県民から寄せられる食品表示の相談に対応します。
- ・ 県特産品等について、遺伝子分析技術を活用した品種識別調査（DNA分析）等を行い、食品表示の適正化を図ります。
- ・ 直売所や6次産業化に取り組む農業者団体等を対象に表示指導を徹底します。

イ 米トレーサビリティ法に基づく米穀等取引の適正化の推進

- ・ 県域に店舗を展開する米穀事業者に対し、巡回調査を実施するとともに、食品衛生法担当部局など関係機関等と連携し、法の周知・徹底を行います。
- ・ 農業事務所など県内11か所に窓口を設置して、米穀事業者の相談等に対応します。

- ・米を生産・販売する農業者や米穀事業者を対象に、巡回調査や広報誌・リーフレット等により重点的に指導します。

主な事業

- 食品表示の適正化の推進
- 米・米加工品の取引記録の作成・保存及び産地伝達の適正化の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
J A S法不適正表示率* ※	31.9%	10%以下

* 目標は、国の政策評価と同一です。

※ J A S法不適正表示率：農業事務所における巡回調査結果です。(安全農業推進課調べ)

5 農林水産物の放射性物質対策の徹底

取組の方向性

本県産農林水産物の安全性を確認し、適正な流通を図るため、定期的に放射性物質のモニタリング検査を継続して実施します。

また、モニタリング検査の結果は速やかに公表し、風評被害の防止に努めます。

なお、出荷制限等となった農林産物については、放射性物質低減対策の徹底により、出荷制限等の解除を目指します。

具体的な取組

ア 農産物

- ・県産農産物の安全性を確保するため、引き続き放射性物質低減対策の徹底を推進するとともに、風評被害防止と消費者の信頼確保に努めるため、モニタリング検査を実施し迅速な検査結果の公表を行います。

イ 畜産物

- ・県産畜産物の安全性と信頼性を確保するため、モニタリング検査を実施し、検査結果を公表するとともに、飼料給与を含めた飼育管理状況の確認を行います。

ウ 林産物

- ・県産特用林産物の安全性を確認するため、モニタリング検査を行います。
- ・出荷制限等が継続中のたけのこについては、出荷制限・自粛解除のため、除染等実証事業を継続し除染方法の確立と普及を図ります。
- ・出荷制限等が継続中の原木しいたけについては、出荷制限・自粛解除のため、生産者による放射性物質を低減させるための栽培管理の実施を推進します。

エ 水産物

- ・県産水産物の安全性の確保と風評被害の軽減を図るため、操業の実態や生息域等を考慮し計画的にモニタリング検査を行い、検査結果を速やかに公表します。
- ・モニタリング検査に当たっては、国と連携し、全国的な検査で比較的高い値が計測された魚種について、重点的に取り組みます。

主な事業

- 放射性物質検査による安全な農林水産物の供給

【達成指標】

項目	現 状* (25 年度)	目 標 (29 年度)
放射性物質による出荷制限等	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物 出荷制限^{※1}・出荷自粛^{※2} なし ○林産物 出荷制限 原木しいたけ露地栽培 10 市、原木しいたけ施設栽培 3 市、たけのこ 4 市町、 出荷自粛 原木しいたけ 1 市、 乾しいたけ 1 市、たけのこ 2 市 ○水産物 出荷制限 ギンブナ、コイ（手賀沼）、ウナギ（利根川） 出荷自粛 モツゴ（手賀沼）、ギンブナ（利根川）、ウナギ（江戸川） ○畜産物 出荷制限・出荷自粛 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正なモニタリング計画に基づく検査の実施・公表 ○出荷制限、出荷自粛の解除を目指す

* 25 年 11 月末日現在で、市町村や河川流域単位で出荷制限・出荷自粛がされている品目です。

※1 出荷制限：原子力災害対策本部が、基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とし、出荷を認めず流通させないようにする措置です。

※2 出荷自粛：基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがないと確認された場合、地方自治体が、当該地域・品目を対象とし、出荷しないよう要請し、流通させないようにする措置です。

【農山漁村の活性化】

豊かな地域資源を活用した魅力ある農山漁村づくりと多面的機能の維持向上

項 目	現 状 (23 年度)	目 標 (29 年度)
直売所利用者（購入者）数*	1,371 万人／年	1,530 万人／年

* 直売所の利用者（購入者）数について12%増を目指します。

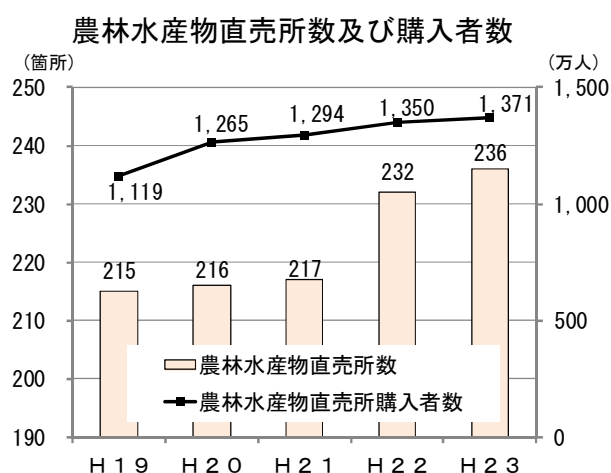
[現状認識]

本県の農山漁村は、豊かな自然環境に恵まれ、食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民にとってかけがえのない数多くの地域資源や多面的機能を有しています。このほかにも、農山漁村には都市住民と生産者の交流拠点となる直売所や農林漁業体験施設等は、県民が農山漁村の魅力に直接触れ合い、農林水産業への理解を深めることができる貴重な場となっています。

また、本県は、大消費地である首都圏に位置するという有利な立地条件から、都市及びその周辺の地域においても、野菜や果樹を中心とした生産性の高い営農が行われており、新鮮な農産物を消費者に供給するとともに、交流活動の場の提供など多様な役割への期待も寄せられています。

一方、農山漁村を取り巻く環境は大きく変化してきており、人口の減少や高齢化の進展による集落機能の低下、就業機会や農林漁業所得・農林漁業従事者の減少、耕作放棄地や荒廃森林の増加、さらに、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害が拡大するなど、数多くの課題を抱えています。

このような中、緑豊かで活力のある農山漁村を実現し、多面的機能を維持するためには、週末居住等によるスローライフや体験型観光へのニーズといった農山漁村の持つ多面的機能への期待の高まりなどを踏まえながら、多様な地域資源を活用した取組の創出・育成、多様な担い手の育成・確保、地域ぐるみの取組による都市住民との交流の推進、多様な人々が参画する集落活動による地域資源の維持向上や、本県の立地条件を生かした農林水産業の維持・発展が必要となっています。



[基本方向]

緑豊かで活力ある農山漁村を実現するため、農林漁業者が主体となり豊かな地域資源を活用した6次産業化の推進、農山漁村を支える多様な担い手の育成、グリーン・ブルーツーリズム[※]の推進、農林水産体験を通じた都市農村交流の受入体制などの整備や質の向上を推進します。

また、農山漁村の多面的機能を維持するため、地域の用排水施設や漁場の管理など多様な人々が参画する地域活動を推進します。

※ グリーン・ブルーツーリズム：都市の人々が農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々との交流や、川や海・田園風景などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことです。

[主な取組]

1 農山漁村の活性化に向けた地域資源の活用

取組の方向性

農山漁村の有する豊かで特色ある地域資源を活用した6次産業化等の取組への支援や、地域の農林水産業を支える多様な担い手の育成や活動に対する支援を行うことにより農林水産業の振興を図りつつ、直売所や農林漁業体験施設等の地域の核となる拠点の魅力向上と情報発信を行い、都市と農山漁村との交流を推進し、農山漁村の活性化を目指します。

具体的な取組

ア 地域資源を活用した6次産業化等の推進

- ・農林水産物の高付加価値化や農林漁業者の所得の向上のため、特色ある地域資源を生かした6次産業化や農商工連携への取組を推進します。
- ・所得の向上を目指す農業者に対しては、経営の多角化による取組を支援します。
- ・直売所や集落営農組織等と連携し、高齢者や女性・小規模農家が生きがいを持って農業生産に取り組めるよう、地域特産物を活用した加工品開発や直売に向けた新品目の導入支援等の組織的な活動を支援します。

イ 都市と農山漁村との交流の推進

- ・都市住民に対して農山漁村の魅力をもPRするため、各種広報媒体の活用により農林水産物直売所や農林漁業体験施設の積極的な情報発信を行い、グリーン・ブルーツーリズムを推進します。
- ・都市と農山漁村との交流拠点の魅力を向上させるため、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の施設整備を支援するとともに、農山漁村における都市住民との交流活動を支援します。
- ・消費者と生産者の結びつきの強化を図るため、農林漁業体験を通じた「食」と「農林水産業」への理解を促進します。

- ・都市農業の持つ多様な役割を維持・発揮するため、身近に農業体験が行える場である市民農園等における交流活動を推進します。
- ・漁村の活性化を図るために、アサリ潮干狩りや地引き網、タコ壺漁体験など地域色のある新しい漁業体験等の拡充を支援します。
- ・都市からの来訪を促すために、地域資源を活用し、水産物直売所等と連携した漁業体験観光や県産水産物等の魅力をPRします。

主な事業

- グリーン・ブルーツーリズムの推進
- ちば6次産業化ネットワーク活動の推進（再掲・6次産業化）
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援（再掲・6次産業化）
- 農林水産業と食品産業との農商工連携の促進（再掲・6次産業化）
- 小規模農家等による営農・集落機能の維持・保全のための組織活動の推進（再掲・担い手育成）
- 食と農のつながりを伝えられる食育の推進（再掲・食の安全・安心）
- 市民農園の整備に向けた支援
- 県民の森の管理
- 農業農村再生可能エネルギー利活用への支援（再掲・6次産業化）
- 水産物直売所等と連携した体験漁業や水産物のPR

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
交流拠点の魅力向上のための研修会 受講者数*1（累計）		800人 4年間の受講者数
6次産業化法の法認定件数*2（累計）	25件 (25年度)	100件
農商工連携や6次産業化による商品開 発取組数（累計）*3	86件	136件
ちば食育ボランティアの活動回数*4	2,266回／年	2,900回／年

*1 研修会は、各年200人の受講を目指します。

*2 6次産業化法の認定件数は、年平均20件を目指します。

*3 商品開発取組累積数については、年10件の増加を目指します。

*4 ちば食育ボランティアの活動回数について、年5%以上の増加を目指します。

2 多様な人々の参画による農山漁村の多面的機能の維持向上

取組の方向性

農山漁村地域の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農林漁業者の参画により、農林水産業の生産活動等の継続や農山漁村資源の保全・伝承等への取組を行う地域の活動を推進し、農山漁村の多面的機能の向上を目指します。

具体的な取組

ア 農業者等が行う農村の多面的機能の保全・向上

- ・農業の持続的発展と農地・農村の持つ多面的機能の維持・向上のため、農業者等が行う農地・農業用水の良好な保全と質的向上を図る活動を支援します。

イ 条件不利地における農業生産の維持を通じた農村の多面的機能の確保

- ・中山間地域等において多面的機能を確保するため、適切な農業生産活動を行う農業者等を支援します。

ウ 地域の取組による水産の多面的機能の効果的・効率的な発揮

- ・水産業や漁村の活性化を図るため、漁業者グループが取り組む干潟・生態系保全などの活動を支援します。

エ 森林整備活動の促進と森林の利用

- ・里山の保全や津波被害を受けた海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

主な事業

- 農地・農業用水等の保全・向上を図るための地域活動への支援
- 農村の多面的機能の確保への支援
- 漁業者グループの取り組む水産多面的機能発揮活動への支援
- 森林整備活動の促進
- 「法人の森^{※1} 協定」の締結の推進

※1 法人の森：県と企業が締結した協定に基づき、県有林を企業によるCSR活動^{※2}等の場として提供し、企業等が資金や労力を提供することにより、県有林の整備に参画する制度を指します。

※2 CSR活動：企業が社会的責任を果たすために行う活動で、社会貢献活動とも言います。

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
農村の持つ多面的機能の維持・発揮を 図るため農業者等が共同で取り組む 活動面積（累計） ^{*1}	18,637ha	21,000ha
企業や団体等による森林整備面積 （累計） ^{*2}	217ha	250ha

*1 農業者等が共同で取り組む活動面積について、各年 500ha の増加を目指します。

*2 企業や団体等による森林整備を年間約 6ha 進めます。

【試験研究の充実】

試験研究機能の強化による高収益型農林水産業への転換

項 目	現 状	目 標 (29 年度)
千葉ブランドとなる 新品種育成や新系統の 選抜	新品種登録数・新系統選抜数*1 7 件*2	新品種登録数・新系統選抜数 4 件*3
生産者の収益力向上に つながる技術の開発	試験研究成果普及課題数 211 件*2	試験研究成果普及課題数 200 件*3

*1 農業、水産分野では、種苗法に基づく品種登録数、畜産（養豚）では、（一社）日本養豚協会が新系統として、認定したものです。林業では、（独）森林総合研究センターが新品種として評価したものです。

*2 21～24 年度の累計です。

*3 4 年間（26～29 年度）の累計。1 研究課題に複数の研究室が関わるプロジェクト研究に積極的に取り組みます。

[現状認識]

本県農林水産業の一層の振興を図るため、農林、畜産、水産の各総合研究センターでは、地域に根差した試験研究に取り組むとともに、数多くの成果を生み出し、全国屈指の農林水産業県の発展を支えてきました。

本県農林水産業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費形態の変化、地球温暖化など急激かつ大きく変化しています。

また、生産者の減少や高齢化に伴い耕作放棄地や放置森林が拡大し、野生鳥獣害が増加しているほか、水産資源の減少など解決しなければならない重要な課題が山積しており、加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質調査等の対応も必要となるなど、今日の試験研究の課題は、複雑かつ多様化しています。

さらに、試験研究機関においては単独の研究部門だけでは解決できない課題が増えてきており、複数の研究部門が分担協力して試験研究に取り組む体制や産官学連携など、部門、組織や業種を超えた横断的な研究体制が必要となってきています。

加えて、高品質、多収性、耐病性や高温への耐性など新しい特性を持った新品種や新系統の作出は経営に革新的な変化をもたらすことから、新品種開発等について生産者から高い期待が寄せられています。

これらの様々な課題や要望にこたえていくため、限られた研究員で効率的・効果的な研究に取り組むことが試験研究機関の大きな課題となっています。

[基本方向]

収益力が高く、次代を担う若者にとってもやりがいと魅力のある千葉県農林水産業を実現するため、独立行政法人や他県の研究機関、大学、民間企業等と連携し、先進的な技術開発や新たな品種育成等に取り組みます。

さらに、効率的・効果的な研究体制を構築するため、農林総合研究センター、水産総合研究センターなどの組織や施設の再編整備を進めます。

I 本県農林水産業を先導・牽引する試験研究の強化

取組の方向性

本県農林水産業の高付加価値化、高収益化を推進するため、効率的・戦略的な試験研究体制を整備し、迅速に課題を解決できるよう農林総合研究センターをはじめとして、順次、研究機関の機能強化及び施設の再編整備に取り組みます。

具体的な取組

ア 効率的・戦略的な試験研究推進のためのマネジメント機能の強化

- ・普及組織との連携を図りながら、外部資金*を積極的に活用し、効率的・効果的な試験研究を行うための研究マネジメント機能を強化します。

※ 外部資金：国や民間等からの委託による県費以外の資金のことを言います。

イ プロジェクト研究の積極的な推進

- ・複雑かつ多様化した課題に対応するため、各専門分野の研究員が役割を分担して横断的、総合的に課題を解決する研究（プロジェクト研究）体制を強化します。

ウ 先進的な技術開発に向けた産・学・官連携の推進

- ・革新的技術を効率的に開発するため、独立行政法人や他県、大学、企業等の研究機関等と連携し、それぞれの得意分野の知識・技術等を効率的に組み合わせた試験研究に取り組みます。

エ 研究技能と課題解決能力を備えた研究員の育成

- ・実用性の高い優れた研究成果を生み出すため、意欲と情熱を有する資質の高い研究職員を確保し、能力を十分に発揮できる体制を整備します。

オ 高収益型農林水産業の実現に向けた研究施設の再編整備

- ・効率的な試験研究を推進するため、農林総合研究センターの再編整備をはじめとして、水産、畜産総合研究センターについても順次検討を行います。

カ 知的財産の適切な保護・管理と戦略的活用

- ・本県農林水産業の収益力及びブランド力を強化するため、革新的技術や新品種などの知的財産権を適切に保護・管理するとともに、戦略的な活用を図ります。

キ 放射性物質の実態調査

- ・安全な農林水産物の供給を図るため、今後も放射性物質調査を行います。

主な事業

- 経営面を含め研究成果の出口をしっかりと見据えた研究マネジメント機能強化
- 研究課題設定段階からの普及組織と連携した研究開発の推進
- 競争的研究資金*の積極的な獲得
- 産学官連携や部門横断的研究の推進
- 研究者同士の交流を促し、相互に知識や技術を研鑽できる研究環境整備
- 農林水産関係研究機関の組織再編の検討と計画的な施設整備の実施
- 知的財産の確保と戦略的活用の推進
- 放射性物質調査の実施

※ 競争的資金：国等が広く研究課題を公募し、応募のあったものを評価した上で、採用した研究課題に研究資金を配分するものです。

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
試験研究成果発表会の平均参加者数*1	71 人/年	80 人/年
外部資金等を活用した研究課題数*2	63 課題/年	現状維持に努めます。

*1 フェイスブックやホームページ等での効果的な広報に努め、成果発表会への参加者数増加に努めます。

*2 独立行政法人や大学等との連携を強化し、情報交換を行いながら外部の競争的資金を獲得し研究に積極的に取り組みます。

Ⅱ 農 業

[主な取組]

1 経営の規模拡大や収益力の強化に向けた研究の推進

取組の方向性

収益力の向上と農地集積などの政策と連動した、農地の効率的利用や経営の大規模化の進展を見据え、省力・低コスト化、機械化及び生産性の高い技術開発に取り組めます。

具体的な取組

- ・加工・業務用野菜等の省力・低コスト機械化栽培体系の構築と野菜の連作障害回避等を目的に落花生を組み入れた機械化輪作体系の確立に取り組めます。
- ・農作業の省力化・機械化を推進するため、主な品目の作業行程を調査・分析した上で、軽労化につながるポイントを明らかにし、機械開発や既存機械・器具の応用などの技術開発の可能性を検討するとともに、その実現に向けた取組を推進します。

主な事業

- 加工・業務用野菜等畑地における輪作体系・低コスト機械化栽培体系の確立
- 品目ごとに作業行程を調査し、機械化・軽労化の可能性を検討

2 千葉ブランドとなる新品種の迅速な開発と普及定着

取組の方向性

消費者や生産者、実需者のニーズに的確に応え、農業経営に革新的な変化をもたらす新品種を効率的に開発・普及させていくため、育種研究機能を強化します。

具体的な取組

- ・新品種を効率的に育成、普及させていくため、育種と栽培研究部門を一体化し、目標設定から栽培・販売に至るまで、戦略的に育種を進める体制を構築します。

主な事業

- 育種品目の絞り込みと新品種を効率的に育成・普及する育種研究体制の構築

3 状況変化に対応し、生産力を支える研究の推進

取組の方向性

地球温暖化等による気温上昇に伴う農作物の生理障害、種苗・飼料流通の国際化に伴う新たな病虫害や雑草の侵入、耕作放棄地の拡大に伴う鳥獣害の増加など農業の生産性の低下につながる課題にいち早く対応し、生産力を支える技術開発に取り組みます。

具体的な取組

- ・新たな病虫害の発生に迅速に対応するための気象データを活用した発生・防除予測システムの開発や高温・小雨など作物に影響を与える気象条件に対応するための事前対策技術の確立などに取り組みます。
- ・鳥獣害の被害拡大を防ぎ、農業者が安心して生産に取り組めるよう、中央博物館や国等と連携し、野生鳥獣の生態研究を踏まえた防御対策の開発に取り組みます。

主な事業

- 新たに発生する病虫害等に対する迅速な防除技術の確立に向けた体制整備
- 野生鳥獣の生態研究を踏まえた新たな捕獲・防御技術の開発

4 環境にやさしい農業を推進する研究の強化

取組の方向性

消費者への安全・安心な農産物の供給を基本とし、環境への負荷を抑え、環境に調和しつつ農産物を持続的に生産するための技術開発や、家畜排せつ物などを有効に活用した資源循環型農業[※]を推進する試験研究に取り組みます。

※ 資源循環型農業：植物残さや家畜排せつ物等を、堆肥化するなどして田畑に戻し、資源として循環させる農業のことで、地域ぐるみで環境負荷を減らす取組として期待されています。

具体的な取組

- ・環境への負荷軽減を図るため、病虫害の生態研究を踏まえ、天敵利用など様々な防除手段を有機的に組み合わせ、農薬を必要最少限に抑える防除技術の開発に取り組みます。

主な事業

- 農薬の使用量低減など環境負荷低減に向けた総合的病虫害・雑草管理技術の開発

5 地域条件に応じた農業経営研究の推進

取組の方向性

地域ごとに生産現場の課題を整理し、ビジネス感覚あふれる企業的経営体などを育成するための経営管理手法や、地域の活性化方策を提案します。

具体的な取組

- ・低コスト・省力機械化栽培体系の確立と併せて、経営面の分析評価を行うとともに、大規模経営を推進するための経営モデルの策定に取り組みます。
- ・農業構造分析を基に、地域の実情に合った営農システムや新品目、共同利用施設の導入等地域活性化や経営発展につながる方策を地域に提案するとともに、その実現に向けた取組を推進します。
- ・観光農業を推進するため、周年集客化、観光客増加につながる果樹、花などを組み合わせた周年栽培体系や在来品種等の活用、農産加工品の開発等に取り組みます。

主な事業

- 露地野菜等の大規模化に向けた規模別経営モデルの策定
- 地域構造分析や経営分析に基づく地域活性化・経営改善方策の提案
- 観光農業の集客力向上につながる園芸品目の拡大に向けた品目選定と栽培技術の確立

Ⅲ 林 業

[主な取組]

1 県産木材及び木質バイオマス[※]の利用促進に向けた試験研究の強化

取組の方向性

木材価格の長期低迷、森林所有者の高齢化などから、森林組合等の林業事業体による施業の集約化が進められています。また、間伐材などの多くは林地に残されてきましたが、木質バイオマスとして有効に活用する取組も進められています。これらの取組を推進し、産出される県産木材及び木質バイオマスの利用促進を図るための試験研究に取り組みます。

具体的な取組

- ・県産木材の利用を促進するため、伐採、搬出だけでなく、運搬、利用までを含めた生産流通の現状を分析し、より低コストで効率的な作業体系や有利な販売方法を検討します。
- ・集約化施業を効率的に進めるため、高性能林業機械の利用と施業の組み合わせなど、施業技術の適用方法を現地において実証します。
- ・多様な林業の担い手による搬出作業を促進するため、間伐材等の木質バイオマスの低コストで容易な収集・搬出方法を明らかにします。

主な事業

- 木材の生産・流通に関する研究の推進
- 集約化推進のための施業技術の現地実証
- 木質バイオマスの効率的な搬出方法の現地実証

※ 木質バイオマス：木材に由来する再生可能な資源のことで、主に、樹木の伐採のときに発生した枝葉や間伐材などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などの種類があります。

2 海岸防災林の再生技術の確立

取組の方向性

東日本大震災による津波被害、松くい虫被害、植栽地の湿地化により、海岸防災林の機能が著しく低下しているため、被害を受けた海岸防災林を早期に再生し、公益的機能を回復するための技術の確立に取り組みます。

具体的な取組

- ・海岸防災林を早期に再生し地域の生活環境を保全するため、海岸防災林の海岸側におけるクロマツ林の効率的かつ効果的な造成・保育方法と内陸側における広葉樹林化技術を確立します。
- また、マツノザイセンチュウ^{*}抵抗性クロマツを新たに選抜するとともに、抵抗性クロマツの種子生産技術、接種検定した苗木の生産技術、さし木増殖技術を確立します。

主な事業

- 海岸防災林の再生技術の確立

※ マツノザイセンチュウ：体長1mmに満たない小さな線虫で、マツノマダラカミキリによって運ばれ、マツの樹体内で増殖すると、水の通りが阻害され、マツが枯れてしまいます。

IV 畜産

[主な取組]

1 収益性の高い畜産業の実現に向けた試験研究の強化

取組の方向性

低コスト化技術及び生産性を高める技術の開発と種畜の改良により、高収益型畜産業へ転換するための試験研究を強化します。

具体的な取組

ア 生産力を強化する飼養、繁殖及び自給飼料^{※1}等の生産技術体系の開発

- ・家畜の能力を最大限に発揮するため、栄養管理及び繁殖に係る技術を開発します。
また、本県に適した飼料作物の品種を選定し、飼料自給力向上を図ります。

イ 畜産物の安定供給を支える技術の開発

- ・繁殖能力の高い系統豚の造成^{※2}や、乳牛の改良効率を上げるための受精卵移植技術を確立します。
- ・送風、散水、遮光などの飼育環境の改善による暑熱対策に加え、飼料摂取時の体温上昇を抑えるような栄養管理面からの暑熱対策技術を開発します。

※1 自給飼料：飼料用とうもろこしなど農家等が自ら栽培、収穫調製した飼料です。

※2 繁殖能力の高い系統豚の造成：遺伝的にバラツキのない、相互に一定以上の血縁関係を持った能力的に優れた豚集団を造ることです。

主な事業

- 生産性向上のための栄養管理技術、繁殖管理技術の改善
- 自給飼料増産のための高品質粗飼料の安定多収生産技術の開発
- 経営の安定、コスト削減に繋がる家畜家禽の育種及び改良技術の向上
- 精密栄養管理による暑熱対策技術の開発

2 多様化したニーズに対応した畜産の育種及び技術開発

取組の方向性

県産飼料の効率的な給与技術を確立するとともに、消費者や生産者のニーズに対応した特徴ある畜産物の生産技術の開発を目指します。

また、遺伝子情報も用いた育種技術の確立に向けた基礎的研究を行います。

具体的な取組

- ・県産飼料用稲米等の家畜への効率的な給与技術を確立します。また、有益な遺伝子情報を活用した育種方法を確立するため、繁殖豚の産子能力等、生産性向上に係る因子を解析することで、本県の系統造成豚の繁殖成績等を共同研究機関と共有し、効率的な育種改良を進めます。

主な事業

- 本県の特徴を生かした県産飼料資源活用技術の開発
- DNAマーカー^{*}育種のための技術開発

※ DNAマーカー：特定の形質に関係する遺伝子の目印を DNA マーカーといいます。この目印を頼りに、良い畜産物を生産するための種畜を選抜・改良することができます。

3 環境や資源に配慮した畜産を推進する研究

取組の方向性

環境への負荷を抑え、畜産物を持続的に生産するための技術や家畜排せつ物などを有効に活用した資源循環型農業を推進するための試験研究に取り組みます。

また、未・低利用資源の家畜飼料への有効活用や耕作放棄地の活用などに取り組みます。

具体的な取組

ア 環境にやさしい畜産技術の開発

- ・既存施設に追加設置することにより、低コストで排水の脱色と窒素濃度の低減ができる処理技術を開発・実証します。また、尿の浄化処理過程でのリン*の回収利用技術や家畜ふんの燃料利用技術等を開発します。

※ 浄化処理過程のリン：肥料成分のリンは、世界的に不足している資源であり、浄化処理により分離したリンを回収し、肥料として有効活用する技術の開発が求められています。

イ バイオマスなどの有効利用技術の開発

- ・食品の製造、加工調理、流通、消費段階で生じる残さなどの未・低利用の資源を家畜飼料とし有効活用する技術を開発します。

ウ 耕作放棄地の活用

- ・耕作放棄地を有効活用するため、低コスト・省力的技術による自給飼料生産技術を目指します。

主な事業

- 環境にやさしい畜産の環境負荷低減化技術並びに家畜排せつ物利用技術開発
- 家畜排せつ物からの資源回収並びに高度利用技術の開発
- 資源循環型畜産を目指す未利用資源の有効活用技術の開発
- 中山間地域における畜産の土地利用技術の確立

4 多様な担い手を支援し経営を強化する研究

取組の方向性

生産者が抱える経営上の課題は、地域や畜種などによって様々です。このため、地域や畜種ごとに課題を整理し、経営発展につながるよう経営管理の手法や活性化方策を提案します。

具体的な取組

- ・新たに開発された技術、経営の問題解決手法、作業の共同化、組織化等について、経営へ導入するための条件と定着していくための要因を解明します。

主な事業

- 畜産経営における新技術等の導入条件と定着要因の解明

V 水産

[主な取組]

1 収益性重視の水産業への転換に向けた試験研究の強化

取組の方向性

収益力が高く、やりがいと魅力のある水産業の実現に向けて、低コスト化及び生産性の高い技術を開発し、収益性重視の水産業へ転換するための試験研究を強化します。

具体的な取組

ア 漁業の効率化を支える技術の開発

- ・効率的な漁業操業を実現するために、海洋環境モニタリングシステム*を充実し、短期の海況変動や漁場形成の予測など漁海況情報の高度化や漁業の収支改善を図る漁業生産管理システムの開発などを行います。

※ 海洋環境モニタリングシステム：海水の温度、成分、流向、流速等のデータを調査船及び複数の観測機器（観測ブイ等）等により収集し、漁業者の分かりやすい情報にして発信する体制をいいます。

イ 生産力を強化する養殖技術の開発

- ・ノリの更なる品質の向上と販路拡大のために、成長・品質の優れたノリ新品種開発や、嗜好性の高いノリの生産技術開発を進めます。また、魚介類疾病等の迅速な診断や防疫技術の高度化を図ります。

主な事業

- 漁海況予測の精度向上と漁海況情報の高度化技術の開発
- 漁業の収支改善を図る漁業操業管理手法の開発
- ノリ新品種及び生産技術開発

2 水産資源の適切な管理とつくり育てる漁業を推進するための技術開発

取組の方向性

安定した漁業生産には水産資源を効率的かつ持続的に利用することが不可欠です。そのためには、資源量が常に変動する水産資源の現状を的確に捉え、資源状態やその変化に対応した漁業生産が求められます。そこで、資源を持続的に活用する技術を開発するとともに、水産資源を積極的に増大する技術を開発します。

具体的な取組

ア 水産資源の持続的利用を支える管理技術の開発

- ・水産資源を持続的に利用するため、主要水産資源の変動機構の詳細な解明に取り組み、高度化した資源評価技術を開発します。さらに、資源状態に見合った適切な管理方策の検討・提示・実践指導を行い、実践の過程で管理効果を検証し、その結果を踏まえた管理方策の改善を行います。

イ つくり育てる漁業を推進するための技術の開発

- ・水産資源を積極的に増殖するために、磯根漁場[※]や東京湾及び内水面において、漁場の地形や水産生物の分布、資源減少要因等を明らかにし、魚介類の生活史や漁場特性に基づいたきめ細かな資源管理など増殖技術の開発を行います。
- ・健苗性を備えた、より質の高い放流用種苗を生産する技術や生産の省力化、放流効果を高める技術の開発や新しい栽培漁業対象種の種苗生産技術開発など、つくり育てる漁業の技術を開発します。

※ 磯根漁場：アワビやサザエ等が生息する岩場の漁場のことです。

主な事業

- 持続的利用の基盤となる水産資源の的確な資源評価と資源管理方策の提示
- 水産資源を維持・増大するための増殖手法、種苗生産及び放流技術の開発

3 高付加価値化と新たな需要に対応した水産加工技術の開発の推進

取組の方向性

水産物の付加価値を向上させる流通加工技術の開発、未・低利用資源の有効活用などに取り組みます。さらに、水産物のブランド力アップに向けた品質・衛生管理の向上を目指し、生産段階から流通過程までを見据えた高い品質保持技術の開発に取り組みます。

具体的な取組

ア 多様化する消費者ニーズに対応した水産加工技術の開発

- ・多様化する消費者ニーズに対応するために、県産水産物を利用したファストフィッシュ[※]や常温流通品の開発を進めます。

※ ファストフィッシュ：簡単な調理等で気軽に美味しく食べられる水産物やその食べ方のことです。

イ 新需要創出のための商品開発及び流通加工技術の開発

- ・新たな需要に応える商品の開発や流通に対応するために、未・低利用の地先水揚物[※]を有効利用した加工技術の開発を行います。

※ 地先水揚物：各地域のすぐ先に広がっている海面、内水面から漁獲され、地元の港等に水揚げされる魚介類のことです。

ウ 水産物の品質・衛生向上技術の開発

- ・水産物のより良い品質を確保するために、蓄養、活け締め、貯蔵温度管理など漁業現場に合った鮮度保持技術の評価、改良、普及・指導を行います。あわせて、安全・安心の観点から・漁獲・水揚げ・輸送・加工の各段階における危害防止や高度な品質・衛生管理対策を徹底するためのマニュアルの見直しと指導を行います。

主な事業

- 多様化する消費者のニーズに対応した新たな水産加工品等の開発
- 地域の未・低利用資源を有効活用するための流通加工技術の開発
- 付加価値向上に繋がる水産物の高鮮度流通技術の開発
- 高品質を確保する水産物の衛生管理技術の開発

4 漁場環境の変化に対応した漁業を支援する研究の推進

取組の方向性

新たな東京湾調査・指導船により、東京湾の漁場環境を広域にきめ細かく調査して、漁業関係者に情報発信するとともに、漁場環境の変化に対応した有用水産資源の増養殖技術を開発します。また、漁場環境の回復に繋がる技術開発を進めます。

具体的な取組

- ・漁場環境の変化に対応した漁業を支援するため、東京湾における漁場環境特性の解明と予測技術の開発や環境変化に対応した魚介類の増養殖技術の開発、湖沼河川における水産資源の調査研究や漁場環境保全・再生技術の開発等を行います。

主な事業

- 貧酸素水塊[※]分布予測システムの機能を強化
- 貧酸素水塊が底生生物に与える影響の解明と有用資源の増殖手法の検討
- 二枚貝の育成技術の開発・導入試験

※ 貧酸素水塊：海洋、湖沼等の閉鎖系水域で、魚介類が息できないくらいに水中に溶解している酸素濃度が低下した水の塊のことで、湧昇すると青潮となります。

【担い手育成】

次代の農林水産業を支える多彩な経営者の育成

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
新規就農者数*1	316人/年	450人/年
農業生産法人数*2 (累計)	320法人	420法人
集落営農組織数*3 (累計)	246組織	320組織

*1 新規就農者には雇用就農を含み、現状値は20年度から24年度までの5か年の平均値です。

新規自営就農350人と新規雇用就農100人の合計450人を目標とします。

*2 現在、年間おおむね10法人のペースで設立されている農業生産法人を年間約20法人育成し、5年後には420法人の育成を目指します。

*3 現在推進している10の重点支援地区に加え、農地・水保全管理交付金の活動組織、ほ場整備営農地区等を対象として推進し、年間15組織育成し5年後には320組織の設立を目指します。

[現状認識]

新規就農者は、「青年就農給付金事業*1」や「農の雇用事業*2」等により増加傾向にあり、特に農業外からの参加者が急増していますが、就農希望者の農地の確保や、就農後の定着などの課題もあります。

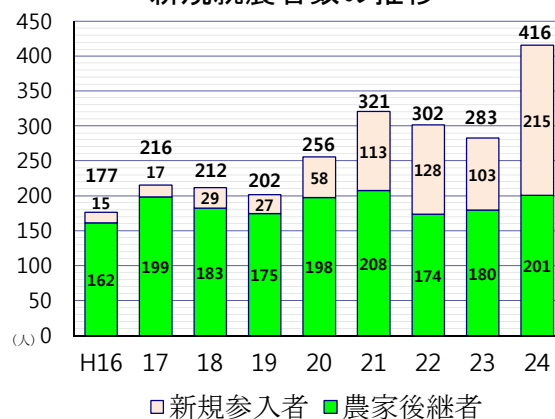
また、担い手のいない地域においては、企業の農業参入による地域活性化も期待されています。

このような中で地域の中核となる認定農業者*3や「人・農地プラン*4」の中心経営体等においては、信用力の強化や総合的経営管理能力の向上等、経営体質の強化が期待できる農業経営の法人化が求められています。特に、次代の地域や産地を牽引する企業的経営体へ発展するためには、規模拡大、雇用導入、経営継承等、経営合理化への支援強化が必要です。また、流通販売加工等の農産物の付加価値化による所得向上に向けた6次産業化の取組は増加していますが、その多くが比較的小規模な取組となっており、組織的取組への発展が必要です。

農業者の高齢化や農家の減少が進む中、生産基盤や集落機能を維持するためには、集落営農組織の育成を加速するとともに、経営の安定化が重要となっていますが、本県農業の約8割を占める小規模経営農家が、各地域で生き生きとした経営を継続することも集落機能を支える上で重要です。

加えて、農作業中の死亡事故は、全国で年間約350～400件、本県でも約10件発生しており、特に70歳以上の高齢者が半数を占めていることから、農業者の高齢化が進む

新規就農者数の推移



中で、農作業安全の啓発の取組強化が求められています。

森林・林業では、木材価格の長期低迷により森林所有者の経営意欲が低迷しており、森林資源の利用が進んでおらず、これに伴い間伐などの森林整備も十分に行われていない状況にあります。

水産業では、魚の価格低迷や燃油価格の高騰等によるコスト上昇から、漁船漁業やノリ養殖等の経営が圧迫されています。漁業者は高齢化と減少が進んでおり、特に小型漁船漁業ではその確保が難しい状況にあります。

※1 青年就農給付金事業：就農前後の不安定な時期に年間150万円を給付する国の事業です。

※2 農の雇用事業：農業法人等が新規雇用者に対して行う研修経費の一部を国が助成する事業です。

※3 認定農業者：経営規模の拡大や経営の効率化等により、将来の年間所得が概ね550万円以上となる経営等を目指す「農業経営改善計画」を策定し、地域農業の担い手として市町村長から認定を受けた者です。

※4 人・農地プラン：人と農地の問題を解決するために、集落・地域において徹底的な話し合いを行い策定する「未来の設計図」となるプランのことです。

[基本方向]

農林水産業を希望する若者等が安心して就業できるように県立農業大学校の機能強化や就業相談・研修制度の充実を図るとともに、経営が安定するまで給付金制度の活用等を促進し定着を支援します。

さらに、発展段階に応じて経営の多角化や法人化など経営の革新に果敢にチャレンジする担い手を支援し、アグリトップランナー^{*}をはじめとするビジネス感覚あふれる企業的な経営体を育成するとともに、地域農業を維持発展させる集落営農の取組を加速化します。

※ アグリトップランナー：販売額3,000万円以上の企業的経営体を指します。

[主な取組]

I 農 業

1 農業の新たな担い手の確保・育成

取組の方向性

県立農業大学校を担い手育成の中核機関に位置付け、実践的な教育・研修を行うことで、優れた農業の担い手を育成します。

また、市町村や農業士^{*1}・指導農業士^{*2}、関係団体等と連携し、就農相談から技術習得、農地の確保や就農定着までの一連の支援体制を充実させるとともに、給付金制度の活用等を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援します。

※1 農業士：農業発展と地域リーダーとして活動を期待される青年農業者で、知事の認証を受けた者です。

※2 指導農業士：優れた農業経営を実現し後継者の育成に熱意のある農業者で、知事の認証を受けた者です。

具体的な取組

ア 県立農業大学校における優れた担い手の育成

- ・学生や新規就農希望者に対し実践的な教育や研修を行い、優れた農業経営者や農業指導者を育成します。また、快適な学習・研修環境の整備・充実を図ります。

イ 新規就農希望者の就農・定着支援

- ・農家後継者や農業に関心のある若者等に対し、就農支援策や農業の雇用情報等を分かりやすく提供し就農意欲を喚起します。
- ・就農希望者の相談に応じ、農業の技術習得や農地の確保、資金導入、法人等への就職など、関係機関等と連携し就農に向けて総合的な支援を行います。
- ・就農前後の給付金や就農後のセミナー、雇用就農者に対する研修等により、農業者として確実に定着できるよう支援します。

ウ 企業等の農業参入支援

- ・地域の担い手の一形態として期待できる企業等の農業参入を促進するため、関係機関と連携し相談に応じるとともに、地域活性化に寄与し、地域に根ざした法人組織が設立できるよう機動的に支援を行います。

主な事業

- 県立農業大学校の機能強化（本校及び研修農場の整備）
- 地域ぐるみの就農実践研修支援
- 新規就農のサポート（就農啓発、就農相談、技術習得研修、農業機械研修など、多様な新規就農希望者に応じた総合的な就農支援）
- 青年の就農意欲の喚起及び就農者の定着促進（研修時及び経営開始直後の給付金）
- 各種農業制度資金の活用促進
- 経営改善及び発展に必要な機械施設の整備支援

【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
青年就農給付金給付者数*	92人／年	500人／年

* 「準備型」は、県立農業大学校の学生・研修生の対象者の拡大及び指定研修先の増大を図り、26名の給付者を100名に、「経営開始型」は、親元就農者を中心に対象者を拡大し、66名の給付者を400名に、それぞれ拡大します。

2 千葉県農業を牽引する企業的経営体の育成

取組の方向性

収益力の向上や経営の多角化等の経営改善に果敢に取り組む農業者を支援し、アグリトップランナー等の産地や地域を牽引する企業的経営体を育成します。

このため、必要な資金や技術、雇用、機械等の経営基盤の充実を図り、法人化の促進や経営継承の円滑化を進めます。

また、担い手の経営改善につながる農作業受委託の取組を支援します。

女性農業者については、経営参画・社会参画の支援により、組織活動の活性化やリーダーの育成、女性起業活動等の組織的な展開を後押しします。

具体的な取組

ア アグリトップランナー等企業的経営体への育成及び既存組織の経営発展支援

- ・産地を牽引するアグリトップランナー等の経営体に対し、信用力の強化や総合的経営管理能力の向上等、経営体質の強化を図るため、農業経営の法人化を推進するとともに、既存の企業的経営体が経営改善・規模拡大に必要な機械設備の整備等を支援します。
- ・経営合理化や労力補完につながる農作業受委託の取組を推進するため、コントラクター組織^{*}の設立や機械設備の整備等を支援します。

※ コントラクター組織：農作業の請負組織のことです。

イ 担い手の経営発展支援

- ・青年農業者や認定農業者等に対し、それぞれの経営課題に応じた段階的、体系的な支援を行うとともに、農業士・指導農業士などの組織活動を促進し担い手の経営発展支援を図ります。
- ・所得の向上を目指す農業者に対しては、経営の多角化による取組を支援します。
- ・女性の経営参画及び社会参画を推進し、女性の担い手を育成します。

ウ 新技術の実証・改良による導入支援

- ・新たな栽培技術を本県の各地域で実際に活用できるよう実証や改良に取り組み、産地の強化を進めます。

主な事業

- 就農直後から企業的経営体まで、発展段階に応じた栽培・経営技術の支援
- 法人化前後の経営発展に向けた経営診断やアドバイザー派遣による支援
- 経営発展に向けた法人化の啓発や法人化研修による支援
- 経営改善及び発展に必要な機械施設の整備支援
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援（再掲・6次産業化）
- 女性農業者・組織・リーダー等の育成推進
- 農業における女性活動の促進（起業家育成研修会等の開催）
- 新技術の導入から普及定着の支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
経営の多角化に取り組む経営体数* ¹ (累計)	14	50
女性起業家数 (グループを含む) * ² (累計)	465	545

*1 県の支援事業による経営の多角化や6次産業化に年間7事業主体で取り組み、累積で50経営体を目指します。

*2 女性起業家を25～27年の3年間で60増加、28～29年の2年間で20増加、合計80の増加を目指します。

3 地域農業を支える組織の育成・整備

取組の方向性

都市部に比べて高齢化が進む農村集落では、今後、担い手の減少と相まって、農業生産の基盤でもある集落機能の維持が困難な集落の発生も予想されています。

集落機能の低下は、生産力の低下や農地の持つ多面的機能の喪失をもたらすおそれもあることから、集落ぐるみで行う集落機能の維持・保全活動と、営農活動が継続可能な仕組みである集落営農組織の設立を進めます。

具体的な取組

ア 集落営農の推進

- ・集落機能の維持や環境保全活動、農地の利用調整等について合意形成が図られている集落に対して重点的な働きかけを行い、集落営農組織の育成を加速化します。

イ 高齢者や小規模農家の活動支援

- ・直売所や集落営農組織等と連携し、高齢者や女性・小規模農家が生きがいを持って農業生産に取り組めるよう地域特産物を活用した加工品開発や直売に向けた新品目の導入支援等の組織的な活動を支援します。

主な事業

- 既存の組織を重点対象とした集落営農組織設立の加速化
- 小規模農家等による営農・集落機能の維持・保全のための組織活動の推進

4 農地の効率的利用等の促進

取組の方向性

優良農地を集積し担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう、県農地中間管理機構^{※1}や市町村段階の農地利用集積円滑化団体^{※2}の連携の下、「人・農地プラン」に基づく農地の利用調整活動を促進します。

また、基盤整備を実施する地区においては、基盤整備を契機として地区内農家の合意形成を図ることにより、担い手への農地の利用集積を推進します。

※1 県農地中間管理機構：中間的受け皿として農地を借り受け、必要に応じて保全管理や条件整備を行い、担い手に貸し付ける事業を実施する機関のことです。

※2 農地利用集積円滑化団体：農地の所有者から委任を受け、その者を代理して農地の貸し付けを行う事業を実施する機関のことです。

具体的な取組

ア 農地利用集積の促進

- ・優良農地を集積するため、県農地中間管理機構を中心として関係団体が連携するとともに、国交付金制度を活用した農地の利用調整活動を推進します。

イ 担い手への農地集積による生産効率の向上

- ・担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう、「人・農地プラン」に基づく地域の中心的経営体への農地利用集積や、基盤整備を契機とした地区内農家の合意形成による農地利用集積を推進します。

主な事業

- 県農地中間管理機構の体制強化
- 担い手に対する農地利用集積の推進
- 「人・農地プラン」への支援
- 水田の大区画化など基盤整備の推進（再掲・基盤整備の促進）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
担い手の経営耕地面積が全農用地面積に占める割合*	23.6%	36%

* 県基盤強化基本方針で設定されている 34 年度の目標である 48%から算出し、年 2.44%の増加を目指します。

5 農作業安全

取組の方向性

農作業を安全に行い、事故を防止するため、農作業安全に関する研修・講習会等を開催し、安全意識の高揚に努めるとともに、農作業安全に関する普及、啓発、指導者の育成等の対策を推進します。

具体的な取組

- ・農作業事故を防止するため、地域での指導的役割を果たす農業機械士の育成・確保を推進します。
- ・新規就農者等の担い手が農業機械の基本操作、点検整備や安全知識を習得するため、トラクター基本研修など各種研修を実施します。
- ・安全意識を高めるため、農作業事故ゼロ推進研修会の開催や「農作業安全月間」における啓発活動を実施します。

主な事業

- 規模拡大に向けた高性能農業機械の安全かつ効率的利用の推進
- 農作業安全の意識向上を図るための啓発活動

【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
安全研修会の開催回数*	1回/年	3回/年

* 作業安全の啓発への取組を強化するため、年3回の安全研修会開催を目指します。

II 森林・林業

1 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成

取組の方向性

小規模な森林を取りまとめ、森林整備の方針を示して森林所有者の合意形成を図るとともに、面的なまとまりを持った森林経営計画の策定の中心となる「森林施業プランナー」の育成に取り組めます。

また、林業就業者の高齢化が進む中、新規就業者の確保・育成を行うとともに、森林整備の低コスト化と労働負荷の低減を進めるために必要な高性能林業機械のオペレーターなどの林業技術者を養成します。

さらに、各種林業制度金融の活用促進により、地域林業の中核的担い手である森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

具体的な取組

- ・ 森林経営計画の策定を推進するため、林業事業者が行う「森林施業プランナー」の育成について支援を行います。
- ・ 林業就業者の確保・育成を図るため、新規就業者等を対象とした研修を実施するとともに、林業就業者の労働条件の改善に取り組みます。
- ・ 森林整備の中心的な担い手の育成と安全な林業労働環境を整備するため、高性能林業機械のオペレーターなど高度な技術を有する林業技術者を養成するとともに、林業事業者等に対して、本県の実状に即した路網整備と高性能林業機械の使用による低コスト作業システムの実証を進め、普及を図ります。
- ・ 林業技術の改善や森林経営の合理化を促進するため、森林所有者へ森林の管理・経営情報を提供するなど普及指導を行います。
- ・ 林業・木材産業・木材流通業を担う林業事業者の経営基盤の強化を図るため、経営の改善等に必要な資金の貸付を行います。

主な事業

- 林業就業者等に対する研修の実施
- 低コスト作業システムの実証と普及
- 森林所有者への林業普及指導による情報提供
- 林業事業者の経営の改善や合理化に必要な資金の貸付

【達成指標】

目 標 指 標	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
林業作業員 ^{※1} 数(人) * (累計)	119	150

* 29年の森林整備面積を1,900haとした場合の必要な作業員数は150人と試算しました。

※1 林業作業員：森林組合など認定林業事業者^{※2}で雇用されている作業員のことを言います。

※2 認定林業事業者：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化について改善計画を作成し、知事が認定した林業事業者を指します。

Ⅲ 水 産

1 水産業を支える多様な担い手の確保・育成

取組の方向性

漁業就業支援相談会等により情報提供を行うとともに、水産業インターンシップや漁業研修による知識や技術習得を支援します。特に、小型漁船漁業については、国の給付金制度を活用し、就業を促進します。

具体的な取組

- ・新たに就業を目指す人たちが本県漁業に関する情報を得られるよう、千葉県漁業就業者確保育成センターと連携して、ホームページや漁業就業支援相談会により情報提供を行います。
- ・水産業インターンシップや漁業研修により、自分に適した漁業を選択できるよう支援します。特に、小型漁船漁業は、漁労技術の習得に時間がかかり、就業後直ぐに生計を立てるほどの水揚が困難なことなどから、国の給付金制度を活用して初期の生活を支援するとともに、地元漁業協同組合とも連携して小型船漁業者として独り立ちできるまで支援します。
- ・先進的な技術などの習得に意欲のある漁業者については漁業士として認定し、漁業士を中核とした地域の漁業に即した新技術の導入や地域の漁業者活動等を支援するとともに、漁村女性の積極的な漁業経営への参加や水産加工製造販売等の経済活動などを支援します。

主な事業

- 小型漁船就業者対策（自立型漁業技術研修支援）

【達成指標】

項 目	現 状 (20～24 年度平均)	目 標 (29 年度)
新規就業者数*	65 人／年	70 人／年

* 過去 5 年(20～24)の平均の 65 人から年平均 5 人の新規就業者の増加を目指します。

【基盤整備の促進】

生産性の向上や産地間競争力の強化に向けた生産基盤及び災害に強い農山漁村の整備

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
基幹水利施設の機能診断及び保全計画の策定割合*1	20%	33%
水田のほ場整備率*2	55.5%	56.3%
農業水利施設耐震点検の割合*3	5%	100%

*1 県内の基幹水利施設 934 施設のうち、日常点検で更新又は補修が必要な 361 施設について、29 年度までに 118 施設の機能診断及び保全計画の策定を進めます。(計画期間内に 44 施設の機能診断及び保全計画を実施)

*2 29 年度までに約 600ha の水田のほ場整備を実施(年平均 120ha)し、農振農用地(水田)70,274ha のうち、39,581ha のほ場の大区画化や畑利用が可能となる整備を進めます。

*3 29 年度までに耐震性調査の必要なダム及びため池 57 施設(年平均 9.5 施設)全ての調査を実施します。

[現状認識]

昭和 40 年代から 50 年代に集中的に造成され耐用年数の経過した農業水利施設*1 や漁港施設などが増加しています。

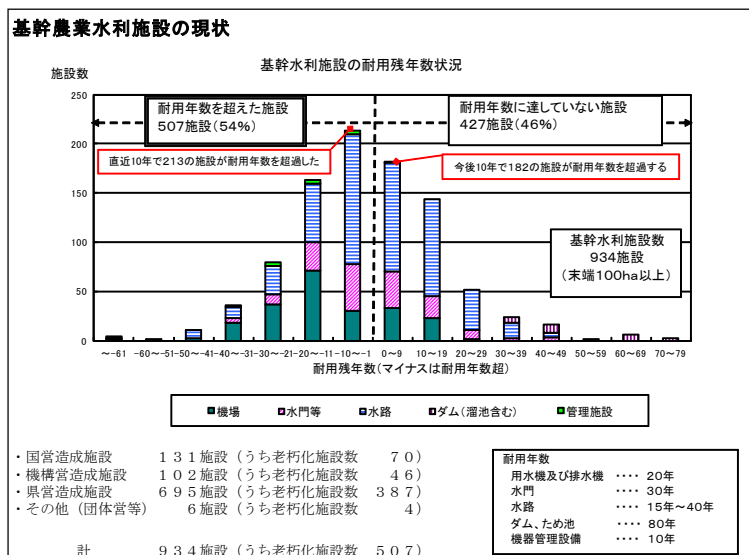
既存施設の有効活用を図るため、施設の劣化状況を調べる機能診断*2 に基づき計画的な施設の長寿命化対策*3 を図る必要があります。

さらに、農業者の高齢化が進展し、農産物価格の低迷などにより、後継者が十分確保されないことから、地域では担い手不足が深刻化しています。

また、農家人口の減少や鳥獣害等により耕作放棄地が増加していることから、優良農地の確保や有効活用が求められています。

これらのことから、ほ場整備を契機とした担い手の育成や担い手への農地利用集積を進めるとともに、耕作放棄地の解消を図る必要があります。

加えて、地球温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生、都市化の進展による排水量の増大や地盤沈下等による湛水被害の軽減・除去や地震によるため池の決壊等を未然に防止する対策など、防災・減災対策を進め災害に強い農山漁村を目指していくことが



必要です。

水産分野においては、他県の水産卸売市場で高度衛生管理対策が進んでおり、産地間競争が激化しています。また、東日本大震災を契機に地震・津波等に対する漁港の防災対策が求められています。

※1 農業水利施設：農地へ農業用水の供給を行う施設又は降雨時等の排水を流下させるための施設のこと、ダム、ため池、機場、用水路、排水路等の施設のことをいいます。

※2 機能診断：老朽化した農業水利施設の劣化状況を調べることです。

※3 長寿命化対策：従来の施設が壊れてから工事を行う事後保全対策に対し、壊れる前に計画的に補修などの予防保全を行い、施設の長寿命化及びコストの低減を図る対策を言います。

[基本方向]

農林水産物の生産性の向上のため、安定的な農業用水の確保、ほ場の大区画化・汎用化*及び流通拠点漁港の高度衛生管理を推進します。特に、既存施設については予防的な補修・更新により各施設の長寿命化を推進します。

また、津波や地震、豪雨等の自然災害から農山漁村地域の被害を防止するため、防災・減災対策を進めます。

※ 汎用化：水田の排水条件を改善し、米以外の作物を作付可能とすることです。

[主な取組]

1 農業水利施設の長寿命化対策の推進

取組の方向性

農業水利施設の劣化状況を把握するための機能診断を実施し、施設の機能を保全する計画を立てた上で計画的な補修及び更新を行うことにより、安定した農業用水を確保し食料の安定供給を図ります。

また、畑地帯における、干ばつ被害の防止や作物の品質向上等を図るため、畑地かんがい^{※1}を推進します。

具体的な取組

ア 農業水利施設の機能診断の実施

- ・地域農業への影響が大きい受益 100 ヘクタール以上の基幹的な農業水利施設のうち、日常管理の状況や施設の重要度から整備が必要な施設については、詳細な機能診断を実施して老朽化状況を把握した上で、計画的な補修や更新整備を行うための保全計画^{※2}を策定します。

イ 長寿命化対策工事の実施

- ・策定された保全計画に基づき、計画的に対策工事を実施します。

ウ 畑地かんがい施設の整備

- ・安定的に畑に水を供給するための畑地かんがい施設の整備を推進します。

※1 畑地かんがい：畑に農業用水を供給することです。

※2 保全計画：機能診断により効率的に施設の機能の維持及び長寿命化を図るための計画のことです。

主な事業

- 農業水利施設の長寿命化
- 畑地かんがい施設の整備

2 ほ場整備の推進

取組の方向性

地域の中心となる担い手への農地集積を加速化し、低コストで生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用が可能となるほ場整備を推進します。

具体的な取組

- ・ほ場の区画整理を行い、大区画化や暗渠排水の整備を推進するとともに、担い手への農地集積を進めます。

主な事業

- 水田の大区画化など基盤整備の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
大区画ほ場の面積 (1ha 以上) * (累計)	2,781ha	2,820ha

* 26～29 年度の計画期間内に実施する 410ha に平均大区画率約 10%を乗じた面積を増加させます。

3 漁業生産基盤の充実・強化

取組の方向性

産地間競争力の強化を図るため、銚子漁港など流通拠点漁港において、高度衛生管理を推進するとともに、既存施設の維持管理に当たっては、予防的な補修・更新により各施設の長寿命化を推進します。

さらに、自然災害から漁村地域の被害を防止するため、漁港整備を含め、防災・減災対策を進めます。

具体的な取組

ア 流通拠点漁港の機能強化

- ・産地間競争に打ち勝つために、銚子漁港などの流通拠点漁港[※]において、高度衛生管理型の産地市場を漁港と一体的に整備するなどの機能強化を図ります。

※ 流通拠点漁港：産地市場を有し、一定の陸揚げがある漁港。銚子漁港など県内6漁港を設定しています。

イ 災害に強い漁港づくり

- ・大規模な地震等が発生した場合、被災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を行うために、耐震強化岸壁の整備などの災害に強い漁港づくりを推進します。
- ・施設の老朽化により更新を必要とする施設が増加してきていることから、更新コストの縮減や平準化を図るため、計画的な取組により既存漁港施設の長寿命化を推進します。

主な事業

- 流通拠点漁港での高度衛生管理型市場の整備
- 災害に強い漁港整備

【達成指標】

項 目	現 状	目 標 (29年度)
高度衛生管理型市場における平均魚価 ^{*1}	522 円/kg (20~24年5中3平均)	564 円/kg
防災拠点4漁港における耐震強化岸壁整備 ^{*2}	50% (23年度)	100%

*1 現在の銚子漁港を高度衛生管理型に整備することにより、平均魚価を8%引き上げることを目指します。

*2 銚子、鴨川については整備済です。今後、勝浦、大原の整備を進めます。

4 災害に強い農山漁村づくり

取組の方向性

災害に強い農業農村を構築するため、ダム、ため池などの農業用施設の安全性確保に必要な耐震性点検調査[※]を実施します。

また、地盤沈下などの立地条件や都市開発など社会条件等の変化により排水機能が低下した区域の排水対策や老朽化したため池の計画的な整備を進めます。

さらに、農山村地域において、山腹崩壊や地すべりの危険性が増している区域については、防災施設を設置して、危険性の解消を図ります。

また、津波被害を軽減するため、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行うとともに、漁港における防災・減災対策を進めます。

※ 耐震性点検調査：地震等により被災した場合、周辺地域の人家、公共施設等に影響を及ぼす可能性のある農業用ダム、ため池の耐震調査のことです。

具体的な取組

ア 耐震点検調査

- ・地震時における安全性を確保するため、農業用のダムやため池などの耐震性の点検調査を実施します。

イ 排水対策等の強化

- ・地盤沈下のような立地条件の悪化や都市開発などの社会条件の変化による排水量の増大に対応できるよう、農業用ポンプや排水路などの排水施設の機能の強化を図ります。
- また、ため池の一斉点検を行い、老朽化などの状況を把握した上で、地震に強いため池の整備を進めます。

ウ 山腹崩壊と地すべり対策の実施

- ・集中豪雨等による土砂崩れ等を防止し、安心して暮らせる県土づくりを進めるため、山腹崩壊や地すべりの危険性が増している地区について、防災施設の設置により危険性の解消を図るとともに、保安林が有する防災等の機能を高度に発揮させるための森林整備を行います。

エ 津波対策等の実施

- ・海岸県有保安林において、津波被害を軽減するため、砂丘の造成を行うとともに、松くい虫等の被害により疎林化・裸地化した森林の再生を行い、自然災害に強い森林づくりを推進します。
- ・高潮や津波等の自然災害に対し、漁港及びその背後集落の安全を確保するため、地元市町村や地域と連携し、漁港施設の機能強化や防潮堤による防災・減災対策を検討します。

主な事業

- 農地防災施設等の耐震点検調査
- 農地防災施設の整備
- 崩壊地等の防災対策の実施
- 津波被害を軽減する海岸県有保安林の整備
- 疎林化、裸地化が進む海岸県有保安林の再生
- 優良種苗の生産・確保
- 漁港・漁村の防災・減災対策への取組

【耕作放棄地・有害鳥獣対策】

多様な人々の参画による耕作放棄地の解消と 地域が連携した有害鳥獣被害防止対策の推進

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
耕作放棄地の解消面積* ¹ (累計)		3,000ha 4年間の解消面積
有害鳥獣による農作物被害軽減* ²	378 百万円/年	300 百万円以下/年

*1 毎年 750ha、4年間で 3,000ha の解消を目指します。(21～23 年度の実績は 901ha)

*2 4 年後に農作物の被害額について 20%以上の減を目指します。

[現状認識]

耕作放棄地は、農業者の減少・高齢化や後継者及び担い手の偏在などにより、その面積は年々増加しています。

特に、山間谷津田などの条件不利地は、耕作放棄される場合が多く、再生利用が進まない傾向にあります。

耕作放棄地の対策については、解消はもちろんのこと、発生を未然に防ぐことも重要なことから、地域ぐるみでの発生抑制への取組、地域の立地条件に応じた基盤整備、担い手への集積による農地の有効利用を促進することが必要です。

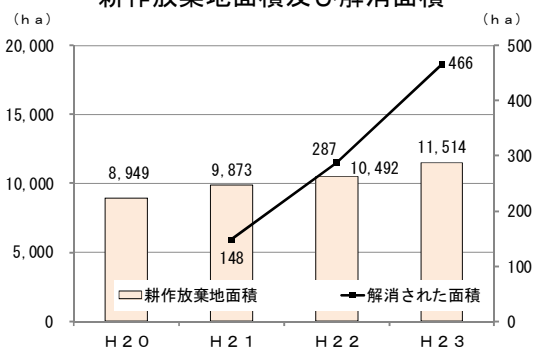
有害鳥獣による農作物の被害金額は、近年では 4 億円前後で推移しており、依然として多い状況となっています。

特に、イノシシによる被害については、生息地域の拡大により被害総額の約 5 割を占めています。

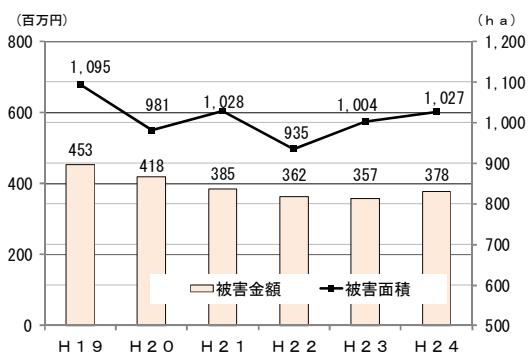
近年の鳥獣被害の要因としては、鳥獣の生息地域の拡大、狩猟者の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化に伴う集落活動の低下等が挙げられています。

有害鳥獣対策については、捕獲活動の更なる強化、地域の指導者の育成、防護施設の維持管理、捕獲鳥獣の食肉利用の推進等を図ることが必要です。

耕作放棄地面積及び解消面積



有害鳥獣農作物被害金額及び面積



[基本方向]

耕作放棄地の解消を図るため、多様な人々による再生活動を支援するとともに、県農地中間管理機構の仕組みを活用し、担い手への農地集積を推進します。

また、有害鳥獣による農作物への被害を軽減させるため、放置竹林など荒廃森林の整備や、地域ぐるみで行う防護・捕獲・資源活用・生息環境整備の4つのプロジェクトを総合的に推進します。

[主な取組]

1 耕作放棄地に対する総合的な対策の推進

取組の方向性

耕作放棄地の対策については、発生抑制と解消・活用の2つの視点で取り組みます。

発生抑制対策としては、地域ぐるみでの農地の保全管理活動や担い手への農地集積などを促進します。

解消・活用対策としては担い手による耕作放棄地の再生利用への支援や農地の条件整備へ支援するとともに、農業者はもとより市民活動団体など多様な担い手への農地集積により、耕作放棄地の有効利用を促進します。

具体的な取組

【発生抑制対策】

ア 地域ぐるみで行う耕作放棄地の発生抑制のための保全活動の促進

- ・草刈りや水路清掃、景観維持などの農村資源を保全する活動を通じて、耕作放棄地の発生抑制を図ります。

イ 農地集積機能の強化による耕作放棄地の発生抑制

- ・耕作放棄地となるおそれのある農地について、県農地中間管理機構[※]の仕組みを活用して、担い手への集積を推進します。

※ 県農地中間管理機構：中間的受け皿として農地を借り受け、必要に応じて保全管理や条件整備を行い、担い手に貸し付ける事業を実施する機関のことです。

ウ 農業者・土地持ち非農家への啓発活動による耕作放棄地の発生抑制

- ・耕作できない農業者や土地持ち非農家に対し、担い手への農地集積や耕作放棄地問題の啓発活動を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制に取り組みます。

【解消・活用対策】

ア 耕作放棄地解消及び再生の推進

- ・耕作放棄地の活用を図るため、農業者団体や市民活動団体などの多様な主体が行う、地域の合意形成のための取組を推進します。
- ・担い手が行う再生作業を支援し、耕作放棄地の活用を図ります。

- ・労働力が不足する集落での再生活動を進めるため、住民ボランティアによる解消作業の活動を支援します。
- ・農地法に基づく遊休農地に対する指導が適正に行われるよう、市町村農業委員会との連携の強化を図ります。
- ・基盤整備を契機とした担い手への集積や中山間地域における地域条件に応じた基盤整備を推進します。

イ 収益性の向上と新たな担い手の確保による耕作放棄地の活用

- ・耕作放棄地を活用し、規模拡大による収益性の向上を図ることで魅力ある農業経営を目指す農業者の取組に対して支援します。
- ・新たな担い手となる、新規就農・企業参入・集落営農などの育成・確保により、耕作放棄地の活用を図ります。
- ・県農地中間管理機構の仕組みを活用して、耕作放棄地の条件整備と担い手への集積を推進します。

主な事業

- 地域ぐるみで行う耕作放棄地の発生抑制のための保全活動の促進
- 多様な主体が行う耕作放棄地の活用に向けた取組の促進
- 耕作放棄地の再生を行う引き受け手に対する支援
- 水田の大区画化など基盤整備の推進（再掲・基盤整備）
- 県農地中間管理機構の体制強化（再掲・担い手育成）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
担い手の経営耕地面積が全農用地面積に占める割合*1	23.6%	36%
多様な担い手や地域の取組による耕作放棄地の活用*2（累計）		35 地区 4年間で取り組む地区数

*1 県基盤強化基本方針で設定されている 34 年度の目標である 48%から算出し、年 2.44%の増加を目指します。

*2 26 年度に 20 地区の取組から開始し、各年 5 地区の新規取組を目指します。

2 有害鳥獣被害に対する防止対策の推進

取組の方向性

平成 19 年 1 月に設置した「千葉県野生鳥獣対策本部」や、平成 25 年 1 月に策定した「千葉県イノシシ対策計画」を核として、「防護」「捕獲」「資源活用」「生息環境整備」の 4 つのプロジェクトによる総合的な対策を促進するほか、鳥獣被害対策実施隊[※]の設置や、地域ぐるみで行う捕獲・防護への取組に対して支援を行うことにより、有害鳥獣による農作物被害の軽減を目指します。

※ 鳥獣被害対策実施隊：鳥獣被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、市町村が設置する組織のことです。

具体的な取組

ア 防護プロジェクトの推進

- ・有害鳥獣による被害を軽減するため、広域的・効果的な防護柵[※]の設置に対する支援を行うとともに、防護方法についての研究開発を推進します。

※ 防護柵：野生獣（シカ・イノシシ・サル等）の農地への進入を防ぐための施設で、電気柵や金網柵などがあります。

イ 捕獲プロジェクトの推進

- ・有害鳥獣の捕獲を強化するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進するほか、捕獲方法について研究開発を推進します。

ウ 資源活用プロジェクトの推進

- ・捕獲した有害鳥獣の肉の有効活用など、これら資源により地域の活性化を図るため、処理加工施設整備等に対する支援や放射性物質検査を継続して実施します。

エ 生息環境整備プロジェクトの推進

- ・獣害発生地域の住民が快適に過ごせる豊かな農村を実現するため、有害鳥獣に対する総合的な被害対策等を地域ぐるみで行う取組を推進します。
- ・有害鳥獣が人里へ近づかないような環境づくりを推進するため、放置された竹林や管理が不十分な森林など荒廃した森林について、間伐などの森林整備を実施します。

主な事業

- イノシシ等有害鳥獣の被害防止対策への支援
- 狩猟の担い手確保・捕獲体制の調整に対する支援
- 捕獲方法についての研究開発に対する支援
- 捕獲従事者への研修の強化
- 野生鳥獣肉の食肉利用の推進
- 徹底駆除を目的に地域ぐるみで捕獲・防護を行う取組を促進
- 森林林縁部の整備の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
イノシシによる農作物被害金額* ¹	189 百万円／年	153 百万円以下／年
イノシシによる農作物被害面積* ²	333ha／年	233ha 以下／年
鳥獣被害対策実施隊設置市町村数* ³ (累計)	0 市町村	10 市町村

*1,2 被害金額と被害面積については、「千葉県イノシシ対策計画」で設定されている 28 年度までの軽減率から算出しました。

*3 鳥獣被害が深刻な長生・夷隅・安房・君津の各地域で各 2 市町村、その他の 6 地域で 2 市町村の設置を目指します。

参考1 「千葉県農林水産業部門別計画」施策指標の達成状況

平成24年度末現在

全体目標	策定時	H24年度末	目標
農業産出額	3位	4位(H23)	2位
海面漁業漁獲量	7位	7位	6位

【園芸振興計画】

目標	策定時	H24年度末	目標
園芸産出額(野菜、果樹、花き)の全国第1位奪還	2位	2位	1位
いも類産出額の全国第3位の堅持	3位	3位	3位

取組の基本方向	推進方向及び対策		施策の達成度を測る指標				
			項目	策定時(A)	H24年度末(B)	達成度進捗B/C(%)	目標(C)
1 生産性向上と経営安定に向けた園芸生産基盤の強化	(1)高品質・安定生産・高所得農業を目指した施設園芸の推進	ア ビニールハウス等施設化の推進	施設面積(ha)	2,063	国の調査が行われていないため、把握できない	2,085	
		イ 養液栽培等の栽培施設の高度化					
		ウ 温室等のリフォームの推進					
		エ 省エネルギー対策の推進					養液栽培面積(ha)
	(2)露地野菜を中心とした機械化等による経営規模拡大の推進	ア 機械の導入による省力化・低コスト化の推進と耕作放棄地の活用	露地野菜2000万円以上販売の経営体数(経営体)	542	809	107.9	750
		イ 農地流動化の推進					
		ウ 畑地整備の推進					
		エ 地域版雇用活用システムの推進					
	(3)高品質・安定生産技術による既存産地の強化・再生	ア 生産技術の改善・向上	主要野菜の単収増加(kg/10a)	2,520	2,458	96.4	2,550
			野菜作付面積(ha)	31,270	30,250	96.6	31,300
			梨の改植面積(ha)	55	151	100.7	150
			梨作付面積(ha)	1,720	1,690	98.3	1,720
			花き類の県内育成品種登録数	135	193	96.5	200
		イ 新品種の開発・普及	花き作付面積(ha)	896	866	96.2	900
		ウ 有害鳥獣被害防止対策の推進	有害鳥獣による果樹・野菜・いも類の被害額(百万円)	196	223	84.3	188
2 新鮮で高品質な園芸産品を届ける流通の改善	(1)鮮度保持・選果機能を持つ集出荷貯蔵施設の高度化・大型化の推進	ア 集出荷貯蔵施設の高度化・大型化	集出荷貯蔵施設の整備・再整備数	1	7	233.3	3
		イ 既存集出荷施設の再整備					
	(2)県産園芸産品の購入拡大の推進	ア 産地が取り組む消費拡大イベントの実施					
	3 マーケット需要への対応とニーズを創造する産地づくり	(1)卸売業者のコーディネート機能を生かした競争力のある産地づくり	ア 契約取引の推進	野菜の共販率(主要野菜30品目)(%)	43	45	102.3
イ 産地強化(再編)計画の策定と実践			野菜指定産地の野菜共販出荷量(千トン)	275	261	91.6	285
(2)加工・業務需要に対応した産地の育成		ア 適品種の選定、栽培技術の確立・普及	主要野菜の加工・業務向け出荷量(t)	18,248	21,991	90.9	20,000
		イ 販路開拓、実需者との直接取引推進					
(3)新品目の導入・輸出等の新たな取組による産地の活性化		ア 新品目等の導入による産地の活性化	園芸作物(植木他)の輸出入金額(億円)	25	34	121.4	28
		イ 6次産業化の取組等による新たな産地づくり					
ウ 輸出対応産地の育成							
(4)直売・観光農業等の推進		ア 直売施設・観光農業施設等の整備	主要農産物直売所の園芸作物販売金額(億円)	99	124	121.6	102
		イ 地域資源の活用とPR					
4 環境にやさしく消費者に信頼される園芸生産	(1)ちばエコ農業等の環境に配慮した農業の推進	ア 環境にやさしい農業の取組拡大	園芸作物のちばエコ農産物栽培面積(ha)	1,942	1,870	85.0	2,200
		イ 農業生産工程管理システム等の啓発、推進	農業安全使用研修受講者数(人)	882	3,541	168.6	2,100
	(2)園芸廃棄物の適正処理等による環境汚染防止対策の推進	ア 廃プラスチック等廃棄物の適正処理の推進	園芸用廃プラスチックの回収処理量(t)	3,038	2,754	91.8	3,000
		イ 農薬飛散防止等の環境対策の推進					

【農産振興計画】

目 標	策定時	H24年度末	目 標
県が育成した「ふさおとめ」「ふさこがね」の作付割合を高めます(%)	24.0	23.7	30.0
新規需要米の作付面積(ha)	364	1,109	1,800
落花生の作付面積は現状を確保します(ha)	5,690	5,450	5,700

取組の 基本方向	推進方向及び対策		施策の達成度を測る指標				
			項 目	策定時 (A)	H24年度末 (B)	達成度進捗 B/C(%)	目 標 (C)
1 早場米産地の競争力強化と低コスト化の推進	(1) 県育成品種の「ふさおとめ」「ふさこがね」の作付拡大と知名度の向上	ア 地域に適応した品種構成への誘導	種子更新率(%)	83.0	84.4	99.3	85.0
		イ 品質安定のための栽培技術の励行					
		ウ ちばエコ米栽培等環境にやさしい米づくりの推進					
		エ 優良種子の安定生産と全量種子更新の励行					
		オ 食味の良い極早生品種等の育成					
	カ 県産米諸費拡大運動の推進	ちばエコ米栽培面積(ha)	2,507	2,308	85.5	2,700	
	(2) 生産基盤の整備と担い手・営農組織の育成	ア 土地基盤整備の推進	基盤整備率(%)	54.7	55.5	98.9	56.1
		イ 担い手や集落営農組織の育成と農業用基幹施設の整備	集落営農組織数	268	246	87.9	280
		ウ 省力・低コスト生産技術の普及	担い手への農地の利用権設定等面積(ha)	13,358	15,974	106.1	15,050
			湛水防除事業整備完了地区面積累計(ha)	609	3,100	89.6	3,459
ため池等整備完了地区面積累計(ha)			699	704	88.6	795	
2 水田を有効利用した食料自給力の強化	(1) 飼料用米などの新規需要米の生産拡大	ア 飼料用米、WCS用稲の生産体制の確立	事業により整備したフレコン出荷施設(箇所)	0	11	42.3	26
		イ 飼料用米利用者協議会設置の推進					
		ウ 飼料用米、米粉用米の流通体制の整備					
		エ 調整水田や耕作放棄地等の活用推進					
	(2) 水田の団地化による麦・大豆の高品質・安定生産の推進	ア 土地利用調整などによる団地化と営農集団の育成支援	(農林61号)	(農林61号)		(さとのそら)	
		イ 小麦の品種転換の推進	小麦の作付品種の転換及び作付面積(ha)	444	465	86.1	540
		ウ 大豆300A技術の励行	大豆の作付面積(ha)	718	588	76.4	770
(3) 有害鳥獣被害防止対策の実施	ア 有害鳥獣被害防止対策の実施	有害鳥獣による稲・麦・豆類の被害額(百万円)	112	103	100.0	103	
	(1) 落花生の生産振興	ア 落花生の機械化の推進	千葉半立の作付面積(ha)	3,664	3,362	93.4	3,600
イ 新たな乾燥技術の開発							
ウ 収益性の向上を目指す産地の支援							
エ ゆで落花生用品種「おおまさり」等のブランド化の推進		ナカテユタカの作付面積(ha)	1,605	1,668	104.3	1,600	
オ 優良種子の確保		郷の香の作付面積(ha)	159	240	120.0	200	
カ 保存性と食味に優れた新品種の育成		おおまさりの作付面積(ha)	40	27	13.5	200	
(2) 畑作麦の生産振興		ア 製パンに適する小麦品種の導入支援	麦(畑)の作付面積(ha)	211	224	97.4	230

【畜産振興計画】

目 標	策定時	H24年度末	目 標
畜産産出額の拡大を図ります(億円)	1,033	1,034	1,057

取組の 基本方向	推進方向及び対策	項 目	施策の達成度を測る指標				
			策定時 (A)	H24年度末 (B)	達成度進捗 B/C(%)	目 標 (C)	
1 生産性向上・経営安定のための生産基盤の強化	(1)乳牛の個体能力の改良等による高品質牛乳生産体制の整備	ア データに基づき自ら乳牛改良に取り組める酪農経営の育成	乳牛1頭当たり乳量(kg)	8,500	8,570	99.1	8,650
		イ 能力の高い乳牛の増殖の加速化					
	(2)和牛生産基盤の強化による優良和牛の生産拡大	ウ 酪農農業協同組合の再編整備による支援体制の強化	酪農協の再編整備(酪農協)	14	13	7.7	1
		ア 優良な遺伝能力を持つ繁殖和牛の増頭	繁殖和牛の頭数(頭)	1,850	2,570	102.8	2,500
	イ 和牛繁殖経営の多様な担い手の確保						
	(3)改良による肉豚の生産性向上及び経営の安定化	ア 千葉県オリジナル優良種豚の造成・普及拡大					
イ セーフティネット機能による養豚経営の安定化							
(4)養鶏経営安定対策の推進	ア 計画的な鶏卵生産の推進	採卵鶏成鶏雌羽数(万羽)	969	913	94.1	970	
2 自給飼料の生産拡大による飼料自給率の向上	(1)水田等の活用、飼料畑での生産強化による飼料自給率の向上	ア トウモロコシ等高収量作物の生産基盤強化	粗飼料自給率(%)	33	33	86.8	38
		イ 飼料用米、稲ホールクroppサイレージの生産利用拡大	飼料用米利用面積(ha)	126	1,109	73.9	1,500
		ウ 低利用飼料資源の有効活用					
	(2)自給飼料生産組織の強化	ア 飼料生産コントラクター等の普及拡大による生産コストの低減	飼料生産コントラクター数(組織)	8	29	241.7	12
		イ 発酵TMR技術を活用した飼料生産流通組織の育成	うち発酵TMR生産組織数	0	0	0.0	1
3 県産畜産物の魅力発信	(1)県産畜産物の知名度向上	ア 県産豚肉の知名度向上	ダイヤモンドボーク取扱認定店舗数(店舗)	8	8	66.7	12
		イ 県産牛肉の知名度向上	県産牛肉の商談会への出展数(銘柄)	3	2	33.3	6
4 家畜排せつ物の適正管理と有効利用	(1)家畜排せつ物の適正な管理	ア 簡易施設の恒久施設化	恒久施設への誘導戸数(戸)	-	8	26.7	30
		イ 周辺環境改善並びに既存施設の機能向上					
	(2)家畜ふん堆肥の利用拡大と流通促進	ア 利用しやすい家畜ふん堆肥の生産	堆肥散布・利用集団の育成(集団)	39	65	103.2	63
イ 飼料生産拡大等による堆肥利用率の向上							
5 家畜衛生対策の強化	(1)家畜疾病対策の強化	ア 慢性伝染性疾病の清浄化による生産性の向上					
		イ 急性悪性伝染病に対する危機管理体制の強化					

【森林・林業振興計画】

目 標	策定時	H24年度末	目 標
計画的かつ効率的な森林整備を進めます(ha)	1,573	1,105	1,700
木材利用量を10%上昇させます(千m ³)	75	63	83

取組の 基本方向	推進方向及び対策	項 目	施策の達成度を測る指標					
			策定時 (A)	H24年度末 (B)	達成度進捗 B/C(%)	目 標 (C)		
1 森林・林業 再生による森 林機能の維持 増大	(1)計画的かつ効 率的な森林整備の 推進	ア 森林施業計画の策定支援と森林情報シ ステムの構築	森林施業計画策定面積 (ha)	10,255	11,680	92.7	12,600	
		イ 森林整備の推進						
		ウ 路網整備・高性能林業機械の活用						
		エ 森林の更新に必要な優良種苗の確保						
	(2)木材資源の利用 促進(森林資源の 循環利用)	ア 県産木材を利用した木造住宅への支援 等						
		イ 公共建築物等における県産木材の利用 促進						
		ウ 木材利用の普及啓発						
	エ 特用林産の振興							
	(3)森林吸収源対 策としての間伐の推 進	ア 千葉県森林吸収量確保推進計画達成の ための間伐の実施	間伐実施面積(ha) (H19からの累積)	2,666	5,503	76.4	7,200	
2 森林・林業 を支える多様 な担い手の確 保・育成	(1)森林・林業を支 える担い手の確保・ 育成	ア 林業就業者に対する研修の実施	新規就業者数(人)	7	3	15.0	20	
		イ 森林所有者に対する森林の管理・経営 情報の提供						
		ウ 林業・木材産業・木材流通業を担う林業 従事者等への資金の貸付						
	(2)法人等による森 林整備の促進	ア 法人の森制度の活用	法人の森協定数(累積) (件)	18	24	80.0	30	
	(3)森林・林業教育 の推進	ア 教育機関との連携による「教育の森」の 利用促進	教育の森利用者数(人)	8,438	2,362	26.2	9,000	
		イ 「みどりの少年団」の育成						
3 多様な人々 の参画による 里山地域の活 性化と森林の 活用	(1)里山地域の活 性化と森林の活用	ア 多様な主体の参画と連携・協働	里山活動協定数(累積) (件)	112	122	70.1	174	
		イ 里山の新たな活用の促進						
		ウ 市町村との連携による里山モデル地域 の整備						
	(2)県民の森の管 理と利用促進	ア 指定管理者による適切な管理の確保	県民の森利用者数(万人)	98	95	95.0	100	
		イ 利用者の安全確保のための計画的補修						
		ウ 「県民の森のあり方」の検討						
4 災害や病害 虫等に強い森 林づくりの推 進	(1)森林の整備や 防災施設の設置に よる土砂崩れ等の 防止	ア 山地治山対策の推進	山地災害危険地区の防災 工事着工箇所数 (累積)(箇所)	1,317	1,332	99.8	1,335	
		イ 保安林の公益的機能を高度発揮するた めの森林整備の実施						
	(2)海岸を中心と した保安林の整備・管 理	ア 海岸保安林における松くい虫防除対策 の徹底と被害跡地の森林再生	海岸保安林再造成面積 (ha)	0	58	128.9	45	
	(3)森林病虫害の 防除と被害林の再 生	ア 非赤枯性溝腐病被害跡地における森林 再生の促進	非赤枯性溝腐病被害林等 の再生面積(累計)(ha)	30	50	41.7	120	
		イ スギカミキリ被害対策の推進						
	(4)林地開発行為 の適正化	ア 林地開発適正化条例の周知徹底と開発 行為の適正な履行の確保						

【水産振興計画】

目 標	策定時	H24年度末	目 標
海面漁業漁獲量20万トン(全国順位第6位)(万トン)	19.1	15.4	20.0

取組の 基本方向	推進方向及び対策		項 目	施策の達成度を測る指標			
				策定時 (A)	H24年度末 (B)	達成度進捗 B/C(%)	目 標 (C)
1 豊かな海づくり	(1)水産資源の管理及び維持・拡大	ア 水産資源の適切な管理	種苗放流による増殖量 (アワビ、マダイ、ヒラメ)(トン)	133	149	104.2	143
		(ア)資源管理の推進と定着					
		(イ)漁業制度の適正な運用					
		イ 種苗の生産・放流の推進					
		ウ 東京湾貝類資源の緊急増産対策					
		エ 生産性の高い漁場の整備					
	オ 干潟・浅海域の環境生態系の保全対策	環境・生態系保全活動グループ数	3	15	125.0	12	
	(2)消費者ニーズに対応した養殖業の振興	ア ノリ養殖対策	1経営体当たりのノリ生産枚数(万枚)	110	113	94.2	120
		イ 魚介類養殖対策					
	(3)豊かな漁場環境の保全と回復	ア 漁場環境の調査・監視と保全対策	ノリ漁場監視回数(述べ日数)	280	322	89.4	360
イ 三番瀬漁場の生産力の回復							
2 たくましい漁業づくり	(1)漁業生産基盤強化と漁業経営の強化	ア 漁業生産基盤の整備	耐震強化岸壁整備実施港(港)	1	2	66.7	3
		(ア)漁港、市場機能の充実					
		(イ)漁港施設の効率的な維持補修					
		イ 操業の安全確保と省エネ化対策					
		(ア)操業安全の確保					
		(イ)漁場操業の効率化対策					
		(ウ)東京湾漁業の操業安全の確保と効率化対策					
		ウ 沿海漁業協同組合の経営安定					
		(ア)指導体制の強化					
		(イ)漁協の事業の合理化と組織再編					
	(ウ)経営管理者の育成	漁況情報(種類)	4	4	80.0	5	
	(2)水産業を支える多様な担い手確保・育成	ア 担い手育成・新規就業者対策	新規就業者数(人)	50	54	90.0	60
		イ 漁業金融支援					
		ウ 漁業所得補償制度運用支援					
エ 漁船漁業の経営合理化対策							
3 水産物流通・加工対策の推進	(1)水産物の販売促進	ア 「食の宝庫ちば」のファンづくりの推進	千葉ブランド水産物(水産加工品・ふるさと品)認定後の販売実績向上率(%)	56	56	93.3	60
		イ 流通体制の強化・販路拡大					
		ウ 売れるものづくりへの多様な支援					
	(2)水産物の高付加価値化と水産加工業の生産性向上	ア 地域の特性を生かした加工品の開発支援	水産加工業者による品質向上のための公開型研究施設の利用件数(件)	50	55	91.7	60
		イ 加工場・加工製品の衛生管理の高度化					
4 河川・湖沼での特色ある水産業の展開	(1)内水面漁業・養殖業の振興	ア 内水面水産資源の増大	種苗放流量(t)	14	13	93	14
		イ 特産品づくりの推進					
		ウ 各種疾病の防疫対策					
	(2)河川・湖沼の漁場環境の保全	ア 水辺環境の再生と保全					
		イ 外来漁等の対策					
5 漁村の活性化	ア 千葉の海と漁村の魅力発信	ホームページ	20	20	87.0	23	
		イ 適切な海面利用の遵守指導の徹底					「千葉のさかな倶楽部」アクセス件数(万件)
		ウ 漁港関連施設の活用と安全安心な漁村づくり					「夏休み『千葉の海』丸ごと満喫キャンペーン」参加直売所の利用客数(万人)

【担い手育成計画】

目 標	策定時	H24年度末	目 標
農業の新たな担い手を確保します(人/年)	321	416	400
企業的な農業経営体を育成します(経営体)	1,168	1,168(H22)	1,250
地域農業を支える組織を育成します(組織)	268	246	280

取組の 基本方向	推進方向及び対策		施策の達成度を測る指標				
			項 目	策定時 (A)	H24年度末 (B)	達成度進捗 B/C(%)	目 標 (C)
1 農業の新たな担い手の確保・育成	(1)担い手育成の中核的機能を発揮する千葉県農業大学校	ア 専修学校化	新規学卒就農者数(人)	72	63	63.0	100
		イ カリキュラムの見直し	離職就農者数(人)	136	138	92.0	150
		ウ 教育・研修環境等の整備	新規参入者数(人)	113	215	143.3	150
	(2)就農に向けた情報の発信	ア 新規就農希望者等に対する情報発信の充実					
		イ 就農相談の支援					
	(3)新規就農者への支援	ア 「産地」の維持・発展を図るための就農支援					
		イ 新規就農・定着の支援					
		ウ 法人等への雇用就農の促進					
	(4)法人等の農業算入支援	ア 地域と連携した算入支援の展開					
		イ 農業算入に必要な機械施設の整備支援					
2 千葉県を牽引する企業的経営体の育成	(1)担い手の経営発展支援	ア 認定農業者等の経営改善を支援	認定農業者数(人・法人)	7,256	7,181	89.8	8,000
		イ アグリトップランナーの育成					
		ウ 法人化の推進による経営向上	うち女性(人)	357	455	75.8	600
		エ 女性の担い手の育成	女性起業家数(グループ・人)	404	465	98.9	470
		オ 経営改善に必要な機械施設の整備支援	農業生産法人数(法人)	239	320	118.5	270
			農地の利用権設定等面積(ha)	13,358	15,974	106.1	15,050
	(2)生産組織の強化						
	(3)農地の効率的利用等の促進	ア 農地利用集積の促進					
		イ 農業用施設の効率利用					
	(4)経営の多角化の支援	ア 地域資源を生かした商品開発・販路開拓の促進					
3 地域農業を支える組織の育成・整備	(1)集落営農の推進	ア 集落営農組織等の育成、地域住民との連携促進	農業用機械を共同所有し作業を受委託する集落営農組織数	62	72	110.8	65
	(2)高齢者や小規模農家等の活動支援	ア 直売・起業等グループの育成	集落内の土地利用調整を実施する集落営農組織数	41	42	93.3	45
イ 個性的産地づくりの支援							
4 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成	(1)林業就業者に対する研修の実施		新規就業者数(人)	7	3	15.0	20
	(2)森林所有者に対する森林の管理・経営情報の提供						
5 水産業を支える多様な担	(1)担い手育成・新規就業者対策		新規就業者数(人)	50	54	90.0	60

【販売促進計画】

目 標	策定時	H24年度末	目 標
千葉県農林水産物の購入意欲を高めます(%)	76.5	78.5	高めます
千葉県農林水産物の輸出を促進します(億円)	100	116	115

取組の 基本方向	推進方向及び対策	施策の達成度を測る指標					
		項 目	策定時 (A)	H24年度末 (B)	達成度進捗 B/C(%)	目 標 (C)	
1 「食の宝庫ちば」のファンづくりの推進	(1)知事のトップセールスやメディアを活用した、農林水産物の県内外への魅力発信	ア 知事によるトップセールス					
		イ メディアの活用					
		ウ 体験を通じたPRと「食」関連イベントとの連携					
	(2)県内及び首都圏での千葉県フェア開催支援による産地間競争力の強化	ア 「農林水産物販売促進月間」の設定	スーパーマーケット、百貨店等における「千葉県フェア」への協力社数(社)	18	23	115.0	20
		イ スーパーマーケットや生産者団体等と連携した「千葉県フェア」の開催	うち県内(社)	18	13	72.2	18
			うち県外(社)	3	14	280.0	5
	(3)生産者と消費者の交流による県産農林水産物の理解促進	ア 農林水産物直売所の販売促進と交流拠点としての機能強化	直売所入込客数	283	248	85.5	290
		イ グリーン・フルーツリズムに係る地域の受入体制づくり	(千人/施設・年)				
		ウ 県産木材を利用した家づくりへの理解の促進					
	(4)食育活動等の推進	ア 食育活動の推進	食育に関心のある県民の割合(%)	76.2	72.4	80.4	90.0
イ 木育活動の推進		木工出前授業実施学級数(学級)	9	25	75.8	33	
ウ 花育活動の推進		花とみどりのふれあい教室参加者数(人)	76	210	105.0	200	
2 流通体制の強化・販路拡大	(1)卸売業者と連携した市場販売力の強化	ア 卸売業者と連携したセールスプロモーションの実施	25.3	25.4	97.7	26.0	
		イ 県内卸売市場の活性化					
		ウ 県産農林水産物に対する多様な需要に応える流通体制の整備					
	(2)商品の付加価値を高める流通体制の強化	ア 朝揚げ水産物直送システムの拡大	朝揚げ水産物直送システムの取扱量(トン)	149	業者間の独自の取組により直売ルートが確立されたため、積極的な県の関与が不要となった。	160	
		イ 朝採り農産物等の販売に向けた取組検討					
		ウ 集出荷・流通システムの整備					
		エ 水産物の産地市場における品質管理の高度化					
	(3)商談会の開催等による多様な販売チャンネルの開拓	オ JAS法に基づく食品表示の適正化の推進	園芸作物の集出荷貯蔵施設の整備・再整備数(箇所)	1	7	233.3	3
			商談件数(件)	294	323	97.0	333
			うち県主催商談会(件)	294	283	89.8	315
(4)県産木材の販路拡大	ア 県産木材の利用促進	県産木材の利用量(千m3)	75	63	75.9	83	
	イ 事業者間の情報交換等の促進						
3 売れるものづくりへの多様な支援	(1)地域活性化につながる多様なブランド化の推進	ア 地域における農産物のブランド化への支援	地域ブランド化に取り組む地域数(地域)	—	6	200.0	3
		イ 千葉ブランド水産物の認定	千葉ブランド水産物認定後の販売実績向上率(水産加工品・ふるさと品)(%)	56	56	93.3	60
	(2)県産成品種等を活用した県独自の商品づくり	ア 県産成品種の普及と集中的なプロモーションによる販路拡大	おおまざり取扱店舗数(店舗)				
		イ 県産食肉の生産基盤の強化と販売促進	ダイヤモンドポーク取扱店舗数(店舗)	8	8	66.7	12
		ウ 低利用水産物の利用促進					
	(3)加工・販売等を行う生産者・生産者組織の支援	ア 6次産業化への取組支援					
		イ 生産者自らが取り組む販売促進活動への支援					
	(4)6次産業化等による新品種開発・支援		商品開発取組数(件)	31	86	143.3	60
	(5)中食・外食産業等の需要拡大に対応した取組支援		主要野菜の加工・業務向け出荷量(トン)	18,248	21,991	110.0	20,000
	4 新たな販路開拓を目指す輸出の促進	(1)輸出に取り組む生産者・団体の育成支援	ア 産地と海外市場のマッチングの推進	県産農林水産物の輸出に取り組む生産者団体等(社・団体)	48	30	54.5
イ 新たな販路の創出							
ウ 海外マーケット等の情報収集及び生産者への情報提供							
(2)輸出方法の改善等を通じた輸出環境の整備		ア 個別品目ごとの技術開発、認証取得の推進	輸出に対応する技術開発、施設整備等の事例(件)	—	1	33.3	3
		イ 植木の検疫対策、新技術開発の推進					
		ウ 海外における商標登録等の事前調査と取得推進					
(3)輸出促進に向けた積極的な販売促進活動の実施		ア 海外における千葉県産農林水産物のPR	海外展示会、商談会、フェア等での県産農林水産物のPR回数(回/年)	3	3	100.0	3
		イ 海外における販売コーナーの確保					
		ウ 輸出促進ツールの拡充					

参考2 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」抜粋

Ⅲ 経済の活性化と交流基盤の整備

3 豊かな生活を支える食と緑づくり

①戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進

【目標】

力強い農林水産業の確立により、「農林水産王国・千葉」の復活を目指します。

【現状と課題】

本県農林水産業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費形態の変化、地球温暖化、生産者の減少と高齢化の進展など、急激かつ大きく変化しており、さらに、農地の減少や耕作放棄地の拡大、野生鳥獣害の増加、森林の荒廃、水産資源の減少など解決しなければならない重要な課題が山積しております。

本県農林水産業が今後とも発展していくためには、こうした課題に果敢に立ち向かっていくことが必要です。

具体的には、消費者ニーズに合った農林水産物を提供できるよう生産力の強化と生産性の向上を図るとともに、首都圏に位置する優位性を生かした産地づくりや、多様で活力のある担い手の確保・育成を図ることが重要です。

また、農林漁業者の所得向上のためには、生産面のみならず、流通、加工、販売の各分野での付加価値を高める対策は極めて有効であり、他産業との連携も含め、地域の特性を生かした新たな経営モデルに取り組む必要があります。

さらに、世界的な日本食ブーム、アジア諸国における富裕層の増加等、農林水産物の輸出の機会が拡大する一方で、輸出を新たな販路開拓の一つに位置付けていく必要があります。

また、農業水利施設や漁港など、農林水産業の生産力を支えるインフラについては、老朽化が進みつつあり、これらへの対応は待ったなしの状況です。

加えて、農業者の高齢化の進展等に伴って拡大している耕作放棄地の解消は、生産力強化や生産性向上につながる農地の集団化、さらには、鳥獣被害防止対策の上からも重要な課題となっています。

こうした課題に対応する上では、新しい品種や栽培・加工技術などの積極的な導入の下で、環境にやさしく、安全・安心な生産流通体制の整備も重要です。

【取組の基本方向】

「農林水産王国・千葉」の復活を目指し、農林漁業者と関係団体の緊密な連携の下、マーケット需要に対応した力強い産地づくりを進めるとともに、農林水産物の地域ブランド化や6次産業化等による高付加価値化を推進します。

また、農林水産物の輸出拡大を目指し、輸出産地を育成するとともに、生産者の輸出活動を支援します。

さらに、地域の農林水産業を牽引する意欲ある人材や企業的経営体、集落営農

組織などの多様な担い手を確保・育成するとともに、意欲ある担い手への農地集積を推進します。

また、産地間競争力の強化に向けた大区画ほ場や流通拠点漁港の整備などの生産基盤の充実・強化を図るとともに、耕作放棄地を含めて農地を一定規模にまとめた上で、農業法人に貸し出す仕組みづくりを進めます。

加えて、消費動向の変化や温暖化に対応した新たな技術開発や品種育成に積極的に取り組むとともに、全国的な優良事例を本県農林水産業の産地づくりに取り入れながら、高付加価値型、高収益型の農林水産業への転換を促進します。

また、次世代に引き継げる持続可能な農林水産業を目指し、環境への負荷軽減や種苗放流等並びに資源の適正な利用などを推進します。

なお、TPPなどの国際的な経済連携に対する農林水産業の対応については、交渉の動きに注視しながら、適切に対応していきます。

【主な取組】

1 マーケット需要に対応した力強い産地づくり

消費ニーズが多様化する中、力強い農林水産業を確立していくためには、マーケット需要に的確に対応することが必要であり、園芸農業については、産地の生産力や販売力を向上させるため、施設化や機械化を促進するとともに、集出荷施設などを整備することにより、生産の大規模化や高品質化、大口需要に対応できる生産流通体制を構築します。

また、公益社団法人千葉県園芸協会を機能強化し、協会を核に「オール千葉」として、農業者、JAグループなどが緊密に連携し、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりに取り組みます。

水田農業については、早場米産地の優位性を生かした品種構成による生産販売活動を推進するとともに、水田の面的集積やライスセンターなどの整備により、生産コストの低減を図ります。

また、湿田が多い本県でも生産が可能な飼料用米やWCS用稲などの新規需要米の生産拡大や、麦・大豆の高品質・安定生産を推進し、水田を最大限活用した力強い水田農業経営の確立を図ります。

畜産業については、乳量の多い牛の導入や飼養技術の向上などにより家畜の生産性を高めるとともに、飼料自給力を強化します。

また、TMRセンターの整備を進め、飼料生産の省力化と低コスト化を図るとともに、畜産物の価格安定制度により、畜産農家の経営安定対策を推進します。

加えて、新鮮でおいしい牛乳やチバザビーフ・チバザポークなどの差別化できる県産畜産物を安定供給するための取組を推進します。

林業については、高性能林業機械の導入や、作業道など路網を整備し、森林整備の集約化と低コスト化を推進するとともに、製材所等の木材加工流通施設を整備し、需要に応じた県産木材の安定的な供給体制の構築と公共施設等への県産木

材の利用を促進します。

水産業では、より高鮮度を維持できる高度衛生管理市場の整備や流通体制づくりなどを進めるとともに、地域特性を生かした商品づくりを支援する千葉ブランド水産物の推進や低・未利用魚の加工品の開発など、水産物の高付加価値化に取り組めます。

また、漁業生産の安定化・効率化を推進するため、共同利用施設の整備や省力化・低コスト化に繋がる機器等を導入するとともに、漁業調査船等からの情報提供により操業安全の確保と効率化を支援します。

- 公益社団法人千葉県園芸協会を核とした「オール千葉」体制の構築と園芸農業の生産力強化と販路拡大
- 力強い水田農業経営の確立と畑作経営の効率化
- 家畜の生産性向上・飼料自給力の強化と経営安定対策の推進
- 森林整備の集約化・低コスト化の推進と県産木材の利用促進
- 漁業生産の安定化・効率化の推進

2 多様な資源を活用した6次産業化の推進

農林水産物の高付加価値化と高収益化を推進するため、農林漁業者が新たに取組む加工品づくりと、直売・インターネットなどによる販路の開拓を支援します。また、食品会社など他業種とのマッチングや6次産業化ファンドの活用による農林水産業の新たな事業展開を進め、地域ブランドとなる新商品の開発やマーケットの創造による需要の拡大を促進し、農林漁業者の所得向上を図ります。

- 農林水産物を活用した6次産業化・農商工連携の推進
- 商談会などによる加工品の販路開拓の支援

3 農林水産物の海外販路の開拓

世界的な日本食ブームやアジア諸国における富裕層の増加などで農林水産物の輸出の機会が拡大していることから、農林水産物の輸出戦略を構築します。

加えて、国や輸出業者などと連携しながら、需要の拡大が見込まれる東南アジア地域などをターゲットに、海外での「千葉フェア」の開催や、生産者等が行う海外展示会、商談会への出展を支援します。また、産地と海外市場のマッチングを促進するため、千葉ブランド農水産物・食品輸出協議会と連携して輸出に取り組む団体等を支援します。

特に、植木類や梨、いちごなどの果実類等、海外で人気の高い農水産物などについては、海外の消費者やバイヤーなどに向けてPRするとともに、販路の開拓に努めます。

また、輸出の取組を拡大するため、輸出に取り組む生産者の組織化や産地育成を進めるとともに、防疫や輸送技術などの情報提供や、生産者による海外マーケット調査、試験輸出、海外での販促活動等の取組を支援します。

- 海外販路拡大セミナー等の開催（再掲）
- 海外に向けた情報発信と商談機会の創出（再掲）
- 輸出に取り組む団体への支援（再掲）

4 農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成

学卒者や離職者、定年退職者などの就業を希望する新たな担い手が安心して参入できるよう市町村等と連携し、就業相談や農地確保の支援等を行うとともに、県立農業大学校等での実践的な教育・研修や水産業のインターンシップ等の体験実習など、知識や技術の習得を支援します。

また、青年就農給付金等の活用により就業を促進するとともに、認定就農者制度の活用や法人への雇用を推進し、新規就業者の増加を目指します。

就業直後の担い手に対しては、生産販売のための知識・技術の習得やリーダー・経営者としての資質の向上を図るため、セミナーやグループ活動などの各種研修制度の充実強化などにより定着を支援します。

意欲と能力のある担い手に対しては、生産性の高い営農を展開できるよう、人・農地プランの策定を推進し、農地をまとまった形で担い手に集積するとともに、法人化を促進し、地域を牽引するビジネス感覚あふれる企業的経営体に育成します。

さらに、集落営農組織や森林組合などの林業事業体、漁協青年部等の育成・強化や企業等の参入を支援するとともに、女性や高齢者など、多様な担い手が地域で生き生きと活躍できるよう、経営参画への支援や活動のベースとなる組織活動の支援により、加工・直売・体験交流などの取組を支援します。

加えて、農業や漁業の生産・販売活動だけでなく、地域での生活に欠かすことができない農業協同組合や漁業協同組合等については、組合員や地域住民の生活の利便性を考慮しつつ、組織再編を進めるなど、経営基盤の強化を図ります。

- 担い手に対する研修制度等の充実・強化
- 地域農林水産業を牽引する企業的経営体の育成
- 担い手への農地集積の促進
- 農協及び漁協等の経営の健全化対策

5 生産基盤の充実・強化と耕作放棄地の解消推進

農作物の生産性、品質の向上を図るため、ほ場の大区画化・汎用化、農道、農業水利施設などの整備を進めるとともに、農地の集積による低コスト化を推進します。

漁港については、水産物の安定的な供給や産地間競争力の強化を図るため、銚子漁港や勝浦漁港などを地域の水産物が集積する流通拠点漁港に位置付け、高度衛生管理を推進するなど、重点的な整備を進めます。

なお、既存施設の維持管理に当たっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を

図るため、これまでの事後的な補修・更新から予防的な補修・更新へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

また、耕作放棄地を解消するため、地域ぐるみで行う再生活動を推進するとともに、県農地中間管理機構（仮称）により、耕作放棄地を含めて農地を一定規模にまとめた上で、基盤整備等の条件整備を行い、大規模経営を目指す農家や農業法人に貸し出す仕組みづくりを進めます。

- 用排水施設の整備
- 大区画化など基盤整備の推進
- 漁港施設の整備促進
- 農業水利施設や漁港施設の長寿命化
- 耕作放棄地の再生に対する支援

6 試験研究の充実

担い手の経営発展を技術的側面から支援し、収益力が高く、次代を担う若者にとって、やりがいと魅力のある千葉県農林水産業を実現するため、大規模経営や省力低コスト生産に対応した栽培・生産技術の開発、飼料自給力の向上、水産資源の増大と操業の効率化などの試験研究や、消費動向の変化に対応した流通加工技術、品質・衛生技術の向上、千葉ブランドとなる新品種の育成など農林水産物の高付加価値化に向けた試験研究に取り組みます。

また、環境変動など農林水産業を取り巻く生産環境の変化に対応し、温暖化による農作物や養殖水産物の高温障害や、新たな病害虫への対策、環境負荷の低減や農林水産資源の持続的利用のための技術開発に取り組みます。

さらに、経済のグローバル化の進展や産地間競争の激化を見据え、農林水産業を高付加価値型、高収益型へ転換するための先導的機関となるよう農林総合研究センターなどの試験研究機関の再構築並びに機能強化を図ります。

- 生産力を強化するための技術開発
- 多様なニーズに対応したブランド化を推進する技術開発
- 環境への調和と資源の維持増大に関する技術開発
- 効率的な研究体制の再構築と研究施設の再編整備

7 環境や資源に配慮した農林水産業の推進

肥料や農薬等の過剰な使用などによる生態系への影響や自然環境への負荷を低減するため、ちばエコ農業などの農薬や化学肥料を減らした「環境にやさしい農業」の取組を促進するとともに、農業用廃プラスチックや家畜排せつ物の適正処理を推進します。

また、農薬飛散を防止するため、天候や散布方法等に留意した散布及び農薬飛散防止ネットの設置などの実践を進めます。

さらに、生産基盤の整備に当たっては、魚道や石積護岸などの環境との調和に配慮した施設の整備を進めます。

二酸化炭素吸収源等として森林が有している地球温暖化防止機能等の様々な公益的機能を発揮させるため、小規模な森林など管理が不十分な森林整備の集約化・低コスト化を推進するとともに、県産木材の利用促進などにより、持続的な森林整備を進めます。

また、松くい虫やサンプスギ非赤枯性溝腐病等の病虫害防除対策の実施や、林地開発行為の適正化の促進などにより健全な森林の保全を図ります。

さらに、水産資源の維持・増大など豊かな海づくりを推進するため、漁業者による休漁や漁具制限などの取組やアワビ、マダイ、ヒラメ等の種苗放流、生産性の高い漁場整備などを推進するとともに、漁業操業の秩序を維持するため、漁業権管理など漁業制度の適正な運用を図ります。

また、東京湾の高水温化など漁場環境の変化に対応した技術改善や漁場保全の取組などを支援し、東京湾漁業・養殖業の生産力の回復を図ります。

- ちばエコ農業などの環境にやさしい農業の推進
- 農業用廃プラスチックの適正処理の推進
- 家畜排せつ物の適正処理による環境対策の推進
- 森林整備の集約化・低コスト化の推進と県産木材の利用促進（再掲）
- 病虫害防除対策や林地開発の適正化による健全な森林の保全
- 水産資源の適正管理と維持増大
- 漁場環境の変化に対応した漁業・養殖業の推進

Ⅲ 経済の活性化と交流基盤の整備

3 豊かな生活を支える食と緑づくり

②緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

【目標】

都市と農山漁村の交流を促進し、地域が一体となった農山漁村の活性化を図ります。

【現状と課題】

本県の農山漁村は、豊かな自然環境に恵まれ、食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民にとってかけがえのない数多くの地域資源や多面的機能を有しています。

また、都市と農山漁村との交流拠点となる直売所や農林漁業体験施設等は、県民が農山漁村の魅力に直接触れ合い、農林水産業への理解を深めることができる貴重な場となっています。

しかしながら、農山漁村の人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下、耕作放棄地や荒廃森林の増加、さらに、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害が拡大するなど、数多くの課題を抱えています。

このような中、緑豊かで活力のある農山漁村を実現し、農山漁村の多面的機能を維持するためには、週末居住等によるスローライフや体験型観光へのニーズの高まりを踏まえながら、多様な地域資源を活用した新たな都市住民との交流のしくみづくりや、高齢者就労など多様な就労の場の提供、多様な人々が参画する集落活動による地域資源の維持向上が必要です。

【取組の基本方向】

多様な人々の参画による農山漁村の活性化を推進するため、直売所や加工所、農家レストラン、体験農園や潮干狩り、県民の森などの農林漁業体験施設でのグリーン・ブルーツーリズムなど、魅力ある本県の農山漁村に多くの人々が触れ合える機会を提供することで、農林水産業に対する県内外の人々の理解増進と高齢者就労など多様な就労の場の提供につながるような地域づくりを目指します。

さらに、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農道と農業水利施設などの適切な保全管理について、地域が一体となって都市住民との協働の下に取り組み、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現を図ります。

【主な取組】

1 農山漁村の活性化に向けた地域資源の活用

緑豊かな景観や伝統文化などを有する農山漁村の魅力をPRするとともに、首都圏に位置する立地の優位性を最大限活用し、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などを利用する都市住民等に、健康増進や憩いの場を提供する体験農園、野菜・果実狩り、潮干狩り、森林と親しめる県民の森などの農林漁業体験を通じて地域住民と交流するグリーン・ブルーツーリズムの促進や、特色のある地域資源の活用と高齢者などが生き生きと働くことができる魅力ある地域づくりにより、都市との交流による農山漁村の活性化を図ります。

また、都市と農山漁村の共生・対流を一層促進させるため、地場産品の販売拠点である農林水産物の直売所や加工所、農家レストランの情報を発信するとともに、多様な都市住民のニーズを踏まえた地産地消の推進や、生産者と消費者との信頼関係を構築する「食」と「農林水産業」への相互理解を促進します。

さらに、農山漁村に豊富に存在する間伐材などのバイオマス資源の有効活用や、ソーラーパネルの設置による太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入により、農山漁村の新たな産業づくりを支援します。

- 都市と農山漁村との交流の活性化
- グリーン・ブルーツーリズムの推進
- 食と農のつながりを伝える食育の推進（再掲）
- 県民の森の利用推進
- バイオマス資源の有効活用や太陽光発電などの再生可能エネルギー導入の支援

2 多様な人々の参画による農山漁村の多面的機能の向上

農山漁村の過疎化や高齢化の進展に伴い集落機能が低下し、農地や用排水施設、農道などの施設の適切な保全管理が困難となっていることから、地域住民をはじめ、都市住民やボランティアなどの多様な人々が参画した集落活動を推進し、農地や用排水路、農道など集落に欠かせない施設の保全管理を行います。

また、放置された竹林の侵入や不十分な管理により荒廃森林が増加していることから、企業やNPOなどの多様な人々による竹の除去や間伐を中心とした森林整備活動を促進するとともに、間伐材などの有効利用を推進することで、県土保全や水源涵養など森林の有している機能を発揮させます。

これらの多様な人々の参画により、農山漁村が有する環境保全や水源涵養、洪水機能防止などの多面的機能を向上させることで、農山漁村の住民が生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

- 農林水産施設等などの保全活動による集落機能の向上
- 森林整備の集約化・低コスト化の推進と県産木材の利用促進（再掲）
- 多様な人々の参画による森林再生

3 耕作放棄地の発生防止と有害鳥獣被害防止対策の強化

耕作放棄地の増加や野生鳥獣の被害拡大は、農村環境の悪化ばかりでなく、生産者の生産意欲を減退させていることから、これらを一体的な課題と捉え、農業者個人だけでなく、集落や関係機関・関係団体が連携した地域ぐるみの取組となるよう推進します。

そのため、千葉県耕作放棄地対策協議会や千葉県野生鳥獣対策本部を中心として、耕作放棄地防止・解消対策や有害鳥獣対策の4つのプロジェクト（防護・確保・資源活用・生息環境整備）を総合的に推進します。

耕作放棄地対策では、地域ぐるみでの耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、再生に当たっては、耕作放棄地を地域農業活性化の貴重な資源と捉え、農業者だけでなく地域住民が参加できる市民農園や体験農園の整備などを図ります。

有害鳥獣対策では、被害の約5割を占めるイノシシの被害を軽減させるため、「千葉県イノシシ対策計画」に基づき、関係機関と連携しながら、イノシシの総個体数を減らす早期捕獲や農作物への被害を防ぐ防護柵の設置を推進するとともに、イノシシ肉の活用を促進します。

また、市町村ごとに有害鳥獣の捕獲と防護を適切かつ効果的に行うことのできる「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進します。

- 耕作放棄地の発生防止
- 防護・捕獲対策の推進
- 資源活用対策の推進
- 生息環境整備対策の推進

参考 3

「農林水産業・地域の活力創造プラン」における主な指標

平成 25 年 12 月 10 日（農林水産業・地域の活力創造本部策定）

基本的な目標

農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増

各政策の目標

- i 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
 - 2020 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に倍増
 - 学校給食での国産農林水産物の使用割合を 2015 年までに 80%に向上
 - 今後 10 年間で加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加
- ii 6 次産業化等の推進
 - 2020 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加
 - 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を 5 年間で 3 割削減
 - 今後 3 年間で新たに「強み」のある農畜産物を 100 以上創出
 - 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して、地域の農林水産業の発展を図る取組を 2018 年度に全国 100 地区で実現
 - 2018 年までに約 100 地区でバイオマス産業都市を構築
- iii 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
 - 今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立
 - 今後 10 年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比 4 割削減
 - 新規就農し定着する農業者を倍増し、10 年後に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大
 - 今後 10 年間で、法人経営体数を 5 万法人に増加
- iv 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
 - 10 年後に担い手への農地集積 8 割を達成
 - 10 年後に担い手の米の生産コストを全国比で 4 割減
- v 農山漁村の活性化
 - 関係省庁との連携プロジェクトを展開し、平成 32 年までに全国で交流人口を 1,300 万人まで増加
- vi 林業の成長産業化
 - 2020 年までに国産材の供給量を 3,900 万 m³に増加（2009 年：1,800 万 m³）
 - 2013 年度から 2020 年度までの間に、毎年 52 万 ha の間伐等を実施
- vii 水産日本の復活
 - 2022 年までに魚介類生産量（食用）を 449 万トン（2005 年度水準）に向上（2012 年：376 万トン）
 - 2020 年までに国産水産物輸出額を 3,500 億円に倍増（2012 年：1,700 億円）
 - 2022 年までに魚介類消費量を 29.5kg/人年（2010 年度水準）に向上（2012 年：28.4kg/人年）
- viii 東日本大震災からの復旧・復興
 - 津波被災農地について、2013 年度中の復旧を目指すとともに、被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
 - 漁港施設、海岸保全施設については、2015 年度末までに復旧を概ね完了
 - 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を 2020 年度までに完了することを目指す
 - 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
- ix 農業の成長産業化に向けた農協の役割

発行：平成25年12月

発行者：千葉県（農林水産部農林水産政策課）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2812

ホームページ

[http://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/
keikaku/nourinsuisan/index/html](http://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/keikaku/nourinsuisan/index/html)